

「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）」
及び「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」
の公表について

容量市場の長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の実施にあたり、業務規程第32条の12および第32条の23の2の規定に基づき、参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、参加登録方法、応札方法、落札決定方法、および契約条件等を定めた長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）（以下、「本要綱」）を制定し、公表する。

あわせて、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めた長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款（以下、「本約款」）を改定し、公表する。

なお、本要綱の制定と本約款の改定にあたっては、業務規程第6条第1項の規定に基づき、2025年7月16日（水）から2025年7月30日（水）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

＜参考 業務規程＞

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第32条の12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

（以下略）

（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23の2 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20までの規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。

以上

【添付資料】

別紙1：長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）

別紙2：長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款

別紙3：「長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙4：「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

容量市場
長期脱炭素電源オークション募集要綱
(応札年度：2025年度)

2025 年 9 月 3 日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	4
1.	長期脱炭素電源オークション創設の背景	4
2.	容量市場におけるオークションの種類	5
3.	募集要綱の位置付け	6
第2章	注意事項	7
1.	一般注意事項	7
2.	守秘義務	7
3.	問合せ先	8
第3章	募集概要	9
1.	募集スケジュール	9
2.	募集内容	10
第4章	参加登録	20
1.	参加登録の方法	20
2.	事業者情報の登録	20
3.	電源等情報の登録	21
4.	期待容量の登録	29
第5章	応札方法	30
第6章	落札電源及び約定価格の決定方法	32
1.	落札電源の決定方法	32
2.	約定価格の決定方法	36
3.	約定結果の公表	36
4.	落札後の手続き等	37
5.	容量確保契約の結果の公表	37
第7章	契約条件	38
1.	容量確保契約金額	38
2.	容量確保契約金額に関する調整	38
3.	市場退出	40
4.	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	41
5.	容量確保契約金額（各月）の支払・請求について	43
6.	他市場収益の還付について	43
7.	消費税等相当額について	44
8.	その他	44

【添付資料】

- (様式1) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書
- (様式2) 事業計画書
- (様式3) バイオマス発電設備に係る燃料調達計画
- (様式4) 蓄電池に係る事業計画
- (様式5) 脱炭素化ロードマップ
- (様式6) 期待容量等算定諸元一覧
- (様式7) 調整機能の詳細情報

第1章 はじめに

1. 長期脱炭素電源オークション創設の背景

小売全面自由化前は、総括原価方式による料金規制の下、安定的に料金の回収が可能であったため、巨額の電源投資を行うに足りるだけの長期的な投資回収予見性が確保されていました。その後、自由化の進展が、競争活性化による電力料金の抑制等、様々な恩恵をもたらしている一方で、原則的に、短期的な電力取引市場ベースでの料金設定となっていくため、市場価格の変動が想定されることも踏まえると、発電事業者にとっては長期的な投資回収予見性が低下し、多額の資金が必要な電源への新規投資が停滞しています。このため、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加的に講ずることで、中長期的に必要な供給力等を効率的に確保するため、2020 年度から新たに容量市場制度が創設されました。

現行の容量市場は、落札電源の大部分が既設電源となっていますが、電源への新規投資を促進するべく、現行の容量市場の入札とは別に、新規投資を対象とした入札を行い、容量収入を得られる期間を「1 年間」ではなく「複数年間」とする方法により、巨額の初期投資に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する入札制度が、2023 年度から新たに創設されました。

また、2050 年カーボンニュートラル実現に向けて定められた第 6 次エネルギー基本計画を踏まえ、本制度の対象となる新規投資は脱炭素電源への新規投資と整理されました。なお、火力発電所の休廃止の増加を背景として発生した 2022 年 3 月の東日本における電力需給ひっ迫を踏まえ、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくため、比較的短期に建設が可能な LNG 火力の新設・リプレースを、一定期間内に限り、追加的に新規投資の対象とされています。ただし、2050 年カーボンニュートラルとの関係を考慮し、供給力提供開始から 10 年後には脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への入札等）を求めることが整理されています。

このように、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、発電事業者の投資回収予見性を確保することで脱炭素電源への投資を着実に促すことにより、需要家に対して脱炭素電力の価値を提供すると共に、中長期的な観点から安定供給上のリスクや価格高騰リスクの抑制を目指します。すなわち、発電事業者の予見可能性確保と需要家の利益保護を同時に達成することが、長期脱炭素電源オークションの目的です。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」並びに資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において、制度設計や業務運営について検討が進められているところ、「電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第八次中間とりまとめ」にて、長期脱炭素電源オークションは、容量市場の一部として位置付け

られること、本機関が運営主体となり、2023 年度に長期脱炭素電源オークションの初回応札が開始することとなりました。

2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）

容量 市場	<u>容量オークション</u> (右記オークションの 総称)	<u>メインオークション</u> 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する。
		<u>追加オークション</u> メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。 ・調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ・リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する。
		<u>長期脱炭素電源オークション</u> 脱炭素化に向けた新設・リプレイス等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する。
	<u>特別オークション</u> 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等	実施する。

3. 募集要綱の位置付け

- (1) この長期脱炭素電源オークション募集要綱（以下「本要綱」という。）では、2025 年度に実施する長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）への参加を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で本オークションに係る容量確保契約書（以下「容量確保契約書」という。）を締結していただきます（容量確保契約書の様式については別途公表します。）。
- (4) 本要綱と「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」（以下「容量確保契約約款」という。）では、容量確保契約約款に規定された内容を優先します。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱、容量確保契約書及び容量確保契約約款に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む。）にあたっては、本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本オークションに係る容量確保契約（以下「容量確保契約」という。）は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録及び応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録及び応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」という。）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関及び容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」という。）を第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、参加登録事業者が容量市場の参加に関する業務を委託した者、金融機関、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く。）に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報又は自ら有していた情報（ただし、自己の応札価格及び応札容量は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- ・ 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ・ 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- ・ 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国又は国の関係機関、電気供給事業者である者、若しくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

3. 問合せ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問合せには回答できません。

- ・ 電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(長期脱炭素電源オークションについて)
URL : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>
- ・ 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ)
メールアドレス : bzl-chouki-auction@meti.go.jp
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
(応札価格の監視に関するお問合せ)
メールアドレス : bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
(他市場収益の監視に関するお問合せ)
メールアドレス : bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

第3章 募集概要

1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2025 年 10 月 14 日（火）～ 2025 年 10 月 17 日（金）	事業者情報の登録受付期間
2025 年 10 月 14 日（火）～ 2025 年 10 月 22 日（水）	事業者情報の審査期間
2025 年 10 月 20 日（月）～ 2025 年 10 月 24 日（金）	電源等情報の登録受付期間
2025 年 10 月 27 日（月）～ 2025 年 12 月 09 日（火）	電源等情報の審査期間
2025 年 12 月 10 日（水）～ 2025 年 12 月 16 日（火）	期待容量の登録受付期間
2025 年 12 月 17 日（水）～ 2025 年 12 月 26 日（金）	期待容量の審査期間
2026 年 01 月 19 日（月）～ 2026 年 01 月 26 日（月）	応札の受付期間
2026 年 01 月 27 日（火）～ 2026 年 02 月 03 日（火）	応札容量算定に用いた期待容量 等算定諸元一覧登録受付期間

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

※約定結果は「応札の受付期間」終了から3ヶ月後を目途とし、応札年度の翌年度に公表します。

※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

※各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせします。

※応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。

(2) 事業者情報の登録にあたっては、事業者コード及びクライアント証明書の取得が必要です（取得済の事業者が新たに取得する必要はありません。）。

(3) 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

(4) 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

2. 募集内容

(1) 募集量

ア 本オークションにおける脱炭素電源（以下「脱炭素電源」という。）の募集量は 500 万キロワット（kW）になります。

※脱炭素電源の募集量 500 万 kW のうち、脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力）は 50 万 kW（※1）、揚水式水力（新設を除く。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）は合計で 40 万 kW（※2）、揚水式水力（新設に限る。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）・長期エネルギー貯蔵システムは合計で 40 万 kW、既設の原子力電源の安全対策投資は 150 万 kW を募集量の上限とします。

※1：新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計

※2：蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の 1 国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の 30%未満とします。また、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の 1 国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の 30%未満とします。

イ LNG 専焼火力の募集量は 2,929,036kW になります。

(2) 制度適用期間

本制度で落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が 2025 年度となる場合は、2027 年度）を始期として以降、原則 20 年間となります。

※制度適用期間は全電源共通で 20 年を原則としつつ、20 年よりも長期の適用期間（1 年単位）を希望することも可能です。

(3) 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除く。）

(4) 参加登録が可能な事業者

下記のア及びイを満たす者が、参加登録が可能な事業者とみなします。

ア 電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者とする。

※必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当します。なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札してください。

イ 国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）であること。

※落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る。）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札してください。

（５）参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 参加対象となる電源は、今後、設備投資が必要であり、応札時点で運転開始前（既設の原子力電源の安全対策投資の場合は、2013 年 7 月の新規制基準導入後初めて再稼働する前。既設火力の改修の場合は、改修工事後の運転開始前）の安定電源・変動電源が対象です。

イ 登録できる電源は以下に区分され、要件は以下のとおりです。なお、電源については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は、設備容量（発電端）から、当該電源の所内消費電力及び自家消費のために必要な容量、自己託送及び特定供給のために必要な容量、特定送配電事業者が利用するために必要な容量、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIP に供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を控除した容量とします。

※同時落札条件（同年度の本オークションに応札した特定の別の電源が非落札となった場合は、自動的に非落札となる条件）を付けた複数電源の合計により本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たす場合においても、各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は 3 万 kW に達する必要があります。（複数電源の合計により、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の要件を満たすことが認められる同時落札条件は、下記①の※3、※8、※11 と②の※18 を参照ください。）。

※容量確保契約約款の第 11 条第 1 項第 8 号に基づき法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出した電源が本オークションに再度応札する場合は、当初応

札したときと同一の容量を提供する電源等の区分及び電源等要件が適用されます。

① 脱炭素電源

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の A. ～D. のいずれかに該当するもの A. 次の a. ～d. のいずれかの新設・リプレイス（※1）又は既設の原子力電源の安全対策投資（※2）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上（※3）の安定的な供給力を提供するもの。 a. 火力電源（LNG に高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる火力電源又は水素専焼の火力電源若しくはアンモニア専焼の火力電源に限る。）（※4、5、6） b. 原子力電源 c. 地熱電源 d. バイオマス電源（※7） B. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるバイオマス部分の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上の安定的な供給力を提供するもの。（※3、7、8） C. 既設の火力電源をアンモニア混焼（高位発熱量ベースでアンモニアを 20%以上混焼させる場合に限る。）若しくはアンモニア専焼、水素混焼（高位発熱量ベースで水素を 10%以上混焼させる場合に限る。）若しくは水素専焼又は CCS 付き（LNG 又は石炭による発電端設備容量から発電した電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って定格出力時に発生する CO₂ の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限 CO₂ を回収し、及び貯蔵する前提の回収率となる場合に限る。）（※6、9、10）にするための改修に該当し、改修によって新たに生じるアンモニア、水素又は CCS の部分の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 5 万 kW 以上（※11）の安定的な供給力を提供するもの。

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
	D. 水力電源（調整式、貯水式若しくは揚水式に限る。）、蓄電池（※12）若しくは長期エネルギー貯蔵システム（※13）の新設・リプレース（※14、15）又は既設の水力電源（ただし、揚水式に限る。）の大規模改修（※16）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が3万kW以上（揚水式の水力電源、蓄電池又は長期エネルギー貯蔵システムについては、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するものであり、期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値が6時間以上のものに限る。）の安定的な供給力を提供するもの。
変動電源	次のE. 又はF. のいずれかに該当するもの E. 次のa. ～c. のいずれかの新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以上（※3）の供給力を提供するもの。 a. 太陽光電源 b. 陸上風力電源 c. 洋上風力電源 F. 水力電源（安定的に供給力を提供できるものは除く。）の新設・リプレース（※17）に該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が3万kW以上の供給力を提供するもの。

② LNG 専焼火力

容量を提供する 電源等の区分	電源等要件
安定電源	LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレースに該当し、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が10万kW以上（※18）の安定的な供給力を提供するもの。

※1：地熱電源のリプレースは、「地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するもの」や「地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するもの」が該当します。

※2：「2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資」が該当します。

- ※3：同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）の発電所における別のA.～C.又はE.と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で10万kW以上となる場合も可とします。
- ※4：「CCS付火力の新設・リプレース」や「既設のバイオマス電源をCCS付火力にするための改修」、「アンモニア混焼を前提としたLNG火力の新設・リプレース」、「合成メタンを燃料とする発電所」は、本制度の対象ですが、現時点では応札が想定されないこと、上限価格を設定することが困難（アンモニア混焼を前提としたLNG火力は、発電コスト検証では石炭と混焼する場合のコストデータしか示されておりません。）であること、合成メタンに必要なコスト（投資金額等）、合成メタンの特性を踏まえた応札条件等（上限価格、混焼率等）の検討が改めて必要であることを踏まえ、本年度のオークションでは対象外とします。
- ※5：本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的なリプレースを実施する場合は、原則として、ビルド&スクラップにて対応することとします。当該対応が困難な場合には、当該電源の落札後4年後の年度末までの間、供給力の提供を継続することを条件に、スクラップ&ビルドでの対応を認めます。
- ※6：高位発熱量ベースでアンモニア・水素を定格出力で90%以上を混焼して発電できる新設・リプレース・既設改修については、アンモニア専焼又は水素専焼として本オークションに参加することを認め、アンモニア専焼又は水素専焼として応札容量を設定することが可能になります。その場合、アンモニア専焼又は水素専焼としてのリクワイアメントを課します。
- ※7：バイオマスの燃料種については、FIT制度で対象となっているバイオマス種（メタン発酵ガス、未利用の木質バイオマス、一般木質バイオマス・農業残さ（固体燃料）、バイオマス液体燃料、建設資材廃棄物、廃棄物・その他のバイオマス）と同様です。
- ※8：同一プラントの一部の設備容量が別の脱炭素技術（アンモニア等）による設備容量である場合を含みます。同一プラントの一部をアンモニア混焼、水素混焼又はCCS付きにするための改修を同時に応札する場合は、同時落札条件を付けた応札とする必要があります。
- ※9：電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生するCO₂を回収し、及び貯蔵する措置を導入した電源をいいます。
- ※10：本オークションで落札した既設の火力電源に対し脱炭素化に向けて追加的な改修を実施する場合は、既設の火力電源における混焼率に対し高位発熱量ベースでアンモニアを20%以上増加させる電源若しくは高位発熱量ベースで水素を10%以上増加させる電源又は既設の火力電源におけるCO₂回収率に対し定格出力時ベースでCO₂を敷地条件による設備の設置制約の範囲内で最大限増加（ただし、20%以上増加を最低限とする。）させる電源のみ本制度の対象と認めます。

- ※11：同一場所の発電所における別の C. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 5 万 kW 以上となる場合も可とします。
- ただし既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合は、追設するガスタービン発電設備（その排熱由来の蒸気を用いて蒸気タービン・発電機で発電する部分も含む。）の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 10 万 kW 以上必要となります。
- 同一場所の発電所における別の A. ～C. 又は E. と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可とします。
- ※12：蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）を併せて 1 電源（ユニット、号機）とする場合は、出力比率が最大となる蓄電池区分で応札してください。
- ※13：系統から電気を受電してエネルギーとして貯蔵し、再度、系統に電気を逆潮する電源をいい、蓄電池及び揚水式の水力電源を除きます。
- ※14：水力電源（調整式、貯水式又は揚水式に限る。）のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。
- また、調整式、貯水式及び流込式の水力電源を、揚水式へと改造する場合、及び流込式の水力電源を調整式若しくは貯水式へと改造する場合については、期待容量が改造前と比較して 3 万 kW 以上大きくなる場合のみ新設に該当します。
- ※15：「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」又は「長期エネルギー貯蔵システム」と「長期エネルギー貯蔵システム以外の電源種」を同一場所に併設する場合（単独で系統に接続する場合を除く。）はいずれにおいても本オークションの対象外とします。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」、「揚水式水力」若しくは「長期エネルギー貯蔵システム」の電源種のみが存在し、かつ、複番号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、その他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。
- ※16：「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当します。
- ※17：水力電源（安定的な供給力を提供できるものは除く。）のリプレースは、「既に設置している導水路を活用して、水車及び発電機、変圧器、遮断器その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの」が該当します。
- ※18：同一場所の発電所における別の「LNG のみを燃料とする火力電源の新設・リプレース」と同時落札条件を付けた応札を行うことで、合計で 10 万 kW 以上となる場合も可とします。

ウ 火力電源（ただし既設火力の改修は除く。）、水力電源（揚水式のみ）、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能を具備し、制度適用期間中はその機能を維持することが必要となります。

※火力電源（ただし既設火力の改修は除く。）及び水力電源（揚水式のみ）については、系統連系技術要件を満たすものとし、蓄電池については、水力電源（揚水式のみ）の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとし、長期エネルギー貯蔵システムについては、火力（GT 又は GTCC）の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものとします。ただし、2025 年 4 月以前の系統連系の接続検討回答書で応札する蓄電池については、火力（GT 又は GTCC）の系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすものも可とします。なお、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムはすべての調整機能（GF・LFC・EDC）の要件を満たす必要があります。具体的には、GF については自端で周波数の変化を検出し設定された調停率に応じて出力を増減させる機能、LFC・EDC については属地一般送配電事業者の指令に応じて出力を増減させる機能の構築が必要となります。蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの制御回線については原則専用線とし、10 万 kW 未満のうち、光ケーブル回線で施工できない設備については簡易指令システムも認め、この場合、LFC 機能（負荷周波数制御機能）は必須としません。

エ 相対契約の締結予定の有無に関わらず本オークションに参加することができます。

オ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

カ 以下の電源は本オークションに参加できません（該当する場合、電源等情報の登録は不可。）。

（ア） 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源（電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も不可。）

ただし、以下に該当する場合は参加が可能です。

- ・ 既設の火力電源について、脱炭素化のための改修を前提とせずに、メインオークション・追加オークションにおいて落札した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含む。）

- ・ 2022 年 11 月に実施されたメインオークションで、初めて落札した電源

（イ） FIT 制度、FIP 制度を適用する電源

ただし、FIT/FIP の適用対象以外の供給力がある電源は、当該 FIT/FIP の適用対象以外の供給力をもって、本オークションに参加することが可能です。

（ウ） 本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札で落札した電源

（エ） 専ら自家消費のみに供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

（オ） 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源

自己託送及び特定供給の用に供する供給力は、（エ）専ら自家消費のみに供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、自己託送及び特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です（発電容量から自己託送及び特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です。）。

（カ） 専ら特定送配電事業者が利用する電源

特定送配電事業の用に供する供給力は、（エ）専ら自家消費のみに供される電源と同様の扱いとなり参加はできません。ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。

（キ） 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

（６） 上限価格

電源種ごとに、新設・リプレース等（※1）・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下での応札が必要となります。

ア 新設・リプレース等の大規模投資

電源種	新設の上限価格	リプレース等の上限価格
太陽光	93,712～200,000 円/kW/年（※2）	
陸上風力	89,178～197,120 円/kW/年（※2）	
洋上風力	180,655～200,000 円/kW/年（※2）	
水力 （揚水式を除く）	118,812 円/kW/年	54,974 円/kW/年
水力 （揚水式）	116,393 円/kW/年	76,205～80,657 円/kW/年（※2）
蓄電池	76,205～80,657 円/kW/年	
長期エネルギー 貯蔵システム	116,393 円/kW/年	
地熱	126,236 円/kW/年	全設備更新型（※3）： 97,104 円/kW/年 地下設備流用型（※4）：

		58,262 円/kW/年
バイオマス	100,000 円/kW/年	
原子力 (既設の原子力電源の安全対策投資を含む)	135,602 円/kW/年	
火力 (水素 10%以上混焼)	134,414 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は 89,424 円/kW/年	
火力 (水素専焼)	795,735 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は 345,825 円/kW/年	
火力 (アンモニア専焼)	303,129 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、 可変費を除いた部分は 102,583 円/kW/年	
LNG 専焼火力	55,242 円/kW/年	

イ 既設火力の改修

電源種	上限価格
水素 10%以上の混焼又は専焼にするための改修	762,865 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は 312,955 円/kW/年
アンモニア 20%以上の混焼又は専焼にするための改修	378,807 円/kW/年 価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は 79,243 円/kW/年
バイオマス専焼にするための改修	100,000 円/kW/年
既設石炭火力を 20%以上の CCS 付きにするための改修	343,799 円/kW/年
既設 LNG 火力を 20%以上の CCS 付きにするための改修	137,939 円/kW/年

※1：「等」には、「既設の水力電源（揚水式に限る。）の大規模改修」と「既設の原子力電源の安全対策投資」の 2 つが含まれます。

※2：電源が設置されたエリアによって、以下のとおり設定します。

エリア	太陽光	陸上風力	洋上風力	揚水(リプレース) 蓄電池
北海道	200,000 円/kW/年	133,240 円/kW/年	200,000 円/kW/年	77,033 円/kW/年
東北	148,473 円/kW/年	109,334 円/kW/年	200,000 円/kW/年	76,205 円/kW/年
東京	155,835 円/kW/年	129,124 円/kW/年	200,000 円/kW/年	80,657 円/kW/年
中部	129,438 円/kW/年	112,962 円/kW/年	200,000 円/kW/年	77,218 円/kW/年
北陸	93,712 円/kW/年	159,556 円/kW/年	200,000 円/kW/年	76,634 円/kW/年
関西	129,242 円/kW/年	105,301 円/kW/年	200,000 円/kW/年	77,041 円/kW/年
中国	119,163 円/kW/年	152,755 円/kW/年	200,000 円/kW/年	76,284 円/kW/年
四国	101,037 円/kW/年	89,178 円/kW/年	180,655 円/kW/年	76,278 円/kW/年
九州	200,000 円/kW/年	197,120 円/kW/年	200,000 円/kW/年	78,656 円/kW/年

※3：全設備更新型は、地上設備、蒸気井、還元井の全部を更新するものとします。

※4：地下設備流用型は、地上設備の全部を更新するものであって、かつ、蒸気井、還元井の全部又は一部を継続して使用するものとします。

(7) 応札単位

ア 応札単位は、電源（ユニット、号機）単位ごととします。

※落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位ごとに特定計量器を設置してください。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求めます。

ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源ごとに設置されている場合など、特定計量器の設置を行わずとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はありません。

イ 応札容量は1 kW 単位で登録できます。

ウ 同一場所において複数の電源を応札する場合、個別電源ごとに別々の応札を行い、同時落札条件を付けることが可能です。

エ 主要な共用設備がある場合、異なる場所の複数電源であっても、同時落札条件を付けることで応札が可能となります（各電源が、異なる事業者同士の設備であっても同様です。）。

第4章 参加登録

1. 参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。

※事業者コード及びクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。

※クライアント証明書には有効期限があるため、期限切れとならないようご注意ください。

- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。

ア 事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）

イ 電源等情報（応札される電源の情報）

ウ 期待容量（制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる上記電源の容量）

※上記アで登録した事業者が、上記イ及びウの情報を登録する必要があります。

- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、それぞれの情報の登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんが、ご注意ください。応札価格、応札容量及び制度適用期間は約定結果の公表以降についても内容の変更は行えません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。

- (4) 同一電源の参加登録の重複は認められません。

2. 事業者情報の登録

- (1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

また、容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

（様式1）」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。なお、過去にメインオークション・追加オークションの参加申請に伴い「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している場合には、当該誓約書の効力は長期脱炭素電源オークションにも及ぶものとします。

- （2）登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※1） ・参加登録申請者名 ・所在地 ・銀行口座（※2） ・担当者名 ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署） ・登録番号（適格請求書発行事業者） ・収入金課税事業者への該当有無 ・クライアント証明書のシリアル No（※1） ・クライアント証明書の ID（※1） ・クライアント証明書の ID の有効期限（※1）

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

※2 登録口座は当座預金口座または普通預金口座としてください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式1）

- （3）登録項目及び提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

3. 電源等情報の登録

- （1）事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。

- (2) 電源等情報の登録にあたっては、制度適用期間で想定される情報を記載してください。
- (3) 事業計画書は様式 2 に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- (4) バイオマスの電源については、バイオマス発電設備に係る燃料調達計画を様式 3 に沿ってその時点での確度の高い情報をもとに作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- (5) 提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、蓄電池に係る事業計画を様式 4 に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。なお様式 4 に規定された書類を提出できない場合や、記載内容が不十分の場合には、応札が認められない場合があります。
- (6) LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、脱炭素化ロードマップを様式 5 に沿って作成し、電源等情報の登録受付期間中に提出してください。脱炭素化ロードマップにおいて、2050 年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない、トランジション期の脱炭素技術と 2050 年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。
- (7) 安定電源の登録項目及び提出書類は以下のとおりです。
- ※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量オークション区分	（提出書類なし）
	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	制度適用開始年度	（提出書類なし）
	事業者コード	（提出書類なし）
	電源等の名称	（提出書類なし）
	電源等識別番号	（提出書類なし）
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以下を提出 ・事業実施体制図
	新設・リブレース等/既設火力の改修の区分	（提出書類なし）
	電源種別	（提出書類なし）
	発電方式の区分	（提出書類なし）
	混焼率	（提出書類なし）
	混焼率の合計値	（提出書類なし）
	CO ₂ 回収率	敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料 （発電所の構内の図面等）
	CO ₂ 回収率の合計値	（提出書類なし）
	設備容量（発電端）	（提出書類なし）
	所内消費に供出する容量	（提出書類なし）
	設備容量（送電端）	・接続検討回答書（※1）
	自家消費に供出する容量	・各種証憑
	自己託送に供出する容量	・各種証憑
	特定供給に供出する容量	・各種証憑
	特定送配電事業者に供出する容量	・各種証憑
	発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量	・各種証憑

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	本オークションの参加要件を満たさない発電容量	（提出書類なし）
	FIT/FIP に供出する容量	（提出書類なし）
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）（※2）	（提出書類なし）
	供給力提供開始時期	（提出書類なし）
	調整機能（※3）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。 調整機能「有」を選択したうえで電源が落札された場合、調整機能の詳細が判明次第速やかに以下を提出 ・調整機能の詳細情報（様式 7）（※4）
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	（提出書類なし）
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）
	環境アセスメント完了年度（見込みを含む）	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象有無	（提出書類なし）
	同時落札条件に係る共用設備の有無	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	（提出書類なし）
脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために本オークションに再度応札する場合に限った登録項目	脱炭素化に向けた改修のための追加投資か	（提出書類なし）
	改修しようとしている電源の電源等識別番号	（提出書類なし）
	スクラップ&ビルドの有無	（提出書類なし）
	スクラップする電源の電源等識別番号（※5）	（提出書類なし）
水素・アンモニア専焼火力、水素・アンモニア混焼火力、バイオマス（既設改修に限る。）、CCS 付火力、LNG 専焼火力に限った登録項目（※6）	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）	・脱炭素化ロードマップ（様式5）
水素・アンモニア専焼火力、水素・アンモニア混焼火力に限った登録項目	価格差に着目した支援制度適用の希望の有無	（提出書類なし）
	拠点整備支援制度適用の希望の有無	（提出書類なし）
CCS 付火力に限った登録項目	設備容量（発電端）における化石燃料部分で発電する容量	（提出書類なし）
蓄電池に限った登録項目	セル製造国・地域（※7）	（提出書類なし）

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。
 なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません。）
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

※2：既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載してください。

「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」は、設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量（既設火力の改修の場合は、これら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分）、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIP に供する容量並びに本オークションの参加要件を満たさない発電容量を除いた数値を記載してください。

※3：需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は、調整機能「有」で登録する必要があります。なお、火力（既設火力の改修を除く。）、揚水式水力、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能「有」で登録する必要があります。

※4：調整機能の詳細情報（様式 7）は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、事業者ごとに本機関の専用アドレス（youryou_chouseiryoku@occto.or.jp）へ提出すること。

※5：スクラップ&ビルドの建て替え後の電源（ビルドする電源）を応札する際には、建て替え前の電源（スクラップする電源）の電源等識別番号を登録する必要があります。

※6：火力電源の新設・リプレース・既設改修のうち水素専焼火力についてはグレー水素、アンモニア専焼火力についてはグレーアンモニアに限りします。

※7：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域（複数ある場合は最大比率のセル製造国・地域）を変更することは認められません。

（8）変動電源の登録項目及び提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、応札予定の電源が新設電源等であり、電源等情報の登録時に合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量オークション区分	（提出書類なし）
	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	制度適用開始年度	（提出書類なし）
	事業者コード	（提出書類なし）
	電源等の名称	（提出書類なし）
	電源等識別番号	（提出書類なし）
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は以下を提出 ・事業実施体制図
	新設・リプレースの区分	（提出書類なし）
	電源種別	（提出書類なし）
	発電方式の区分	（提出書類なし）
	設備容量（発電端）	（提出書類なし）
	所内消費に供出する容量	（提出書類なし）
	設備容量（送電端）	・接続検討回答書（※1）
	自家消費に供出する容量	・各種証憑
	自己託送に供出する容量	・各種証憑
	特定供給に供出する容量	・各種証憑
	特定送配電事業者に供出する容量	・各種証憑
	FIT/FIP に供出する容量	（提出書類なし）
	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）（※2）	（提出書類なし）
	供給力提供開始時期	（提出書類なし）
	FIT/FIP 認定 ID	参加登録の時点で FIT/FIP 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	※FIT/FIP 認定 ID を登録する場合に限る	
	相対契約上の契約変更締切時間	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）
	環境アセスメント完了年度（見込みを含む。）	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象有無	（提出書類なし）
	同時落札条件に係る共用設備の有無	（提出書類なし）
	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	（提出書類なし）
太陽光・陸上風力・洋上風力に限った登録項目	PCS に係るセキュリティ対策の実施有無	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル 1）を取得していることを示す適合ラベル（※3）

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。
 なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。

電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません。）
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

※2：「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」は、設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT/FIPに供する容量を除いた数値を記載してください。

※3：安定電源のうち蓄電池については、蓄電池に係る事業計画を通じて当該資料の提出を求めます。

(9) 提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

(10) 登録項目及び提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。なお、再申込みに際しては、不備があった項目のみ修正が可能です。不備がなければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

4. 期待容量の登録

(1) 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源ごとに期待容量を登録することができます。

(2) 期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式6）の記載要領に基づき算定します。発電方式の区分や本要綱に記載がない事項については電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインを参照ください。ただし、調整係数は応札年度に公表する値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。
変動電源	同上

(3) 期待容量はkW単位で登録してください。

(4) 期待容量の登録に係る提出書類は、期待容量等算定諸元一覧（様式6）となります。

(5) 期待容量及び提出書類を確認し、期待容量及び提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がなければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。

(6) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

第5章 応札方法

- (1) 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) 参加登録（事業者情報、電源等情報及び期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。
- (3) 応札情報として、応札容量（kW）及び応札価格（円/kW/年）（税抜き）を登録してください。また、応札情報に併せて物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。また、補正方法の詳細は容量確保契約約款別紙1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」を参照ください。
- (4) 応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1kW単位で登録できます。
- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。なお、応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。
- (6) 期待容量を登録した電源ごとに応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式6）に応札情報に関する必要事項（制度適用期間含む）を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。
- (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、応札が認められない場合があります。
- (9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格はマルチプライス方式で決定します。

- (1 0) 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。
- (1 1) 応札の受付期間終了後は、応札情報（制度適用期間含む）の変更・取消はできません。ただし、電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です。なお、一部の費用が応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収が困難と事業者が判断した場合には、応札の取下げが可能です。
- (1 2) 応札価格については、電力・ガス取引監視等委員会による監視が行われます。監視対象及び内容の詳細は長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。なお、過年度に非落札となった電源を再び応札する場合であっても、再度監視が行われるため、応札価格の算定根拠及び根拠証憑を改めて提出し、電力・ガス取引監視等委員会に説明する必要があります。
- (1 3) 電力・ガス取引監視等委員会に提供した情報は、必要に応じ、電力・ガス取引監視等委員会から、本機関にも共有いただく場合があります。

第6章 落札電源及び約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

(1) 脱炭素電源の落札電源の決定方法

脱炭素電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源（以下「限界電源」という。）は、募集量を超過する容量が、不足する容量の10倍以下の場合、落札となる判定が行われます。
- 「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「揚水式水力（新設を除く。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」、「揚水式水力（新設に限る。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」（以下「募集上限付き電源」という。）には「募集上限」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。なお、同時落札条件が付与されている異なる募集上限が設定された電源はそれぞれ「募集上限」を跨ぐ電源以下である必要があります。
- 蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満である必要があります。また、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満である必要があります（以下「セル製造国30%制限」という。）。
- 募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。ただし、「揚水式水力（新設を除く。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」と「揚水式水力（新設に限る。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）・長期エネルギー貯蔵システム」についてはそれぞれの「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定されます。また、「脱炭素火力」は「募集上限」を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはありません。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの詳細な流れについては、以下のとおりです。

ア 募集上限付き電源について、電源種ごとに応札価格が低い電源から昇順に並べます。(※1)

イ 手順アで並べた電源について、「募集上限付き電源」ごとに、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集上限を超える電源までを、募集上限内電源とします。(※2、3)

なお、「募集上限付き電源」に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって手順ウへ進みます。

ウ 手順イで募集上限内電源となった「募集上限付き電源」と「募集上限のないその他電源」を応札価格が低い電源から昇順に並べます。(※1)

エ 手順ウで並べた電源について、応札価格が低い順番に選定していき、限界電源までを落札候補とします。

オ 手順エで落札候補となった電源のうち、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、それぞれセル製造国 30%制限を満たしているか判定します。なお、セル製造国 30%制限を満たしている場合は手順ケへ進みます。

カ 手順オで落札候補となった蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、それぞれセル製造国 30%制限を満たしていないセル製造国・地域の蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）を応札価格の高い順からセル製造国 30%制限を満たすまで、非落札候補として落札候補から除外します。(※4)

キ 手順カで限界電源となっている電源より応札価格が低いことに加え、手順イで募集上限内電源の判定を受けていない、又は手順カで非落札候補とした落札候補となっていない蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）について、応札価格の低い順番に1電源ずつセル製造国 30%制限を満たすか、及び募集上限の超過有無を判定の上、それに適合する電源を選定することを繰り返し、限界電源まで落札候補とします。(※5)

なお、合計応札容量が募集量と一致した場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。

また、限界電源がある場合は手順ケへ進みます。

ク 手順キで落札候補となった電源のうち最も応札価格が高い電源の次に応札価格が高い電源から順に限界電源まで落札候補とします。手順クで新たに落札候補とした電源に蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）及び蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）が含まれず、合計応札容量が募集量と一致し

た場合は、募集量以下の電源を落札電源として、約定処理を終了します。また、新たに落札候補とした電源に蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）又は蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外に限る。）が含まれる場合は手順オへ進みます。

- ケ 手順アからクの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量未満となった場合は、手順スに進みます。

手順アからクの結果、限界電源がある場合には、手順コに進みます。

- コ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。（※6）

- サ 手順コの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。

手順コの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。

- シ 手順サの結果、「募集上限付き電源」の募集上限内電源が非落札となり、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回る場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順アから実施します。

手順サの結果、募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を下回らなかった場合、非落札とされた電源以外を対象に再度手順ウから実施します。

- ス 手順アからクの結果、「募集上限付き電源」のうちの募集上限内電源及び「募集上限のないその他電源」の全電源が落札候補又は非落札となり、かつ落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合、募集上限内電源とならなかった脱炭素火力を除く「募集上限付き電源」の応札価格が低い電源を（同時落札条件が付与された電源であれば、同時落札条件を満たしたうえで）募集量に達するまで落札とし（ただし、限界電源となる場合は、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は当該電源のみ非落札とする。また「揚水式水力（新設を除く。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）」「揚水式水力（新設に限る。）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）・長期エネルギー貯蔵システム」についてはセル製造国 30%制限を考慮の上、それぞれの募集上限の 2 倍を跨ぐ電源以下を落札とする。）、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。

(2) LNG 専焼火力の落札電源の決定方法

LNG 専焼電源の落札電源の決定方法の基本的ルールは以下のとおりです。

- 応札価格の低い電源から昇順に募集量を満たすまで落札されます。
- 募集量を跨ぐ電源には「限界電源」の判定が行われ、募集量を超過する容量が、不足する容量の 10 倍以下の場合、落札となります。
- 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。

落札電源を決定するまでの。詳細な流れについては、以下のとおりです。

- ア 応札価格が低い電源から昇順に並べ、応札価格が低い順番に選定していき、合計応札容量が募集量以下となる電源までを落札候補とします。(※1)
- イ 手順アの結果、限界電源はなく、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合は、落札候補を落札電源として約定処理を終了します。
手順アの結果、限界電源がある場合には、手順ウに進みます。
- ウ 限界電源については、限界電源を落札とした場合の「超過量」が限界電源を非落札とした場合の「不足量」の 10 倍以下の場合は落札電源とします。一方、「超過量」が「不足量」の 10 倍を超過する場合は非落札とします。(※6)
- エ 手順ウの結果、限界電源が落札となった場合、落札候補を落札電源として、約定処理を終了します。
手順ウの結果、限界電源が非落札となった場合には、非落札となった限界電源に同時落札条件が付与されている場合、この同時落札条件によって紐付けられた全ての電源を非落札とします。この場合、非落札とされた電源以外を対象に、再度手順アから実施します。
- オ 手順アからエを繰り返し実施した結果、全ての電源が落札候補又は非落札となり、落札候補の合計応札容量が募集量以下となった場合、落札候補を落札電源とし、約定処理を終了します。

※1：同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなします。

※2：募集上限を跨ぐ電源までを募集上限内電源とします。

※3：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源

を決定します。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

※4：セル製造国 30%制限を満たさない同じ応札価格の電源が複数存在する場合はそのすべてを非落札候補として落札候補から除外します。

※5：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることでセル製造国 30%制限を満たさなくなる場合は、当該セル製造国・地域の電源の中から、セル製造国 30%制限を満たす範囲で容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

※6：同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替えます。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定します。

なお、上記（１）（２）いずれにおいても、電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下げた場合、当該電源を除いて同様の手順で約定処理を行います。同監視の結果、事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定されます。

2. 約定価格の決定方法

各落札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定されます。

3. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第３章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から３ヶ月後を目途に公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの約定総容量及び約定総額
なお、試算した還付額（※）を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
 - ・ 脱炭素電源における落札電源ごとの、事業者名、案件名、電源種（蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレース等の別を含む。）、落札容量
 - ・ LNG 専焼火力における落札電源ごとの、事業者名、案件名、落札容量
- ※過去３年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

4. 落札後の手続き等

- (1) 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。

※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。

※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立するものとします。

- (2) 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

- (3) 落札した電源は、原則として供給計画に計上していただきます。

5. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約の締結結果について、以下の情報を公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの契約締結総容量及び契約締結総額
なお、試算した還付額（※）を控除した後の契約締結総額についても参考情報として公表します。
※過去 3 年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

第7章 契約条件

1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源ごとに算定します。年間の契約単価（円/kW）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）（kW）を乗じて得た金額を基準として算定します。容量確保契約金額の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

2. 容量確保契約金額に関する調整

（1） 系統接続費の見積額と精算額の調整

応札価格に最新の見積額を参考に、事業者が算出した任意の金額を系統接続費として織り込むことができます。応札価格に織り込んだ系統接続費よりも精算額が低くなった場合は、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなったことによる経済性の悪化の結果、市場退出する場合は不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。

（2） 価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度からの支援金額との調整

燃料にアンモニア又は水素を利用する火力発電に関して、本オークションとは別に、参加登録申請者又は参加登録申請者のパートナー事業者（価格差に着目した支援制度又は拠点整備支援制度（以下「両支援制度」という。）の支援が無ければ、参加登録申請者の投資判断が困難となる事業者）が令和7年3月31日までに価格差に着目した支援制度に、又は令和7年6月30日までに拠点整備支援制度に申請している場合には、以下の取扱いとします。

ア 本オークションへの応札前に両支援制度の両方又は片方の制度適用が決まっている場合

両支援制度の支援金額に本オークションの応札価格に織り込むことが可能な費用が含まれる場合には、二重支援防止のため、支援制度による支援金額を控除して、本オークションに応札してください。

イ 本オークションへの応札前に両支援制度の両方又は片方の制度適用が決まっていない場合

両支援制度の申請金額に本オークションの応札価格に織り込むことが可能な費用が含まれる場合には、二重支援防止のため、両支援制度の支援希望額（支援予想金額）を控除して応札を行い、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度において補助金交付決定を希望通りに受けないことが決まった場合（※）、又は3年経過後も補助金交付決定を受けていない場合には、当該事由により市場退出するときは不可抗力事由として取り扱い、市場退出ペナルティは科しません。支援金額が応札時の申請金額（支援予想金額）よりも高くなった場合や、両支援制度の申請金額（支援予想金額）を控除せずに応札を行い、落札後に支援制度の適用が決定した場合には、容量確保契約金額の支払額を差額分修正します。支払額修正の詳細な計算式については、容量確保契約約款の第6条を参照ください。また、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限を設定します。

※両支援制度に申請済みの計画の内容又は応札時に提出した見積書等から、当該計画の成立を前提としていることが明らかである場合であって、以下の場合を指します。

- ・当該計画が、審査の結果、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号）に基づき不認定となった場合
- ・当該計画の審査期間中に、当該計画の全部を取り下げた場合
- ・当該計画の審査期間中に、申請した計画の変更が認められ、応札を希望している発電向けの水素等の供給の全部又は一部が計画の範囲外となった場合

- （３） 制度適用期間の開始前までに、系統接続費の精算額及び価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度からの支援金額が確定した段階で、速やかに、本機関に根拠証憑を提出してください。

- （４） 新設・リプレースの追加投資時の調整

本オークションで落札した新設・リプレースの火力電源（水素混焼又はLNG専焼）が、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オークションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。制度適用期間が重複した場合の契約の取扱いは、容量確保契約約款の第6条を参照ください。

- (5) アンモニア・水素混焼設備を専焼化するために建て替える場合の調整
既設の火力電源をアンモニア混焼又は水素混焼に改修するために本オークションで落札し、その後、専焼化するための建て替えの投資を本オークションで落札する場合の契約の取扱い、容量確保契約約款の第 6 条を参照ください。
- (6) 事後的な費用増加が発生した場合の調整
供給力提供開始期限が 10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リブレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に増加した場合の契約の取扱い、容量確保契約約款の第 6 条を参照ください。

3. 市場退出

- (1) 契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱う基準、及び市場退出時の契約の取扱いについては、容量確保契約約款の第 11 条を参照ください。
- (2) 市場退出による経済的ペナルティの算定方法は容量確保契約約款の第 12 条を参照ください。
- (3) 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。
容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者を経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも併せて通知します。

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4－1 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの適用期間

「4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の適用期間は、以下の4つに区分されます。

(1) 制度適用期間前

「約定結果の公表」から制度適用期間開始までに課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(2) 対象実需給年度前

各対象実需給年度（※）前に課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

※「対象実需給年度」とは制度適用期間の特定1年間を指します。

(3) 対象実需給年度

制度適用期間中の各対象実需給年度において課すリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

(4) その他

上記（1）から（3）のいずれにも属さないリクワイアメント、実施するアセスメント、及びアセスメント結果に応じて科すペナルティを指します。

4－2 制度適用期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第13条に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第14条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第15条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第33条に基づき、契約を解除されることがあります。

4－3 対象実需給年度前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 16 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 17 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 18 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

4－4 対象実需給年度

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 19 条に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 20 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 21 条に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

なお、対象実需給年度の経済的ペナルティの年間上限額及び月間上限額については、容量確保契約約款の第 25 条を参照ください。

4-5 その他

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、容量確保契約約款の第 22 条に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

アセスメント内容の詳細については、容量確保契約約款の第 23 条を参照ください。

(3) ペナルティ

本機関は、前項のその他のアセスメントの結果に基づき、容量確保契約約款の第 24 条に掲げるとおり、ペナルティを科します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、容量確保契約約款の第 33 条に基づき、契約を解除されることがあります。

5. 容量確保契約金額（各月）の支払・請求について

(1) 毎月の支払又は請求は、容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約約款の第 21 条に基づき算定される経済的ペナルティ、第 28 条第 1 項に基づき算出された還付額及び第 33 条 4 項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

(2) 本機関から容量提供事業者への支払は、上記（1）の支払金額から振込手数料（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。）を差し引いて事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。

(3) 請求は上記（1）の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます（振込手数料は、容量提供事業者の負担となります。）。

6. 他市場収益の還付について

(1) 他市場収益の還付

容量確保契約に基づき、電源を落札した事業者は、実際の他市場収益の約 9 割の金額を本機関に還付する必要があります。詳細な取決めや還付方法については、容量確保契約約款の第 28 条を参照ください。

(2) 他市場収益の監視

電力・ガス取引監視等委員会において、年度ごとの他市場収益の金額（実際の他市場収入－実際の可変費から応札価格に算入した部分を控除した値）が適正なものとなっているかを監視します。監視にあたり、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、実際の他市場収益の金額の算定方法及び算定根拠となる証憑類を提出してください。また、電力・ガス取引監視等委員会の求めに応じて、その算定方法及び算定根拠を説明してください。相対契約に係る規律の監視にあたっては、相対契約を締結した場合は契約締結後速やかに契約書等の証憑類を電力・ガス取引監視等委員会に提出してください。

7. 消費税等相当額について

(1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。

(2) 容量確保契約約款の第 21 条及び第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに容量確保契約約款の第 28 条に基づき算定される他市場収益の還付額は、容量確保契約金額を実質的に減額するものであり、容量確保契約約款の第 6 条の容量確保契約金額から当該経済的ペナルティ及び、他市場収益の還付額を控除した後の金額が消費税法令における資産の譲渡等の対価の額として消費税等相当額の課税対象となります。

ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び他市場収益の還付額の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

8. その他

(1) 容量提供事業者は容量確保契約に定められた特例に該当する場合のみ、電源等差替が可能です。詳細は、容量確保契約約款の第 10 条を参照ください。

(2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取扱いを検討し、関係する事業者等に通知又は公表いたします。

(3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、及び送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。詳細は容量確保契約約款の第 29 条を参照ください。

- (4) 容量提供事業者が容量オークションへの参加登録申請に伴う誓約書に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、及び容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解除できるものとします。
- (5) 再エネ電源(※)を落札した事業者においては、FIT/FIP 制度で課されている事業規律の確保を求められます。
- ※地熱、太陽光、陸上風力、洋上風力、バイオマスの電源種を応札予定の事業者に限りです。
- ※FIT/FIP 制度における事業計画策定ガイドラインに準拠して事業運営を行ってください。
- (6) 太陽光発電設備の廃棄等費用は、制度適用期間終了10 年前から本機関へ積立を開始するものとします。
- 積立金の額は、FIT/FIP と同様の金額水準(1.0 万円/kW×設備容量(発電端))とし、月次払い(積立金の額の1/120 ずつ)で、利息は付しません。
- (7) 本オークションの落札電源について、制度適用期間中は、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)をメインオークション及び追加オークションに参加することができません。ただし、制度適用期間の途中で、増出力や自己託送の廃止等により本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が増加した場合には、その部分の容量はメインオークションや追加オークションに参加することができます。なお、既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量以外の部分は、メインオークションや追加オークションに参加することができます。
- また、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)は、供給力提供開始年度のみ、メインオークション及び追加オークションへの参加が可能となります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者



当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 容量オークションの各募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局又は一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員若しくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、及びこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為及び業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

年 月 日

応札事業者名：

発電設備名：

事業計画書

※事業計画書の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

1. 応札事業者

コンソーシアム以外の場合

事業者コード	
事業者名	
住所	
法人番号	
法人の代表者	(役職、氏名)
担当者	(所属、氏名)
連絡先	(電話番号、E-mail)

コンソーシアムの場合

コンソーシアムの名称		
代表企業	事業者コード	
	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率 (予定)	
	議決権保有割合 (予定)	
構成員①	事業者名	
	住所	
	法人番号	
	法人の代表者	(役職、氏名)
	担当者	(所属、氏名)
	連絡先	(電話番号、E-mail)
	出資比率 (予定)	
	議決権保有割合 (予定)	

- ※ コンソーシアム設立前の場合も代表企業の事業者コードを記載すること。
- ※ コンソーシアムについては、落札した後に設立又は利用する予定の SPC の出資比率及び議決権保有割合 (予定) を記載すること。また、構成員の数に応じて、表を追加すること。

2. 応札電源の名称等

容量を提供する電源等の区分	安定電源・変動電源
新設、リプレース等、既設火力の改修の区分	新設・リプレース等・既設火力の改修
電源等の名称	●●発電所●号機
電源種別 ※1	●●
設置場所	●●県●●市●●
発電設備の所有者 ※2	事業者名
	住所
	法人番号
	代表者 (役職、氏名)
	担当者 (所属、氏名)
	連絡先 (電話番号、E-mail)
発電設備の出力 ※3	・設備容量 (発電端) : ●●kW ・設備容量 (送電端) : ●●kW※3 ・長期脱炭素電源オークションに参加可能な設備容量 (送電端) : ●●kW
系統接続に係る事項 ※4	・接続検討回答日 : ●年●月●日 ・工事費負担金額 : ●●円
事業実施計画 ※5、※6、※7	・環境影響評価の要否 : 要・否 ・環境影響評価の手続予定期間 : ●年●月～●年●月 ・設置工事開始予定年月 : ●年●月 ・供給力提供開始時期 : ●年度
資金調達計画 ※8	・総調達予定額 : ●●円 ・うち自己資本による調達予定額 : ●●円 (●%) ・うち負債による調達予定額 : ●●円 (●%)
補助金の受領額 ※9	・補助金の名称 : ●●補助金 ・補助金の内容 : ●● ・補助金の受領額 : ●●円

※1 次のいずれかを記載すること。

新設・リプレース等の場合	太陽光、陸上風力、洋上風力、一般水力、揚水、揚水（リプレース）、既設の揚水の大規模改修、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム、地熱、地熱（全設備更新型）、地熱（地下設備流用型）、バイオマス、原子力、既設の原子力の安全対策投資、水素（混焼の場合は高位発熱量ベースの混焼率を記載、専焼の場合は専焼と記載）、アンモニア（専焼）、LNG なお、地熱・水力のリプレースは更新設備が把握可能な資料を提出すること。
既設火力の改修の場合	高位発熱量ベースで水素●%混焼にするための改修、高位発熱量ベースでアンモニア●%混焼にするための改修、定格出力時ベースでCO ₂ を●%以上回収するCCS付火力にするための改修、バイオマス専焼にするための改修

- ※2 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図を添付書類として提出すること。
ただし応札事業者と発電設備の所有者が同一の場合は提出不要。
応札事業者と同じ場合は、「一」と記載すること。
- ※3 送電端設備容量を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。
- ※4 連系可否、工事費負担金を証する接続検討回答書を添付書類として提出すること。
なお、審査合格前に申請した接続検討申込み内容に変更が生じた場合、一般送配電事業者へ再検討を依頼し、再検討後の接続検討回答書を証憑として提出すること。
ただし一般送配電事業者から再検討不要と回答を得た場合、その旨が記載された証憑（メール本文の写しでも可）を、接続検討回答書と合わせて提出すること。
また、応札事業者と接続検討回答書に記載された申込者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。
- ※5 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類を添付書類として提出すること。
添付書類として、方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの、または方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピーなど手続開始を証する書類を提出すること。事業計画書の提出時に添付できない場合、落札結果公表後、5ヶ月以内に提出すること（提出できない場合には契約解除を行う。）
- ※6 バイオマスの電源については、燃料調達計画について、様式3に記載すること。
- ※7 制度適用期間における当該電源で回収したCO₂の貯留の蓋然性を確認するため、応札事業者とCO₂輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同でCCSの実施を検討していることを示す書類を証憑として提出すること。
また、応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料として提出すること。
- ※8 詳細は別紙1に記載すること。
- ※9 価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度に関する補助金の受領及びその額を証する書類（本計画書提出時点において制度適用が決まっている場合はその内容を記載し、適用が決まっていない場合は記載しないこと。）を添付書類として提出すること。

資金調達計画

※資金調達計画の審査合格後に記載された内容に変更がある場合であっても、資金調達計画の更新および電力広域的運営推進機関への再提出は不要

総調達予定額			億円
自己資本による調達予定額	資本金額		
	出資者・出資比率	出資者毎の出資比率	
		上記出資者の選定理由（出資者毎に記載）	
負債による調達予定額	総借入額		億円
	借入形式	借入形式（該当形式にチェック）	☐ プロジェクトファイナンス ☐ コーポレートファイナンス ☐ その他（ ）
		当該形式を選択する理由	※複数の借入形式を希望する場合、全ての借入形式について「当該形式を選択する理由」欄に選択理由を記載すること
	想定する金融機関	金融機関毎の借入比率	
		上記金融機関の選定理由（金融機関毎に記載）	
	債券を発行する場合	債券種類、発行条件	
		債券発行を選択する理由	

<添付書類>

プロジェクトファイナンスを利用する場合

- ① 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由）
- ② 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）

プロジェクトファイナンス以外の場合

- ① 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書（様式自由）
 - ・ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
 - ・ 外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

年 月 日

応 札 事 業 者 名 :

発 電 設 備 名 :

バイオマス発電設備に係る燃料調達計画

1. 燃料調達計画

- ※ バイオマス発電設備が使用するすべての燃料について、電源等情報の登録受付期間（2025 年 10 月 20 日から 2025 年 10 月 24 日）時点の情報を記載すること。
- ※ 当計画（様式 3）の内容（都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」の内容を含む）に変更が生じた場合は、落札後に再度本計画を電力広域的運営推進機関に提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。
- ※ 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、2. に記載すること。

燃料名 (注 1) (注 2)	年間使用数量 (t/年) (注 3)	調達事業者（発電事 業者に燃料を納入す る事業者）	調達地域（都道 府県市町村・原 産国）(注 4)
計			

- (注 1) 燃料名に加え、以下の燃料区分を併記すること。
(記載例：木質チップ（一般木質バイオマス）)
メタン発酵ガス、森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、建設資材廃棄物、一般廃棄物・その他のバイオマス、バイオマス液体燃料
- (注 2) 国有林から調達する場合は、民有林の数量と分けて記載すること。
- (注 3) 年間使用数量は、発電に使用する燃料の数量を記載すること。また、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料については原産国単位で記載すること。
- (注 4) 調達地域は、国内調達燃料については都道府県市町村単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。

<添付書類>

(i) 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類
燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて
- ・ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し
(以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。)
- ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

(ii) 輸入木質バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類
原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等
国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
- ・ 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類
- ・ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類
- ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

(iii) 農産物バイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。

- ・ 燃料の安定調達を確認できる書類
原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等
国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等
- ・ バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類
持続可能性(合法性)が認証されたことを証する書類
- ・ ライフサイクル GHG を確認できる書類
ライフサイクル GHG を確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクル GHG の算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類

なお、FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」及び事業計画認定申請書の記載要領(様式第1)で求められる上記以外の書類について、本機関から提出の依頼があった場合には、依頼された資料について別途提出すること。

2. 関係者との調整状況

※上記1. の発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

項 目	調 整 状 況
(1) 都道府県との調整 ※調整が完了し、都道府県から調整完了通知書を入手してから記入すること。 (①木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載) (②発電所を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載)	都道府県への説明年月日： 年 月 日 説明先部署： 担当者名（役職）： () 連絡先(TEL)： 都道府県の指導・助言内容： 都道府県の指導・助言内容に対する対応策：
(2) 森林管理局との調整 ※調整が完了してから記入すること。 (国有林から調達しない場合はその旨記載すること。)	森林管理局への説明年月日： 年 月 日 説明先部署： 担当者名（役職）： () 連絡先(TEL)： 森林管理局の指導・助言内容： 森林管理局の指導・助言内容に対する対応策：
(3) 既存用途の事業者への配慮 (製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載)	事業者名： 説明年月日： 年 月 日 確認方法： 事業者の反応： 対応策： 事業者名： 説明年月日： 年 月 日 確認方法： 事業者の反応： 対応策：

※ 都道府県・森林管理局との調整においては、本フォーマットではなく、FIT/FIP 制度における「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」のフォーマット

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html) で燃料調達計画を作成し、説明を実施すること。

※ 都道府県・森林管理局に提出した最新の「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」および都道府県から交付された調整完了通知書を添付すること。

※ 都道府県・森林管理局との調整は、十分な時間的余裕をもって相談すること。

蓄電池に係る事業計画

- ※ 電源等情報の登録受付期間（2025 年 10 月 20 日から 2025 年 10 月 24 日）時点での内容（蓄電池については当該時点で導入の可能性が最も高い蓄電池の内容）に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の 2～9 の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。ただし、2. のセルを製造する国・地域^{※1}の変更は認められない。
- ※ 以下の事項について、資料を提出できない場合や記載項目が空欄の場合、またはチェックボックスにチェックがないなど内容が不十分の場合には、応札を認めない。
- ※ 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行うこと。合格となった項目の修正は認められない。
- ※ 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

1. 参加登録申請事業者と発電設備に係る情報

事業者情報及び電源等情報として容量市場システム又は電源等情報登録様式に登録した内容を以下に記載すること。

情報	記載項目
参加登録申請者名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
電源等の名称	
発電設備の設置場所	

2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い以下の製品に関して、以下の内容を記載し、以下に記載した蓄電システムの見積書（有効期限内のものに限る。セルを製造する国・地域^{※1}も記載すること。）を、添付資料 1 として、提出すること。型番が存在しない場合は、記載は不要です。

・セル

	記載項目
種別 ^{※2} (リチウムイオン・NAS・ レドックスフロー 等)	
メーカー名	
型番	
セルを製造する国・地域 ^{※1}	

※1：複数の国・地域でセルを製造する場合は、応札する蓄電池区分（リチウムイオン蓄電池に限る、又はリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）における出力比率が最大の国・地域とします。最大の出力比率以外の国・地域や出力比率については記載不要であり、変更も可能です。

※2：リチウムイオンとその他種別を併せて 1 電源（ユニット、号機）とする場合は、応札する蓄電池区分における出力比率が最大となる種別を記載してください。

・モジュール

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・蓄電システム

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電池システム制御部分（BMS：バッテリーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・蓄電システム制御部分（EMS：エネルギーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

・電力変換装置（パワーコンディショナ部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	
JC-STAR 適合ラベル登録番号	

3. 安全設計

（1）全ての蓄電池共通事項

以下の要件を満たす蓄電池を導入すること。これらを遵守する場合には、右欄のボックス
□を☑に変更すること。 □

・防護および保護装置：システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の
計画・設置及び消防法等にて要求される事項を準拠すること

・使用上の情報：システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会を確保すること

(2) リチウムイオンのみ

・導入予定の蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかの JIS C 8715-2 又は IEC 62619 により第三者認証を取得していることの証明書を、添付資料 2 として、提出すること。その上で、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又は IEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る。）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を、添付資料 3 として、提出すること。

(3) リユースのみ

・電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを 2 次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等を添付資料 4 として提出することにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

(4) NAS のみ

・類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等を添付資料 5 として提出することにより、類焼に関する安全性を証明すること。

4. 発煙・発火の事故への対応

・導入予定の電池システムを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型電池システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該メーカーより、過去 10 年間の年間毎の事故件数と、主要な事故 10 件について事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料 6 として、提出すること。

5. 公衆安全の確保

・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

6. セキュリティ対策

・「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。 □

・以下の①～③の証憑・説明資料を、添付資料 7 として、提出すること。

① 導入する蓄電システムが採用するすべての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS, PCS, EMS 等※）について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR 制度）」における★1（レベル 1）を取得していることを示す適合ラベル。

② 制御システムのうち、IP 通信機能を持たないために JC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IP とのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等として JC-STAR 制度の★1 を取得していることを示す適合ラベル。また、クラウド上に搭載されるために JC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料。

③ 導入する機器と JC-STAR 制度における★1 の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図。

※外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に影響を及ぼす可能性のある機器を含む。

7. 地元調整の状況

・設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から 100m 以内）の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地市町村（企業立地を担当する部署）・住民・事業者に対して立地の是非について相談し、立地に関して支障が生じていな

いことについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を、添付資料 8 として、提出すること。近隣の住民・事業者が存在しない場合は、その旨を添付資料 8 に記載すること。

- ・既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合には、保有する土地の権利書を添付資料 8 に含めて提出すること。
- ・外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図を添付資料 8 に含めて提出すること。

8. 廃棄物処理法上の広域認定取得

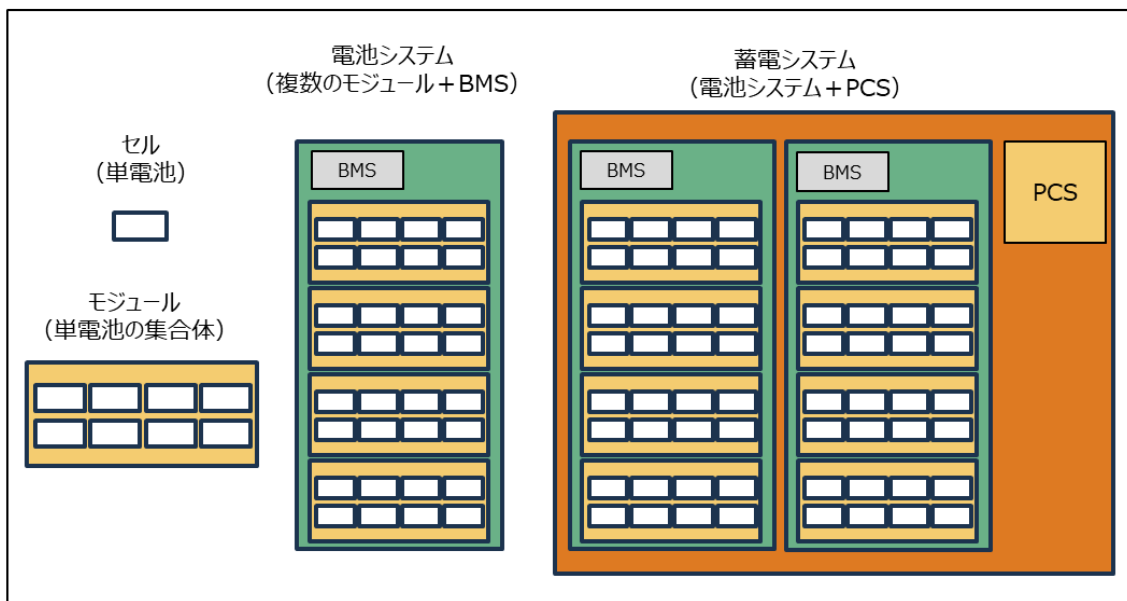
- ・採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑を、添付資料 9 として、提出すること。
- ・当該蓄電システムを廃棄する場合には、2. で記載した当該認定を取得しているメーカー（当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカー・セルのメーカーの順に優先する。）が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☒に変更すること。□
- ・本制度における応札事業者から蓄電システム（広域認定を取得している対象がセル・モジュール・電池システムである場合は、広域認定を取得している対象に限る。）について廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類（名宛人は応札事業者とする。）を当該メーカーから取得し、添付資料 10 として、提出すること。

9. レジリエンス

- ・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料 11 として、提出すること。
- ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料 12 として、提出すること。

(参考) 定義

本事業計画における「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の用語は、下記の図を前提としています。

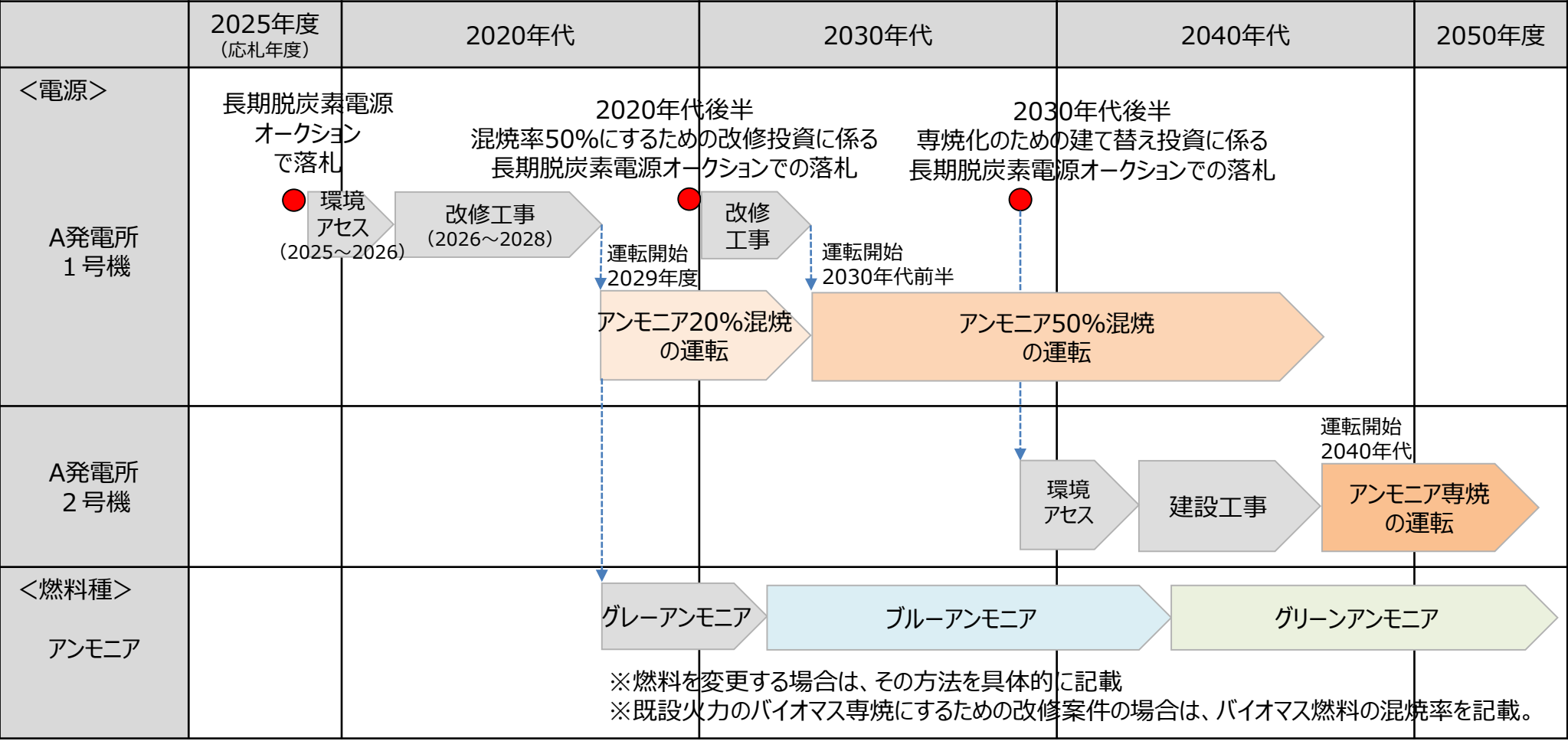


	年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源> 発電所 号機					
<燃料種> 燃料 (例：アンモニア、水素 、バイオマス)					

<前提条件>

注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。

- ・落札電源に係る建設工事の期間（環境アセスの期間を含む）
- ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
- ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
- ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種別を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。)
- ・前提条件



<前提条件>
✓長期脱炭素電源オークションでの落札や、燃料費回収のための制度の適用を通じた、適切な投資回収の確保
✓追加投資を行うにあたっての脱炭素化のための技術開発の実現及び実証試験の成功

※ 供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「○○年代前半/後半、○○年代、○○年～○○年」の形で記載 ※矢印の色使いは、上記と同様とすること（LNG専焼の期間は、白色とすること）。
※ 上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2025年度）

対象電源種	【新設・リプレイス等】火力(LNG専焼、水素10%以上混焼、水素専焼、アンモニア専焼)、水力（貯水式・調整式）、原子力、既設の原子力電源の安全対策投資、地熱、バイオマス(専焼) 【既設火力の改修】水素10%以上の混焼にするための改修、水素専焼にするための改修、アンモニア20%以上の混焼にするための改修、アンモニア専焼にするための改修、CO2を20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、既設火力の化石kW部分の全てをバイオマス化するための改修
-------	--

会社名：

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設・リプレイス等/既設火力の改修													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
8	期待容量	(自動計算)												kW
9	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
10	応札容量	(自動計算)												kW
11	制度適用期間													年間

- （記載要領）
1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10～12/16)に容量市場システムに登録してください。
- ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - ・新設・リプレイス等/既設火力の改修及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・設備容量（送電端）については、電源等情報に登録した「設備容量」を応札単位ごとに合計した値を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・各月の供給力の最大値については、期待容量算定に係る設備容量から大気温の影響による能力減少分を差し引いた値を記載してください。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
 - ・発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源、そうでないものは変動電源となります。
2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27～2/3)に容量市場システムに登録してください。
- ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・追加投資を行った場合、当該契約が提供する各月の供給力がアセスメント対象容量となります。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2025年度）

対象電源種	【新設・リブレース等】：水力（揚水のみ）、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム
-------	--

会社名：

#	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	安定電源												
3	新設・リブレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）													kW
7	各月の発電可能電力（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
8	各月の連続発電可能時間（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														h
9	連続発電可能時間（年平均値）	（自動計算）												h
10	各月の上池容量または蓄電容量（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							（自動計算）							kWh
11	各月の調整係数（期待容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							（自動計算）							%
12	期待容量	（自動計算）												kW
13	各月の管理容量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														kW
14	各月の連続発電可能時間（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
														h
15	連続発電可能時間（年平均値）	（自動計算）												h
16	各月の上池容量または蓄電容量（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							（自動計算）							kWh
17	各月の調整係数（応札容量算出用）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							（自動計算）							%
18	応札容量	（自動計算）												kW
19	制度適用期間													年間

（記載要領）

1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10～12/16)に容量市場システムに登録してください。
- ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - ・新設/リブレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・各月の発電可能電力(期待容量算出用)については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)から大気温及びダム水位低下等の影響による能力減分を差し引いた値を記載ください。
 - ・各月の連続発電可能時間(期待容量算出用)については、各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間(3以上の整数)を記載してください。
 - ・連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
 - ・各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・各月の調整係数(期待容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27～2/3)に容量市場システムに登録してください。
- ・各月の管理容量については、制度適用年数の間でのダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、同月の各月の発電可能電力を上限に任意に記載してください。
 - ※この値がアセスメント対象容量となり、当該容量にはあらゆる運用のリスクが織り込まれているものと見なし、アセスメントを実施いたします。
 - ・各月の連続発電可能時間(応札容量算出用)については、ダム、蓄電池もしくは長期エネルギー貯蔵システムの運用のリスクを踏まえ、任意の継続時間(3以上の整数)を記載してください。
 - ※ただし、その際には各月の上池容量または蓄電容量(応札容量算出用)が、同月の各月の上池容量または蓄電容量(期待容量算出用)以下となるようにする必要があります
 - ※運用のリスクの例 下池の制約、劣化による容量低下、早期連系追加対策による充電制限（時間・量）、充放電時の電流量、充放電可能量（kWh）、満充電維持時間、充放電サイクル数（1日）
 - ・連続発電可能時間(年平均値)については、自動計算されます。
 - ・各月の上池容量または蓄電容量(応札容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・各月の調整係数(応札容量算出用)については、自動計算されます。
 - ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2025年度）

対象電源種	【新設・リブレース等】：太陽光、風力、水力（安定的に供給力を提供できるものは除く）
-------	---

会社名：

No.	項目	事業者入力												単位
1	電源等識別番号													
2	容量を提供する電源等の区分	変動電源												
3	新設・リブレース等													
4	電源種別													
5	エリア名													
6	本オークションに参加可能な設備容量(送電端)													kW
7	調整係数	(自動計算)												%
8	各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							kW
9	期待容量	(自動計算)												kW
10	提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
							(自動計算)							kW
11	応札容量	(自動計算)												kW
12	制度適用期間													年間

- (記載要領)
1. 以下の項目については、期待容量の登録期間中(2025/12/10～12/16)に容量市場システムに登録してください。
- ・電源等識別番号については、電源等情報に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載してください。
 - ・容量を提供する電源等の区分については、変動電源で固定です。
 - ・新設・リブレース等及び電源種別については、電源等情報に登録した内容を記載してください。
 - ・エリア名については、電源等情報に登録した「エリア名」を記載してください。
 - ・本オークションに参加可能な設備容量(送電端)については、電源等情報登録様式に記載した値としてください。
 - ・調整係数については、自動計算されます。
 - ・期待容量については、自動計算されます。 ※この値が長期脱炭素電源オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中(2026/1/27～2/3)に容量市場システムに登録してください。
- ・提供する各月の供給力については、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)を上限に、運用リスク分等を差し引いて任意に記載してください。 ※この値がアセスメント対象容量となります。
 - ・応札容量については、自動計算されます。 ※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - ・制度適用期間は20以上の整数を記載してください。

様式7 調整機能の詳細情報

提出対象者：長期脱炭素電源オークション落札の調整機能「有」の安定電源を保有する事業者は、調整機能の仕様が確定次第、極力速やかにご提出ください

⇒記入頂くセルとなります。

調整機能の詳細情報

(記載要領)

C～K列は電源等情報登録様式(D1)に記載された内容を入力してください。

L～P列は、需給調整市場の商品要件をご確認のうえ、一次～三次②の調整力供出可能量（発電設備の設計値）を記載してください。

なお、仮に供給力提供開始後において、本様式記載値と実際の調整力供出可能量が変更となったとしても本様式を再提出いただく必要はありません。

・需給調整市場の商品要件→

<https://www.eprx.or.jp/outline/outline.html>

(提出方法)

以下提出先へ電子メールにてご提出ください。

(提出先・お問合せ先)

youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

提出時のファイル名は、「long_2025_youshiki7_調整機能の詳細情報_事業者コード_事業者名_R0.xlsx」として、事業者コードと事業者名を変更したものを提出してください。

※ファイル名冒頭の年次は電源等情報で入力した応札年度を記載のこと。提出時のファイル名の例：「long_2025_youshiki7_調整機能の詳細情報_7Y01_広域電力_R0.xlsx」など

[illegible]

長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款

2025 年 9 月 3 日

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

2023 年 9 月 13 日 施行

2024 年 9 月 4 日 変更

2025 年 9 月 3 日 変更

目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 定義	4
第4条 契約期間	4
第5条 単位及び端数処理.....	5
第2章 容量確保契約金額.....	6
第6条 容量確保契約金額の算定.....	6
第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求.....	6
第3章 権利及び義務.....	8
第8条 需給バランス評価.....	8
第9条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い.....	8
第10条 電源等差替.....	8
第11条 市場退出	9
第12条 市場退出時の経済的ペナルティ	10
第13条 制度適用期間前のリクワイアメント	10
第14条 制度適用期間前のアセスメント	11
第15条 制度適用期間前のペナルティ	12
第16条 対象実需給年度前のリクワイアメント	13
第17条 対象実需給年度前のアセスメント	14
第18条 対象実需給年度前のペナルティ	14
第19条 対象実需給年度のリクワイアメント	16
第20条 対象実需給年度のアセスメント	18
第21条 対象実需給年度のペナルティ	20
第22条 その他のリクワイアメント	22
第23条 その他のアセスメント	23
第24条 その他のペナルティ	23
第25条 対象実需給年度の経済的ペナルティの上限.....	23
第26条 金員の移動.....	24
第27条 容量確保契約金額（各月）の精算.....	24
第28条 還付	24
第29条 不可抗力が生じた場合の特則.....	25
第30条 参入ペナルティ	26
第4章 契約の変更等.....	27
第31条 契約の変更.....	27
第32条 権利義務及び契約上の地位の譲渡.....	27
第33条 契約の解除.....	28
第5章 一般条項.....	30

第 34 条	免責	30
第 35 条	守秘義務	30
第 36 条	個人情報の取扱い.....	30
第 37 条	反社会的勢力との関係排除.....	31
第 38 条	準拠法	31
第 39 条	合意管轄裁判所.....	32
第 40 条	誠実協議	32
附則（2024 年 9 月 4 日）		33
第 1 条	適用対象	33
第 2 条	制度適用期間前のリクワイアメント.....	33
附則（2025 年 9 月 3 日）		34
第 1 条	適用対象	34
第 2 条	市場退出時の経済的ペナルティ	34

別紙 1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

別紙 2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法

別添 用語の定義

第1章 総則

第1条 適用

1. この長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（以下「本約款」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と容量提供事業者との間で締結される長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書（以下「本オークションに係る容量確保契約書」という。）に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する容量提供事業者は、制度適用期間において、電源を自ら維持・運用しようとする者に限ります。
3. 本契約は、本オークションに係る容量確保契約書（契約書別紙を含む。）及び本約款で構成されるものとします。

第2条 約款の変更

1. 本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。
2. 本約款の変更により、本約款と長期脱炭素電源オークション募集要綱（以下「本オークション募集要綱」という。）の内容が相互に矛盾又は抵触が生じた場合、本約款の定めが適用されるものとします。

第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、本オークション募集要綱及び容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

第4条 契約期間

1. 落札された電源（以下「契約電源」という。）の契約期間は、本オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、制度適用期間^{※1}の末日までとします。なお、契約締結日は約定結果公表日とします。

※1：アンモニア・水素混焼設備の専焼化に向けた建て替えに伴う運転終了日^{※2}が属する年度の4月1日から建て替え後の発電設備による供給力提供開始日が属する年度の3月31日までの期間については、制度適用期間の対象外。

※2：建て替え（混焼設備を解体し、その後に専焼設備の建設を行う場合に限る。）に伴う混焼設備の運転終了日は、当該追加投資が落札された日の5年後の年度末までのいずれかの日とする。

また、当該混焼設備は、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間は供給力を提供すること。ただし、当該追加投資が落札された日の4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで供給力を提供すること。

2. 既設の火力電源をバイオマス専焼にするための改修については、制度適用期間の末日又は2050年度の末日（同日より前に契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止日）のいずれか遅い方の日までを契約電源の契約期間とします。
3. 本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続します。

第5条 単位及び端数処理

1. 本契約における単位及び端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
 - ① 設備容量
原則として、1キロワット（kW）とし、その端数は切り捨てます。
 - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という。）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます。
 - ③ 価格その他の金額について
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません。
また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第2章 容量確保契約金額

第6条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額（各年）は、次の算式に基づき、契約期間中の年度ごとに、物価・金利変動等に応じ算定された額とします。

ただし、具体的な算定方法は別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

容量確保契約金額（各年）

= 契約単価^{※1※2※3} × 契約容量

－ 第18条に基づき調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

※1：別紙1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。

※2：新設・リプレース又は既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレース又は追設」という。）に対し、脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資を行う場合、追加投資に係る制度適用期間開始時点から、新設・リプレース又は追設に係る制度適用期間終了時点までの期間において、容量確保契約金額（各年）に係る契約単価の内訳である運転維持費は以下のように算出し、契約単価を修正する。

運転維持費（円/年）= 新設・リプレース又は追設の運転維持費（円/kW/年）

× （新設・リプレース又は追設の契約容量 - 追加投資の契約容量）（kW）

※3：供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が30万kW以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に増加した場合は、別紙2「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い算定したうえで、※1に従い補正する。また、当初の契約単価に対する算定後の契約単価の増加率を費用増加の状況として公表します。

2. 既設火力をアンモニア・水素混焼にするための改修に対して専焼化に向けた建て替えの追加投資を行う場合、建て替えに伴う混焼設備運転終了以降の残りの制度適用期間においては、前項の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と資本コスト（円/kW/年）部分を容量確保契約金額（各年）の契約単価^{※1}とします。

※1：別紙1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。

3. 容量確保契約金額（各年）は、契約電源ごとに算定するものとします。
4. 第1項及び第2項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を12で除した金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額（各年）から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

第7条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、対象実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第21条に基づき算定される経済的ペナルティ、第28条第1項に基づき算出された還付額及び第33条4項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額※

¹が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という。）を支払うものとします。

※1：ただし、太陽光電源で落札された容量提供事業者に限り、発電設備の廃棄等費用の外部積立金額を金額から更に減ずることとし、制度適用期間終了の 10 年前から本機関へ積立を開始するものとします。なお、積立金の額は落札年度における FIT・FIP 電源と同様の金額水準とし、落札年度の本オークション募集要綱に記載した値とします。また、制度適用期間終了又は市場退出以降に発電設備の全部又は一部を廃棄する場合は、その時点で外部積立金額の全部又は一部を取り戻すものとします。

2. 前条第 2 項の容量確保契約金額（各月）は、建て替え後の発電設備による供給力提供開始日の翌年度から支払を開始するものとします。この場合、容量確保契約金額（各月）に、建て替え後の発電設備の支払率（当該発電設備の当該月の支払金額を当該発電設備の当該月の容量確保契約金額（各月）で除して得た比率をいう。）を乗じて得た金額が正值となる場合、その金額を前項の支払金額とし、支払うものとします。
3. 第 1 項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という。）を請求します。
4. 請求に対する入金期限日は対象実需給年度の 9 月から翌年 8 月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

第3章 権利及び義務

第8条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と広域予備率が低下した時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

第9条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 容量停止計画の対象は、以下のとおりとします。

- ① 電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合^{※1}
- ② 流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）
- ③ 地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※1：実需給の2年度前に提出する容量停止計画は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。

2. 容量提供事業者は、本機関に対し、リクワイアメントに定められた期日までに容量停止計画を提出するものとします。

3. 容量提供事業者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。

4. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。

- ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
- ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
- ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
- ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
- ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止^{※1}期間

※1：発電の停止及び発電の出力抑制の総称

5. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。

- ① 計画停止期間以外の停止期間
- ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む。）した作業停止計画と整合が取れていない期間

第10条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、以下の場合において、年度ごとに電源等差替を行うことができるものとします。

- ① 供給力提供開始時期が遅れ、第15条第1項第1号のペナルティが科される場合
- ② 長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）で落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修が、水素又はアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資が本オークション落札後4年後^{※1}の年度末までの間において、供給力の提供ができない場合

※1：本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで。

2. 前項第2号に該当する場合は、契約容量の一部のみの差替はできません。
3. 電源等差替を行っている期間において、差し替えた電源の提供について容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は以下のように算定します。
対象実需給年度のメインオークションにおける差し替えた電源が立地する
エリアの約定価格 × 差替容量
4. 電源等差替を行っている期間は、差し替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。
5. 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。
6. 第1項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

第11条 市場退出

1. 本オークションで落札された電源については、原則、市場退出は認められません。
ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部又は一部の容量を市場退出として扱います。なお、本機関はこれを公表する場合があります。
 - ① 本機関が合理的と認める理由により、契約電源による供給力の提供が不可能となり市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量又は一部
 - ② 本オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、又は提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ③ 電源の区分が安定電源の場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない、又は給電申合書を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ④ 電源の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関又は属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑤ 容量提供事業者が左右することができない事由により、応札時点における接続検討回答書の工事費負担金の最新の見積額（実際に応札価格（監視後の応札価格をいう。以下同じ。）に織り込んだ系統接続費の方が高い場合は、実際に織り込んだ系統接続費）よりも実際の工事費負担金が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑥ 本契約の締結後、容量提供事業者、燃料又はCCSサプライチェーン上で協業する本オークションに参加していないパートナー事業者又は更なる脱炭素化のための改修を行う前の電源で本契約を締結している容量提供事業者が3年以内に前提とした水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又はCCS事業への投資を促すための支援制度の全部又は一部の適用を受けることが決まらない又は前提とした支援制度の支

援金額が支援予想金額よりも低くなったことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量

- ⑦ 本契約の契約期間内に、更なる脱炭素化のための改修を行うことで、契約容量の一部の供給力が提供できなくなったことについて合理的な説明がある場合、当該電源の契約容量の一部
 - ⑧ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑨ 前各号に掲げる場合のほか、契約電源が応札年度の本オークション募集要綱の参加登録した事業者が登録可能な電源等に記載の要件を満たさなくなった場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
 3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

第12条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部又は一部が前条に示す市場退出をした場合、当該電源にかかる容量提供事業者に対し、以下の経済的ペナルティを科します。なお、科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定するものとします。

経済的ペナルティ＝ 市場退出した電源の容量 × 契約単価^{※1※2} × 10%

※1：経済的ペナルティ算定時点の契約単価とする。

※2：別紙1「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」に従い補正する。ただし、制度適用期間前に市場退出する場合は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を用いる。

2. 前条第1項第5号、第6号、第7号又は第8号の事由により市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科さないこととします。

第13条 制度適用期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、当該電源の電源種に応じて、以下の各号に定める制度適用期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 供給力提供開始時期の遵守

容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること。

② 供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること。

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限 ^{※1※2}
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日

風力、地熱	8 年（法・条例アセス済の場合：4 年）後の日が属する年度の末日
水力 （揚水式を含む。）	12 年（法・条例アセス済の場合：8 年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、 水素混焼の LNG、水素 専焼、アンモニア専 焼、既設火力の改修 （水素・アンモニア混 焼・専焼、バイオマス 専焼、CCS 付火力）	11 年（法・条例アセス済・不要の場合：7 年）後の日が属する 年度の末日
原子力	17 年（法・条例アセス済の場合：12 年）後の日が属する年度の 末日
蓄電池、長期エネルギ ー貯蔵システム	4 年後の日が属する年度の末日
LNG 専焼火力	6 年後の日が属する年度の末日

※1：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。

価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又は CCS 事業への投資を促すための支援制度の全部又は一部の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3 年以内に前提とした全ての制度の適用を受けることが決定した日（3 年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して 3 年目の日）

※2：海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含むものとする。

ただし、供給力提供開始期限が異なる電源が、共用設備を有する理由で同時落札条件付応札を行った場合は、最も遅い方の供給力提供開始期限を共通の供給力提供開始期限とします。

第 14 条 制度適用期間前のアセスメント

- 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、以下の各号に示すアセスメントを行います。
 - 供給力提供開始時期の遵守
供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。
 - 供給力提供開始期限の遵守
供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。
- 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
 - 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
 - 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 15 条 制度適用期間前のペナルティ

1. 本機関は、前条の制度適用期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。

① 供給力提供開始時期の遵守

供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。

- (1) 当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合^{※1}

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格^{※2} × 契約容量^{※3} × 5%

※1：対象実需給年度のメインオークションの開催年度の 4 月 1 日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

- (2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合^{※1}

経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格^{※2} × 契約容量^{※3} × 10%

※1：対象実需給年度の追加オークションの開催有無によらず、実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更した場合。ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除く。

※2：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）

※3：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く。

ただし、供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の 4 月 1 日以降である場合であって、当該変更がメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、変更後の供給力提供開始年度については(1)及び(2)で示す経済的ペナルティを科さず、当該年度の契約電源には、変更後の供給力提供開始年度の 4 月 1 日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションにおける契約電源が立地するエリアの約定単価（円/kW）及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用します。

② 供給力提供開始期限の遵守

電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間^{※1}分、第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。

第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。

なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイアメントの達成が求められます。

※1：1年未満の端数は1年として繰上げ。

2. 前項第1号（1）で科した経済的ペナルティは、対象実需給年度向けの調達オークションが開催されなかった場合に、当該対象実需給年度に対し発生した当該経済的ペナルティの金額の返金を行います。

第16条 対象実需給年度前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源の区分が安定電源の場合

（1）容量停止計画の調整

対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること。

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

（2）契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。

余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。

運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。

なお、やむを得ない理由がある場合を除き、余力の提供において、上記の契約容量や運転継続時間を制限することは認めない。

※：当該電源が余力活用に関する契約の対象と確認できることを条件に、バランシンググループの形態等により、属地一般送配電事業者との余力活用に関する契約の締結者が、当該電源の容量提供事業者と異なることも可能とします。

② 電源等の区分が変動電源の場合

（1）容量停止計画の調整

対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止

計画の調整業務において、第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること。

※：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る。）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

第17条 対象実需給年度前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。
 - ① 電源等の区分が安定電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。
 - (2) 契約の締結
調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。
 - ② 電源等の区分が変動電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します。
2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。
 - ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
 - ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から5営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
 - ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第18条 対象実需給年度前のペナルティ

本機関は、前条の対象実需給年度前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、ペナルティを科します。

- ① 電源の区分が安定電源の場合
 - (1) 容量停止計画の調整
調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、対象実需給年度の容量確保契約金額（各年）を減じます。
減額＝ 契約単価^{※1} × 契約容量 × 減額率（A） × 調整不調日数（B）
（A）減額率＝ 追加設備量^{※2}を利用する場合の減額率（A-①）
＋供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率（A-②）
（A-①）追加設備量を利用する場合の減額率

$$= 0.3\%/日 \times (追加設備量を利用する容量 \div 追加設備量) \\ \times (追加設備量を利用する容量 \div 停止対象容量)$$

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

$$= 0.6\%/日 \times (供給信頼度確保に影響を与える容量 \div 停止対象容量)$$

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) $\times$ 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

$$= (1 - 出力可能容量 \div 応札単位のアセスメント対象容量)$$

※1：対象実需給年度の契約単価

※2：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を1.5倍したものを対象実需給年度の容量確保契約金額から減額する場合があります。

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第11条に示す市場退出とし、第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更したうえで、本号のペナルティを科さない場合があります。

② 電源の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、対象実需給年度の容量確保契約金額（各年）を減じます。

$$\text{減額} = \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \times \text{減額率 (A)} \times \text{調整不調日数 (B)}$$

(A) 減額率 = 追加設備量^{※2}を利用する場合の減額率 (A-①)

+ 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-②)

(A-①) 追加設備量を利用する場合の減額率

$$= 0.3\%/日 \times (追加設備量を利用する容量 \div 追加設備量) \\ \times (追加設備量を利用する容量 \div 停止対象容量)$$

(A-②) 供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率

$$= 0.6\%/日 \times (供給信頼度確保に影響を与える容量 \div 停止対象容量)$$

(B) 調整不調日数 = 出力可能容量に関する補正率 (B-①) $\times$ 1ヶ月の日数

(B-①) 出力可能容量に関する補正率

$$= (1 - 出力可能容量 \div 応札単位のアセスメント対象容量)$$

※1：対象実需給年度の契約単価

※2：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額を 1.5 倍したものを対象実需給年度の容量確保契約金額から減額する場合があります。

第 19 条 対象実需給年度のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める対象実需給年度のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。

ただし、第 9 条第 1 項に基づく容量停止計画^{※1}を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※1 対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

対象実需給年度において、容量停止計画^{※1}が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること^{※2}。

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に売り入札する量を減少できるものとします。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの場合、1 日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること。

- i. 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に売り入札可能な市場が存在しない場合
- ii. 事業者の責によらない燃料制約又は充電制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ（以下「低予備率アセスメント対象コマ」という。）は除く。）
- iii. 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む。）からの起動が不経済となる場合
- iv. 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量未満の場合
- v. その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(3) 電気の供給指示への対応

対象実需給年度の容量停止計画^{※1}を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一

般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

- i. 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii. 属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力の制御が可能な場合
- iii. その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料^{※1}を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く。）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分^{※2}の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること

年間最低混焼率は年間設備利用率^{※3}に応じて算定します。なお、バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く。）については、年間設備利用率によらず年間最低混焼率 70%を求めます。

- i. 年間設備利用率が 40%以下の場合
年間最低混焼率 = 70%
- ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合
年間最低混焼率 = (2,800 / (年間設備利用率 × 100)) %

※1：バイオマス、アンモニア、水素

※2：高位発熱量ベースで脱炭素燃料を定格出力で 90%以上を混焼して発電する火力電源が、本オークションにおいて専焼の火力電源として契約している場合は、実際の混焼率によらず専焼として扱い、化石燃料部分を含む

※3：年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端） / (設備容量（送電端） × 暦時間数)

(5) 年間 CO₂ 貯蔵率の達成

既設火力を CCS 付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴う CO₂ 発生量^{※1}に対する CO₂ 貯蔵量^{※2}の割合（以下「年間 CO₂ 貯蔵率」という。）が、年間最低 CO₂ 貯蔵率を達成すること。

なお、年間最低 CO₂ 貯蔵率は年間設備利用率^{※3}に応じて算定します。

- i. 年間設備利用率が 40%以下の場合
年間最低 CO₂ 貯蔵率 = 70%
- ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合
年間最低 CO₂ 貯蔵率 = (2,800 / (年間設備利用率 × 100)) %

※1：電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生する CO₂ に限る。所内率分の発電に伴って発生する CO₂ や、CO₂ の分離回収に使用する蒸気を発生させるための CO₂ 発生量は含まない。

※2：CO₂ の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出する CO₂ も分離回収の対象となり、貯蔵量に含まれる場合には、その分の貯蔵量は除く。

※3：年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端） / (設備容量（送電端） × 暦時間数)

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。

ただし、第9条第1項に基づく容量停止計画^{※1※2}を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。

※1：対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く。）、並びに、地元自治体との協定の履行に伴い出力停止等する場合

※2：自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要。

(2) 年間設備利用率の達成

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率^{※1※2※3}を達成すること。

※1：2023 年度に実施する本オークションの契約電源：太陽光 18.3%、陸上風力 28.0%、洋上風力 34.8%、流込式水力 44.8%

※2：2024 年度に実施する本オークションの契約電源：太陽光 18.3%、陸上風力 29.1%、洋上風力 39.3%、流込式水力 44.8%

※3：2025 年度に実施する本オークションの契約電源：太陽光 18.3%、陸上風力 29.1%、洋上風力 39.3%、流込式水力 44.8%

第20条 対象実需給年度のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源の計画停止コマ相当数^{※1} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1：計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします。

・当該電源の計画外停止コマ相当数^{※2} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2：計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画^{※1}が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札^{※2}しているか確認します。

※1：出力抑制に伴う停止計画は除く。

※2：揚水、蓄電池及び長期エネルギー貯蔵システムの場合、1日のうち応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間分の供給力のうち小売電気事業者等が活用しない発電余力を売り入札すること。

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします。

・リクワイアメント未達成量^{※3}

＝ 小売電気事業者等が活用しない発電余力

－ 卸電力取引所等に売り入札した容量^{※4※5}

・小売電気事業者等が活用しない発電余力^{※3}

＝ アセスメント対象容量又は提供する供給力の最大値のいずれか低い値

－ 発電計画値

※3：負値となる場合は零とする。

※4：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は小売電気事業者等が活用しない発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とする。

※5：卸電力取引所等に売り入札した容量とは、卸電力取引所等に売り入札したが落札されなかった容量とする。

(3) 電気の供給指示への対応

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。

アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合、原則として、この値をリクワイアメント未達成量と判断します。

・リクワイアメント未達成量^{※1}

＝ アセスメント対象容量^{※2} － 発電量調整受電電力量

※1：負値となる場合は零とする。

※2：出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とする。

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）の混焼率が前条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。

混焼率＝（A / B×100）％

A：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた高位発熱量

B：契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた高位発熱量合計

(5) 年間CO₂貯蔵率の達成

既設火力をCCS付火力に改修する電源の年間CO₂貯蔵率が前条第1号(5)に定める基準以上であることを確認します。

年間CO₂貯蔵率＝（A / B×100）％

A：契約容量におけるCO₂貯蔵量

B：契約容量の発電に伴うCO₂発生量

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源の計画停止コマ相当数^{※1} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

・当該電源の計画外停止コマ相当数^{※2} =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2: 計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とする。

(2) 年間設備利用率の達成

対象実需給年度の年間設備利用率実績^{※1}が、前条第2号(2)に定める年間設備利用率以上であることを確認します。

※1: 年間設備利用率 = 年間発電電力量(送電端) / (設備容量(送電端) × 暦時間数)

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から7営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第21条 対象実需給年度のペナルティ

本機関は、前条の対象実需給年度のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ^{※1} =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数^{※2} - 8,640) × 0.0125%

※1: 負値となる場合は零とする。

※2: 対象実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z^{※1})

※1：1 年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需
給年度のメインオークション募集要綱で記載される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z^{※1})

※1：1 年間で低予備率アセスメント対象コマに該当することが想定される時間であり、対象実需
給年度のメインオークション募集要綱で記載される時間

(4) 脱炭素燃料の混焼率の達成

脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）の混焼率が第 19 条第 1 号(4)に定める基準未満の場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く。）については、年間設備利用率によらず年間設備利用率が 40%以下として扱います。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

i. 年間設備利用率が 40%以下の場合

(ア) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が 35%以上 70%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%

(イ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が 35%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%

ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合

(ウ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 / (年間設備利用率×100) ）%以上（ 2,800 / (年間設備利用率×100) ）%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%

(エ) 当該脱炭素燃料による混焼率（高位発熱量ベース）が（ 1,400 / (年間設備利用率×100) ）%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%

(5) 年間 CO₂ 貯蔵率の達成

既設火力を CCS 付火力に改修する電源の年間 CO₂ 貯蔵率が前条第 1 号(5)に定める基準未満の場合、年間設備利用率と達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。

なお、合理的な理由なく、継続的に年間 CO₂ 貯蔵率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

i. 年間設備利用率が 40%以下の場合

(ア) 年間 CO₂ 貯蔵率が 35%以上 70%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%

(イ) 年間 CO₂ 貯蔵率が 35%未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%

ii. 年間設備利用率が 40%を超える場合

(ウ) 年間 CO₂ 貯蔵率が (1,400 / (年間設備利用率×100)) %以上

(2,800 / (年間設備利用率×100)) %未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 10%

(エ) 年間 CO₂ 貯蔵率が (1,400 / (年間設備利用率×100)) %未満の場合

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ^{※1} =

容量確保契約金額 × (年間停止コマ相当数^{※2} - 8,640) × 0.0125%

※1: 負値となる場合は零とする。

※2: 対象実需給年度内での累計とする。

(2) 年間設備利用率の達成

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率未満の場合、経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額

× {1.1 × (1 - 年間設備利用率実績 / 年間の設備利用率^{※1})^{※2}}

※1: 第19条第2号(2)で定める電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率

※2: 負値となる場合は零とする。

第22条 その他のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定めるその他のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修^{※1}、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ^{※2※3}を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。

※1: アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、又は既設の石炭火力・LNG 火力・石油火力をアンモニア・水素混焼にするための改修

※2: LNG 専焼火力の新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から 10 年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本アクションへの応札等）を開始する旨の記載を求める。

※3: 脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素又はグレーアンモニアを使用する電源は、ブルー水素若しくはブルーアンモニア又はグリーン水素若しくはグリーンアンモニアへの燃料転換。）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること。

第 23 条 その他のアセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。

必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前 1 年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。

第 24 条 その他のペナルティ

本機関は、第 23 条のその他のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

(1) 脱炭素化ロードマップの遵守

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、合理的な理由なく必要なロードマップを改訂していない場合、又はその内容を遵守していない場合は、第 33 条第 3 項に示す契約の解除とします。

既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050 年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の 1 年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。

- i. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了している場合、第 30 条の参入ペナルティを科すとともに以下経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × 10%

- ii. 2051 年 4 月 1 日までに制度適用期間が終了していない場合、第 33 条第 3 項 に示す契約の解除とします。

第 25 条 対象実需給年度の経済的ペナルティの上限

- 1. 第 21 条に示す対象実需給年度の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。

- ① 年間上限額：容量確保契約金額（各年）× 110%
- ② 月間上限額：容量確保契約金額（各年）× 18.3%

2. 第 21 条第 1 項第 1 号(4)に示す脱炭素燃料の混焼率の達成に係る経済的ペナルティ、同号(5)に示す年間 CO₂貯蔵率の達成に係わる経済的ペナルティ及び同項第 2 号(2)に示す年間設備利用率の達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。

第 26 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

なお、本機関より容量提供事業者へ振込送金による金員の移動は、支払金額から振込送金にかかる手数料を差し引いた金額となります。

第 27 条 容量確保契約金額（各月）の精算

容量確保契約金額（各月）の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等及びその根拠を通知します。
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額又は請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します。
- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第 2 号、前号に示す内容を繰り返します。
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合又は前号の手続きが完了した場合、第 7 条に示す期日までに、前条に基づき金員の移動を行います。

なお、第 7 条に示す期日の一定期間前までに前号の異議申し立てが解消しなかった場合も、本機関の通知内容に基づき金員の移動を行います。

- ⑥ 請求金額が第 7 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います。

第 28 条 還付

1. 容量提供事業者は、他市場収益^{※1}が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます^{※2}。

還付額は、他市場収益の多寡に応じて以下のように算定します。

- ① 応札価格に織り込まれている資本コスト^{※3}（単位「円/年」）までの他市場収益は、95%を還付対象とします。
- ② 「契約単価×契約容量」と対象実需給年度における「メインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定価格）×契約容量」の差額を超える部分^{※4}の他市場収益は 85%を還付対象とします。
- ③ ①と②の間の他市場収益は 90%を還付対象とします。

還付額は、上記に基づき算定された①と②と③の合計金額とします。

※1：応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入^{※5}と、当該部分の設備容量（発電端）によって生じる実際の可変費から、応札価格に算入した部分を控除した値に基

づき算出する。ただし、相対契約に係る規律が満たされていない場合は、実際の他市場収益は、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額（揚水、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム及び LNG 専焼火力は、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格）をもとに算出する。

※2：容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付することが求められる。

※3：別紙 2「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じて算出したものとする。

※4：契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれている資本コストより小さくなり、①と②が重複する部分は②として扱う。

※5：応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh 収入」、「ΔkW 収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNG タンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など。）を得る場合は、これらも他市場収入として扱う。なお、LNG タンクを第三者と共有する予定で自社割合分を応札価格に算入している場合は、想定される利用率で按分する。

2. 還付額は、契約電源ごとに算定するものとします。
3. 還付額は、年間の他市場収益の確定後に算定するものとします。
4. 対象実需給年度における他市場収益が負値となる場合、当該金額は翌年度の他市場収益の算出において当該金額を更に減じた後の他市場収益を当該翌年度の他市場収益^{※1}とします。

※1：専焼化に伴い建て替えを実施する場合において、建て替え前電源の運転終了日が属する年度の前年度の他市場収益が負値となる場合、当該金額は建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益の算出において当該金額をさらに減じた後の他市場収益を建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益とします。

5. 容量確保契約金額、第 21 条及び第 25 条に基づき算定される経済的ペナルティ並びに本条に基づき算定される他市場収益の還付額は、消費税等相当額の課税対象となります。ただし、当該経済的ペナルティの年間累計額及び他市場収益の還付の合算値が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）となります。

第 29 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 12 条から第 24 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象や、その他の事業者の予見できない事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにも関わらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなることが明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。ただし、第 11 条第 1 項②から④及び⑨のいずれかに該当し、その場合に科される第 12 条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません。

- ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
- ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
- ③ 事後的な法令改正や規制適用、裁判による運転停止
- ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等

2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対

する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、ただちに本機関に通知するものとします。

第 30 条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、2051 年度期首時点で制度適用期間が終了している既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになった場合、当該容量提供事業者が容量オークションへの参入ペナルティを科すことができるものとします。

第4章 契約の変更等

第31条 契約の変更

1. 容量提供事業者に以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量提供事業者と本機関は、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルに従い、本契約を変更するものとします。
 - ① 契約電源が第11条に示す市場退出をした場合
 - ② 第10条に示す電源等差替を実施した場合
 - ③ 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合
 - ④ 第13条に基づく「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行により、第15条に基づき短縮された第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合
 - ⑤ 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
 - ⑥ 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合
 - ⑦ 制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
 - ⑧ 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
 - ⑨ 第32条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合
 - ⑩ 第18条に基づき容量確保契約金額が変更となった場合
 - ⑪ 複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が第33条3項に基づき契約解除となった場合
 - ⑫ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、第6条に基づき容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合
 - ⑬ その他、本機関が変更を必要と判断した場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の容量確保契約の承認をもって成立するものといたします。

第32条 権利義務及び契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利若しくは義務又は本契約上の地位（以下総称して「本契約上の地位等」という。）を第三者に譲渡又は承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡又は承継する場合、譲渡又は承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権及び債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人について、容量確保契約を対象とした担保設定等に対する承諾が必要な場合には、本機関指定の様式（ひな型）を用いることを原則として、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第 33 条 契約の解除

1. 本機関及び容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたときただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、又はその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき
 - ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 本機関は、容量提供事業者が、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合や、送配電等業務指針、本オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款及びその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合は、容量提供事業者に通知することにより、本契約又は契約電源ごとの契約を解除することができるものとします。
 - ① LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）及びアンモニア専焼火力（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修について、合理的な理由なくロードマップの実現への取組みを行っていないことが明らかになったとき
 - ② 契約電源が第 6 条第 2 項に基づき算定された容量確保契約金額（各年）を受け取っている場合であって、建て替え後の発電設備が市場退出した場合
 - ③ 2051 年度期首時点で制度適用期間が終了していない既設火力のバイオマス専焼にするための改修について、2050 年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現していないことが明らかになったとき
 - ④ 契約電源の補助金の受領が後になって判明したとき
 - ⑤ 契約電源について環境影響評価が必要な場合において、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを称する書類を事業計画書の提出時に添付できず、約定結果公表後、5 ヶ月以内に提出されないとき
 - ⑥ 脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く。）について、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低いことが明らかになったとき
 - ⑦ 既設火力を CCS 付火力に改修する電源について、合理的な理由なく、継続的に年間 CO₂ 貯蔵率が著しく低いことが明らかになったとき
 - ⑧ 監視にあたり電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない書類を合理的な理由なく提出していないことが明らかになったとき

4. 前3項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量又は契約電源の契約容量の全量を第11条に示す市場退出とします。

なお第1項及び第2項により契約解除となった場合には、第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、契約解除となった年度において市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第5章 一般条項

第34条 免責

本機関は、本機関に故意又は重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第35条 守秘義務

1. 本機関及び容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容及びその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己又は親会社の役員及び従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、金融機関、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く。）に開示してはならないものとします。
 - ① 開示のときに既に公知であったもの、又は開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
 - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、又は被開示者が既に所有していたもの
 - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
 - ⑤ 法令に従い行政機関又は司法機関により開示を要求されたもの、企業会計基準「収益認識に関する会計基準」に基づくもの
又は電気供給事業者である者若しくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
 - ⑥ 本オークション募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関及び容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
 - ① 監督官庁
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会
 - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約及び附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第36条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める情報をいう、以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。

2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。
3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、ただちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等についてただちに報告します。
5. 本機関は、本機関又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約又は委託業務に関連して本機関又は再委託先が容量提供事業者から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 37 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関及び容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
 - ① 自己及び自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ。）でないこと、又は、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと。
 - ② 自己及び自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - ③ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
 - ④ 自己及び自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
 - ⑤ 自己及び自己の役職員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。
2. 容量提供事業者及び本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方にただちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者又は本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 38 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第 39 条 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条 誠実協議

本契約に定めのない事項又は本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関及び容量提供事業者は、本契約及び電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

附則（2024 年 9 月 4 日）

第 1 条 適用対象

本附則は応札年度が 2024 年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 制度適用期間前のリクワイアメント

応札年度が 2024 年度以降の容量確保契約における本約款第 13 条に示す電源種ごとの供給力提供開始期限について、LNG 専焼火力の供給力提供開始期限を 8 年後の日が属する年度の末日と読み替えます。

附則（2025 年 9 月 3 日）

第 1 条 適用対象

本附則は応札年度が 2025 年度の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 市場退出時の経済的ペナルティ

応札年度が 2025 年度の容量確保契約における本約款第 12 条第 2 項に示す経済的ペナルティを科さない事由について、以下に読み替えます。

2. 前条第 1 項第 5 号、第 6 号、第 7 号又は第 8 号の事由により市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科さないこととします。ただし、同項第 6 号の事由は水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の期限内に申請している場合に限りします。

物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

約定単価から減額要素（応札価格に含めた見積もり額を下回った分の系統接続費及び応札価格に含めた水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援予想金額を超えた分の支援金額を制度適用期間の年数と落札時の契約容量で除したもの。）を差し引いた値に対し、容量提供事業者が応札時に選択した補正方法に則り契約単価を補正する（制度適用期間の年度ごとの期首に毎年補正。）。

1. 応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する場合

容量提供事業者が応札時点で選択した費用項目について次の算式に基づき補正したうえで、応札価格に含まれる各費用項目を合算する。なお、次の算式の補正指標は補正実施時点で公表されているものとする。

(1) 資本費^{※1}

（建設費＋廃棄費用＋系統接続費）×（供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター）

(2) 運転維持費

運転維持費（可変費を除く）×（対象実需給年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値） / 応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値））

(3) 資本コスト^{※1※2}

資本コスト ×（供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター）×（（5%＋（対象実需給年度前年の金利－応札年度前年の金利）） / ベースの WACC となる 5%）

(4) 可変費

(ア) 水素・アンモニアの燃料費

補正後の水素・アンモニアの燃料費^{※3} - LNG・石炭の燃料費^{※3}

(イ) CCS の可変費

補正後の分離回収費用（燃料、電気代）^{※3} + 補正後の分離回収費用（CO₂ 吸収液等のその他費用）^{※3} + 輸送・貯留費用^{※3}

※1：建設工事費デフレーターは、建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）の値を指し、この値での補正は制度適用期間開始年度の 1 回のみ。

※2：金利は、日本銀行の貸出約定平均金利（新規・長期、年平均値）の値を指し、資本コストの補正方法は、建設工事費デフレーターでの補正、金利での補正又はその両方での補正が選択可能。

※3：補正後の数値については、表 1 及び表 2 に基づいて算定。

2. 消費者物価指数（コア CPI、年平均値）で補正する場合

応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正する対象実需給年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均値）を応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI、年平均

値) で除した値を乗算する。なお、消費者物価指数(コア CPI、年平均値) は補正実施時点で総務省により公表されている最新の基準年のものとする。

表 1 水素・アンモニアの燃料費の補正

		水素・アンモニアの燃料費(以下の合計)		LNG・石炭の 燃料費
		原料代・電気代	水素・アンモニアの 製造・輸送費	
グレー・ブルー 水素・アンモニア	天然ガスマーケット連動 ※4	①の算式	④の算式	⑥の算式
	天然ガスエスカレ補正※4	②の算式		
グリーン水素・ アンモニア	電気料金マーケット連動	③の算式	⑤の算式	

- ① 天然ガスの燃料費^{※5}×天然ガスの価格指標(HH 又はブレント(原油価格連動の場合))の変化率^{※6}×米ドル為替レートの変化率^{※6}
- ② 天然ガスの燃料費^{※5}×調達国の消費者物価指数の変化率^{※6}×米ドル為替レートの変化率^{※6}
- ③ 電気代^{※5}×米ドル為替レートの変化率^{※6}
- ④ (水素・アンモニアの燃料費^{※5} - 天然ガスの燃料費^{※5}) のうちの CAPEX^{※7}×(供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数÷応札年度前年の調達国の消費者物価指数)×米ドル為替レートの変化率^{※6}+ (水素・アンモニアの燃料費 - 天然ガスの燃料費) のうちの OPEX^{※7}×調達国の消費者物価指数の変化率×米ドル為替レートの変化率^{※6}
- ⑤ (水素・アンモニアの燃料費^{※5} - 電気代^{※5}) のうちの CAPEX^{※7}×(供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数÷応札年度前年の調達国の消費者物価指数)×米ドル為替レートの変化率^{※6}+ (水素・アンモニアの燃料費 - 電気代^{※5}) のうちの OPEX^{※7}×調達国の消費者物価指数の変化率×米ドル為替レートの変化率^{※6}
- ⑥ LNG・石炭の燃料費^{※5}×LNG・石炭貿易統計価格の変化率^{※6}×水素・アンモニアと LNG・石炭の発熱量比率^{※8}

※4: グレー・ブルー水素・アンモニアの燃料費の補正については、容量提供事業者が応札時に選択した方法に基づいて補正する。

※5: 天然ガスの燃料費、水素・アンモニアの燃料費、LNG・石炭の燃料費、電気代は、応札価格の算定時に見積もった費用(円/応札 kW/年)を指す。

※6: 変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値÷応札年度前年の年間平均値」を指す。第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額(各年)を容量収入として得られる期間の最後の 10 年度間のうち、前の 9 年度間の各指標の差分(対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分)のみの累積損益(各年度の累積損益がプラスの場合は 0 とする)がマイナスの場合は、その絶対値の 9 割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額に加算する。

※7: CAPEX とは、建設費、運転開始前に必要となる費用(許認可の取得等)、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEX とは、水素等の継続的な供給に必要な費用を指す。

※8: 発電コスト検証の LHV の数値を引用する(水素 120MJ/kg、アンモニア 18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭 24.8MJ/kg(制度適用期間において一律とする)。発熱量比率は、水素 LNG 混焼・水素専焼の場合は 2.41、水素石炭混焼の場合は 4.84、アンモニア石炭混焼の場合は 0.75、アンモニア専焼の場合は 0.37 の値を用いる。

表 2 CCS の可変費の補正

	分離回収費用（燃料費、電気代）	分離回収費用（CO ₂ 吸収液等のその他費用）	輸送・貯留費用
国内貯留	⑦の算式	⑧の算式	
海外貯留		⑨の算式	⑩の算式

⑦ CO₂ 分離回収に要する燃料費^{※9※11} と（外部調達する場合の）蒸気代^{※9} の合計×石炭・LNG 貿易統計価格の変化率^{※10} +（外部から CO₂ 分離回収のための電気を調達する場合の）CO₂ 分離回収に要する電気代^{※9※11}×国内スポット市場価格（システムプライス）の変化率^{※10}

⑧ 輸送・貯留費用（CAPEX^{※12} に限る。）×（供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数÷応札年度前年の国内企業物価指数）+分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用（OPEX に限る。）の合計^{※9}×国内企業物価指数の変化率^{※10}

⑨ 分離回収費用（その他費用）^{※9}×国内企業物価指数の変化率^{※10}

⑩ （輸送費用^{※9} のうちの CAPEX^{※12} ×（供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数÷応札年度前年の米国生産者物価指数）+輸送費用^{※9} のうちの OPEX^{※12} ×米国生産者物価指数の変化率^{※10} +貯留費用のうちの CAPEX^{※12} ×（供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数÷応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数）+貯留費用のうちの OPEX^{※12} ×貯留対象国の企業物価指数の変化率^{※10}）×米ドル為替レートの変化率^{※10}

※9：CO₂ 分離回収に要する燃料費、蒸気代、CO₂ 分離回収に要する電気代、分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用の合計、分離回収費用（その他費用）、輸送費用、貯留費用は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札 kW/年）を指す。

※10：変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値÷応札年度前年の年間平均値」を指す。第 6 条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間の最後の 10 年度間のうち、前の 9 年度間の各指標の差分（対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分）のみの累積損益（各年度の累積損益がプラスの場合は 0 とする）がマイナスの場合は、その絶対値の 9 割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額に加算する。

※11：液化設備・CO₂ 貯蔵設備・荷役設備へ蒸気・電力を供給（外部調達含む）する場合の燃料費・電気代、及び燃焼前の CO₂ 分離回収と国内外での貯留を併せてブルー水素発電を行う場合の（分離回収費用以外の）水素製造に係る電気代・燃料代等は、「分離回収費用（燃料費、電気代）」に含めて自動補正を行う。

※12：CAPEX とは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEX とは、継続的な輸送・貯留に必要な費用を指す。

事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法

供給力提供開始期限が 10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量(送電端)が 30 万 kW 以上の電源の新設・リプレースについて、法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用(建設費の増加額及び制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額)が契約期間中に応札価格に算入できる予備費(申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)による補正後)を超えて増加した場合(複数事象により累積して超過した場合も含む。)、容量提供事業者からの申請が行われた日及び増加した建設費の対象となる工事が完了した日に応じて、監視を経て認められた増加金額をもとに以下のとおり契約単価を算定し、契約単価に適用する。

なお、1. の場合は、申請時に、1. (1) 増加金額の算式のうちの①及び②(②は工事完了日を仮置きで計算)の確認・監視を行い、実際の工事完了後に、1. (1) の増加金額の算式のうち、申請時に算定した①及び②(②は実際の工事完了日で改めて計算)に加え、③及び④を算定し、1. (2) の契約単価を算定したうえで再申請を行い、1. (1) 増加金額及び 1. (2) 契約単価について確認・監視を行う。

1. 建設費が増加した場合

(1) 増加金額の算式

増加した建設費に対する増加金額を次の算式に基づき算定する。

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 90\% + \text{④}$$

①(資本費の増加額^{※3}-応札価格に算入した予備費^{※4})×応札年度前年への補正係数^{※5}

②運転維持費の増加額^{※6}×応札年度前年への補正係数^{※7}

③資本コストの増加額^{※8}×応札年度前年への補正係数^{※9}

④(制度適用期間が延長になる場合)追加の運転維持費(延長期間×当初の契約単価に含まれる運転維持費) + 追加の建設費(経年改修費)^{※10}

※1: 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数(コア CPI、年平均値)を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数(コア CPI、年平均値)÷申請日が属する年度前年の消費者物価指数(コア CPI、年平均値)」を、①、②及び③の合計値に乗算する。
ただし、この場合における①、②、③の応札年度前年への補正係数は 1 とする。

※2: (①+②+③) の 10%は容量提供事業者の負担とする。

※3: 資本費のうち建設費及び廃棄費用が対象。資本費のうち建設費の増加額(制度適用期間の延長によって発生せざるを得なくなった当初織り込んでいない追加の経年改修費を含む。)は、申請時点の見積金額であり、応札価格に算入した建設費から応札価格に算入した予備費を控除した値(申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後の値)の 0.5 倍を上限。

- ※4: 申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正。
- ※5: 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）÷申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。
- ※6: 「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間に発生する運転維持費の増加額の合計額」÷「申請時点で見積もった、工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の当初の制度適用期間の残余年数」×「実際の工事が完了した日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数」。運転維持費（各年）の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費（申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。）に対して0.5倍を上限。
- ※7: 応札年度前年の企業物価指数（総平均、年平均値）÷申請日が属する年の前年の企業物価指数（総平均、年平均値）。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。
- ※8: 実際の工事完了時点を資本コスト算定の起点とし、当該時点において、建設費の増加額が発生し、その翌年度から契約単価の補正が行われる前提で算定した資本コスト（率は応札時と同じ。）。)
- ※9: 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）÷申請日の属する年度の前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、容量提供事業者が応札時に資本コストを自動補正の項目として選択していない場合は1とする。
- ※10: 制度適用期間の延長によって生じる追加の経年改修費（当初織込んでいた経年改修費（想定使用期間が当初の制度適用期間を跨ぐ場合に、当初の制度適用期間分に比率按分し限定していた費用）について、制度適用期間の延長年数に応じた増加金額）を、※3の範囲内において、追加の建設費として加算可能。

(2) 契約単価の算式

容量提供事業者からの申請日及び増加した建設費の対象となる工事が完了した日に応じて契約単価を次の算式に基づき算定する。

- ① 制度適用期間前に増加した建設費の工事が完了した場合

$$\frac{(\text{増加金額} + \text{当初の容量確保契約金額}^{※11})}{\text{契約容量} / \text{当初の制度適用期間の年数}}$$
- ② 増加した建設費の対象となる工事が完了した日が最新の制度適用期間中の場合

$$\frac{(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額}^{※12})}{\text{契約容量} / \text{増加した建設費の対象となる工事が完了した日の属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間終了年度までの残余年数}^{※13}}$$

※11: 当初の制度適用期間の開始年度から終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額（各年）の合計値。

※12：増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の制度適用期間終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額(各年)(当初の容量確保契約金額(各年)のうち、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)の合計値。

※13：この算式に基づく算定後の契約単価が当初の契約単価(資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間(年単位)として設定。

- ③ 最新の制度適用期間中に申請を行い、増加した建設費の対象となる工事が完了した日が最新の制度適用期間終了後の場合

増加金額 / 契約容量 / 新たに設定する制度適用期間の年数^{※14}

※14：増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の契約単価(資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値で補正後)に対して1.5倍以下となる最短の新たな制度適用期間(年単位)を設定。なお、制度適用期間は当初の年数に新たに設定した制度適用期間の年数を合算した値とし、当初の制度適用期間終了年度の翌年度から工事が完了した日が属する年度は制度適用期間の対象外とする。

2. 運転維持費のみが増加した場合

(1) 増加金額の算式

増加した運転維持費に対する増加金額を次の算式に基づき算定する。

運転維持費(各年)の増加額^{※15} × 応札年度前年への補正係数^{※16※17} × 申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間終了年度までの残余年数 × 90%^{※18}

※15：運転維持費(各年)の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費(申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値。)に対して0.5倍を上限。

※16：応札年度前年の企業物価指数(総平均、年平均値) ÷ 申請日が属する年の前年の企業物価指数(総平均、年平均値)。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、別紙1の可変費の補正方法により応札年度前年の数値に補正する。

※17：物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法において、消費者物価指数(コアCPI、年平均値)を選択している場合は、「応札年度前年の消費者物価指数(コアCPI、年平均値) ÷ 申請日が属する年度前年の消費者物価指数(コアCPI、年平均値)」とする。

※18：10%は容量提供事業者の負担とする。

(2) 契約単価の算式

契約単価を次の算式に基づき算定する。

((増加金額 + 期間補正後の容量確保契約金額^{※19}) / 契約容量 / 補正後の制度適用期間^{※20})

※19：申請が認められた日が属する年度の翌年度から、最新の制度適用期間終了年度までに支払われる

当初（物価・金利変動等の補正前）の容量確保契約金額（各年）（当該翌年度が制度適用期間開始年度以降の場合における容量確保契約金額（各年）は、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター（電力、年度平均値）で補正後）の合計値。

※20：申請が認められた日が属する年度の翌年度から最新の制度適用期間終了年度までの残余年数

別添

用語の定義

属地	: 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	: 容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く。）
アセスメント対象容量	: 容量提供事業者又は本機関が指定した、契約電源が提供する供給力。 期待容量算定諸元一覧に記載された「提供する各月の供給力」若しくは「各月の管理容量」を指す
コマ	: 毎正時又は毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
消費税等相当額	: 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	: 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	: 土曜日、日曜日及び祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日及び本機関が指定する日
平日	: 休日以外の日
営業日	: 土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、12月29日～31日以外の日
昼間	: 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	: 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	: 日曜日及び銀行法施行令第5条第1項で定める日
供給力提供開始日	: 契約電源が、本オークションの応札価格に算入した初期投資の工事が完了した後に、供給力の提供を開始する日（契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となる日を指し、試運転開始日、営業運転開始日、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）など、事業者によって判断いただき、広域機関に通知してください。）
供給力提供開始年度	: 供給力提供開始日が属する年度
供給力提供開始時期	: 容量提供事業者が電源等情報に登録した契約電源の供給力提供開始年度
供給力提供開始期限	: 契約電源が供給力を提供開始しなければならない期限日
制度適用期間	: 供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は2027年度）から原則20年間の容量収入を得られる期間
対象実需給年度	: 制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日）
水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度	: 資源エネルギー庁が制度整備を進める水素・アンモニアのサプライチェーン構築及び供給インフラ整備を支援する制度

CCS事業への投資を促すための支援制度

- ：資源エネルギー庁が制度整備を進めるCCS事業の推進を支援する制度
- セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）
- ：インターネットとの通信が行える幅広いIoT製品を対象として、共通的な物差しで製品に具備されているセキュリティ機能を評価・可視化することを目的とした、情報処理推進機構が運用する「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」に基づき構築された制度
- 支援予想金額
- ：水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援又はCCS事業への投資を促すための支援制度で予想される支援金額
- 同時落札条件付応札
- ：同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）、若しくは主要な共用設備を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源ごとに応札したものの特定の応札が非落札となった場合に残りも同時に非落札とする条件を付けた応札
- 脱炭素化ロードマップ
- ：本制度で落札した燃料に化石燃料、グレー水素又はグレーアンモニアを含む電源に対して、当該電源の燃料の脱炭素化への道筋を示す書類
- 他市場収益
- ：契約電源が発電した電気、契約電源が有する需給調整市場で取引する価値及び当該電気が有する非化石価値を相対契約又は卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者又は自社の小売部門等に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益。また、応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など。）を得る場合は、これらも他市場収入として扱う。なお、LNGタンクを第三者と共有する予定で自社割合分を応札価格に算入している場合は、想定される利用比率で按分する

別紙3

容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象箇所	ご意見	回答
長期脱炭素電源オークションの仕組みについて			
1	第3章 募集概要	長期脱炭素電源オークションは、2050年までのカーボンニュートラル達成を見据えて、化石燃料からの脱却と再エネシフトに向けた動きを加速するしくみであるべきだ。しかし、現行のオークションは、既存石炭火力やLNG火力を維持する改修やLNG火力の新規建設を促し、原子力発電の安全対策に投資することで既設原発を維持し、時間もコストもかかる原発の新増設を促すもので、再エネシフトを促進することなく（太陽光・風力などの落札はこれまでゼロ）抜本的な見直しが必要である。 また、今回の募集要項では第二回目から、上限価格の増額、既存火力へのCCS付設備の改修、水素アンモニア混焼での可変費の追加などを変更し、既存の火力や原子力を維持温存するという誤った構造に拍車をかけるもので、非常に問題が多い。この内容で電源の募集を行うべきではない。	第7次エネルギー基本計画にもありますとおり、電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要があります。 これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものです。 エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S＋3Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。 このため、再生可能エネルギーの最大限の導入を促すと共に、エネルギーのベストミックスの観点から、多様な脱炭素電源の導入の促進を図ることが重要と考えております。
2	第3章 募集概要	脱炭素火力は、グリーン水素・グリーンアンモニア専焼に限定すべきである。また、その際、上限価格を水素やアンモニアのみ特別扱いせず、他の電源と同程度とし、コストの安いものから落札することを原則にするべきである。 また、既存火力の改修は、水素・アンモニア・CCSともに導入すべきではない。しかも、上限価格が大幅に引き上げられ、他の電源の倍以上となっており、需要家に過度な負担となる。募集量を100万kWから50万kWに引き下げているが、その全量分を再エネや蓄電池に回し、価格を安く抑えれば需要家にとっても負担は減り、その方が環境的にも経済的にも合理的である。また、既存火力に改修しても、将来的にその設備のまま水素やアンモニアの専焼にできるわけではなく、専焼専用の別の発電設備へのリプレースが必要となる。水素・アンモニアの混焼やCCS付への改修は、供給力提供開始期限が11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）としており、事実上7年間、対策がとられていない既存の火力発電所が動き続け、その後もわずかアンモニア20％程度の混焼で化石燃料がメインの燃料であることには変わらない。	また、火力発電は、温室効果ガスを排出するという課題がある一方、足下で電源構成の7割を占めるなど電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っています。したがって、トランジション手段としてのLNG火力の確保を進めるとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化について、技術開発やコストなどを踏まえて時間軸や排出量にも留意し、事業者の予見可能性を確保しながら進めていく必要があります。こうした点を踏まえ、本制度では、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化ロードマップを提出し、遵守してもらうことを前提に、既設の石炭火力やLNG火力をアンモニア・水素混焼等にするための改修案件を対象としています。
3	第3章 募集概要	既設原子力の安全対策投資を新規電源開発などと同等に位置づけて、原子力の再稼働・延命を図るべきではない。今回150万kWもの規模を確保しているが、既存原発安全対策は老朽原発を含む原発の延命策にほかならず、新規電源開発を促すこの制度の主旨にあわない。	また、2022年3月の東日本における電力需給ひっ迫の背景として、火力発電所の休廃止が増加していることが挙げられます。こうした中で、短期的な電力需給ひっ迫を防止していくためには、比較的短期に運転開始が可能な火力電源の建設を促進していくことが必要と考えております。このため、短期的な需給逼迫への対応として、2050年までの脱炭素化を条件として、LNG専焼火力を対象とすることとしています。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
4	第3章 募集概要	LNG専焼火力は対象から外すべきである。 2023～2025年度の3年間で600万kWとしていたものが、初年度で大半が落札され、追加募集枠を400万kWも増やし、合計で1000万kWにしようとしている。これらが全て稼働すれば、年間3000万トンものCO2の排出につながる懸念があり、脱炭素化に逆行している。今回、2,929,036kWものLNG専焼火力を募集量としているが、対象から外すべきである。	
5	第3章 募集概要	既設火力をCCS付火力の改修（回収率20％）を対象から外すべきである。 IPCC第6次報告書では「対策のとられた石炭火力」とは、「90％以上CO2を回収できる設備」としている。わずか20％しか回収できないような設備をつけて、残りは大気排出を継続するような設備を対象とするべきではない。	
6	第3章 募集概要	既設の火力発電所を直ちに完全に脱炭素化するのは現実的に不可能である。長期脱炭素電源オークションの対象として水素・アンモニア混焼設備、CCS設備追加の改修を対象からはずすべきである。 パリ協定の1.5℃目標を達成するには、2030年までに石炭火力の全廃、2035年までには電源の完全な脱炭素化が求められている。このため、最優先で取り組まなければならないのは、短時間で設置が可能でコストも安い再生可能エネルギーへのシフトであり、そこに投資を集中させるようなしかけが必要だ。本制度では、過去2回の結果を見ると太陽光や風力、水力に関しては応札がゼロ件だった。 石炭へのアンモニア混焼は20％と混焼率も低く設定されているので、8割分は引き続き石炭が燃料として活用され続けることになる。しかもアンモニアの製造プロセスでのCO2排出は問わず、グレーアンモニアも認めている。この場合、ほとんど削減効果がない上に、費用ばかり莫大にかかり、電気代高騰に繋がり国民負担増につながる。	
7	第3章 募集概要	LNG専焼火力は脱炭素に逆行。対象から外すべき LNG専焼火力を長期脱炭素電源オークションの対象から外すべきである。 LNGは化石燃料であり、CO2の大量排出につながる。燃焼時のみならず、生産・輸送段階でも大量のCO2を排出し、気候変動の悪化を招く。「化石燃料からの脱却」というCOP28の合意を守り、新規建設を促すべきではない。2025年のオークションで落札となれば8年後の2033年までに稼働することとなり、日本がNDCで提出した2035年60％削減、2040年73％削減という温室効果ガス削減目標の達成も危うくするものである。	
8	第3章 募集概要	長期脱炭素電源として新設を推進するのは再エネ・蓄電池に限定すべき 気候変動対策として対応しなければならないのは、CO2を排出しない再エネを増やし、再エネの割合を高めるために必要な系統増強や蓄電池などの導入を増やすことである。火力や原子力は温室効果ガス削減の効果がほとんどなく、石炭火力については、混焼やCCS付への改修をすることで、延命につながり長期に渡ってCO2の排出を引き延ばすことにつながる。「長期脱炭素電源」を増やすために、このオークションのようなしくみを使って新規電源を増やすのであれば、対象を再エネや蓄電池に限定することが必要だ。その方が費用対効果も高く、時間的にも早く脱炭素化が進む。	
9	第3章 募集概要	全体的にこれまでの倍額に、水素アンモニア混焼・専焼に関してはそれ以上の高額に設定されており、需要家の負担が考慮されていないのではないか。安価な再エネや蓄電池の導入を増やすべきで、安易に上限価格を引き上げるべきではない。	
10	第3章 募集概要	水素・アンモニア・CCSの上限価格・可変費の支援範囲について 水素・アンモニア・CCS付火力の可変費を、LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、設備利用率4割分までを応札価格に算入可能としている。経済合理性に欠け、国民負担を強いる設定に反対する。	
11	第3章 募集概要	蓄電池・揚水・LDESについて、募集上限を100万kWから80万kWに減少させるべきではない。特に蓄電池はこれまでのオークションで募集量を大幅に超えるような入札があった。募集量を減少するのではなく、むしろ増やして大量導入を進め、現在各地で問題となっている再エネ余剰電力の出力制御を止めるための対策に積極的につなげていくべきだ。	初回・第2回ともに、蓄電池・揚水は、募集上限を上回る落札容量（初回：募集上限100万kW⇒落札容量167万kW。第2回：募集上限150万kW⇒落札容量173万kW）となったことを踏まえ、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、第3回では募集上限を80万kWに減少させることが適切と考えております。

No.	対象箇所	ご意見	回答
12	第3章 募集概要	水素およびアンモニアの炭素強度を評価基準として導入する必要性 長期脱炭素電源オークションは、日本の2050 年カーボンニュートラル実現に向けた制度の一つとして制定されたが、本オークションの脱炭素電源等要件では、炭素強度に関係なく二酸化炭素排出量を削減していないグレー水素・アンモニアも対象とされており、制度間の一貫性・整合性を保つと同時に制度の脱炭素効果を高めるには、炭素強度の明確な数値設定をすることが重要であるとする。 政府はすでに「水素社会推進法」において、低炭素水素の基準値を「3.4 kg-CO2e/kg-H2」、アンモニアは「0.87 kg-CO2e/kg-NH3」と定めている。本オークションにおいても、これらの低炭素水素・アンモニアの基準を入札要件として適用することで、①他制度（例：価格差に着目した支援）との整合性を確保。②事業者が脱炭素効果がより大きい低炭素水素・アンモニアへの投資へと促進することで脱炭素効果を高める。③長期的な低炭素水素・アンモニア供給市場の拡大に繋がり、国内における長期的な低炭素電源の安定供給に寄与すると考える。 将来的な支援制度強化及び見直し余地 「水素社会推進法」では、市場が経済合理性に基づき低炭素水素・アンモニアを選択できる環境の整備が必要であるとされている。その実現には、本オークションへの水素・アンモニア炭素強度基準値導入による、制度的強化が不可欠である。このような制度見直しは、カーボンプライシングや規制・制度的措置等の導入を通じて将来的な水素市場の自立化を描く政府のビジョンとも合致している。 1. 市場原理の導入 供給される水素・アンモニアに対して炭素強度基準を導入（技術的中立性を担保する水準）することで、排出削減コストを製品価格に反映した形で市場に導入でき、市場原理が機能することで政府による財政支援の縮小が可能となり、市場からの経済効率性向上効果の促進が期待できる。また、炭素強度基準は段階的に厳格化していくことが望ましい。 2. イノベーションの促進 炭素強度基準値の導入のみでは技術革新を促進するには不十分である。基準値以上の排出削減を奨励する仕組みや、基準値を段階的に厳格化する政策設計により、事業者による技術革新と費用対効果の高い排出削減を促すことが可能であるとする。 炭素強度をオークション設計に反映させることで、日本は公的資源を真に脱炭素化に資する技術へと効果的に誘導できると考える。	2050年カーボンニュートラル実現のためには、燃料製造時やライフサイクル全体でCO2を排出しない事が重要であるものの、足下では、アンモニア・水素は国内外において発電用燃料のサプライチェーンが未発達な状況です。また、国際エネルギー機関のシナリオでは、水素はグレー、ブルー、グリーンと段階的に普及し、当面は、グレー水素が水素製造量の大半を占める見通しとなっています。これらを踏まえれば、一定の初期需要を創出しつつ、供給網の構築を進め、価格低下を促していくことが重要です。 また、2022年5月に成立した「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」では、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律を改正し、グレーアンモニア・水素を含む全てのアンモニア・水素を非化石エネルギー源として位置付け、利用を促進することとしています。 これらを踏まえ、当面はグレーのアンモニア・水素を燃焼させる発電設備への新規投資も含め、「発電・供給時にCO2を排出しない電源への新規投資」を対象とすべきと考えております。
13	第4章 参加登録	参加登録申請者は、参加登録時点で保証金を支払うこととしてはどうか。 理由：落札電源の建設実現性（供給力提供可能性）の確保の観点から、参加登録申請者は、長期の供給力提供責任を負うことが望ましいと考えるため。	国の制度検討作業部会 第八次中間とりまとめにて整理されたとおり、保証金の徴収についても議論がなされましたが、保証金の設定は、「参加者の規律を保つことが重要」という意見もあった一方で、「過度に厳格となって新規参入のハードルが高くなりすぎないようにすべき」との意見があったこと、価格競争方式では長期、安定的かつ効率的な発電事業の実施の多くの要素は最終的には価格に反映されること、メインオークション・追加オークション同様にリクワイアメントを通じて電源の稼動を担保することを想定していることから、入札資格要件や保証金の設定等の検討を行っていくことを前提として、制度全体の効率性向上の観点から、まずは「価格競争方式」からスタートすることとなった経緯がございます。

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集量について			
14	第3章 募集概要	募集量がリチウムイオン電池とそれ以外で分かれておりますが、例えばリチウムイオン電池と鉛蓄電池のハイブリッドの蓄電所の場合はどちらかの区分で参加可能でしょうか？可能な場合は判断基準など明示頂けると幸いです。	ご指摘を踏まえ、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を併せて1電源（ユニット、号機）とする場合は、出力比率が最大となる蓄電池区分で応札が可能となるため、募集要綱を修正いたします。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
15	第3章 募集概要	脱炭素電源の区分（蓄電池・揚水）について、蓄電池の種別に関らず、揚水と蓄電池の募集上限を別々に設定し、揚水と蓄電池の区分を分けていただきたい。 電力を貯蔵・放出できるという電源の機能で揚水リブレース案件とリチウムイオン電池を同区分としているが、新設案件に限らずリブレース案件においても一度リブレースを行えば、リチウムイオン電池と比べ長期間にわたり安定的な供給力が提供できることが期待できる。また、揚水発電所は同期発電機として慣性力等を系統へ提供できる特性を持ち、周波数変動の緩和やガバナフリー機能を通じて電力系統の安定性に寄与する。この点において、電力の単なる貯蔵・放出にとどまる蓄電池とは異なり、揚水は系統安定性に重要な役割を果たすことから維持・強化が必要な電源である。 過去の長期脱炭素電源オークションの結果から、第1回の蓄電池・揚水は落札電源全33電源中、蓄電池が30電源を占め、第2回についても、全29電源中、27電源が蓄電池であり、揚水発電は極めて少数にとどまっている。このことから脱炭素型調整力が蓄電池という特定技術に過度に依存している実態が見て取れる。この傾向が続けば、今後、既存の揚水発電所が長期脱炭素電源オークションの落札ができず、必要な設備投資を諦め、休廃止を選択する発電事業者も出てくることも危惧される。 こうした状況を踏まえ、第7次エネルギー基本計画（P48）では、揚水発電について、「揚水発電は、再生可能エネルギー等の電力を蓄電し、需要ピーク時などに電力供給できるほか、短い応動時間で周波数変動を調整できる電源として、重要性が増している。今後も引き続き、既存設備の採算性向上に向けた設備投資促進、新規開発に向けた導入可能性調査等を進め、より一層新規投資を促していく。」と記載されている。 この基本計画に基づき脱炭素電源への新規投資を推進するべく創設した、本制度において揚水リブレースが冷遇される現状は是正されるべきである。 揚水発電所の新規開発ハードルが高いため、既存揚水をリブレースし設備を維持・強化することは、電源コストや環境負荷の低減に資するのみならず、再生可能エネルギーの導入拡大に対応した調整力・容量確保の観点からも合理性が高い。 したがって、揚水発電所のリブレースとリチウムイオン蓄電池の応札区分を分け、募集上限を別々に設定していただくことを強く要望する。	揚水と蓄電池については、両者は、いずれも調整力のある電源としてできる限り同じ土俵で競争できる環境を整備すべきであることから、募集上限を共通としております。（ただし、第3回入札においては、「揚水のリブレースとリチウムイオン蓄電池」の募集上限と「揚水の新設とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池と LDES」の募集上限を別々に設定） 今後とも落札状況も踏まえつつ、募集方法の在り方は検討してまいります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
16	第3章 募集概要	揚水（新設を除く）と蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）が同カテゴリとなっているが、両者ではコスト構造が違う上、リチウムイオン蓄電池はセル製造国の落札容量が制限されるため、蓄電池が不利な条件と思われます。そのため揚水（新設除く）と蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）はカテゴリを分けた方が良いのでは無いでしょうか。	
17	第3章 募集概要	既設の原子力電源の安全対策投資案件の第3回募集量は、前回の200万kWから150万kWに減少させることとされているが、既設炉の最大限活用の観点から、この上限を拡大していただきたい。 理由：第7次エネルギー基本計画において既設炉の最大限活用が記載され、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」では原子力発電が総発電量の2割程度を担うことが期待されている中、既設の原子力電源の安全対策投資案件が、競争力があるにもかかわらず、設定された募集上限枠で落選する懸念がある。	既設原発の安全対策投資については、第2回では落札容量が315万kWとなり、募集上限200万kWを大きく上回ったことを踏まえ、バランスのとれた電源の導入を図る観点から、第3回では募集上限を150万kWに減少させることが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
18	第3章 募集概要	募集量について、脱炭素火力（水素/アンモニアの専焼/混焼、CCS付火力）をひとくくりにされているが、上限価格が低い特定の電源に支援が集中しないか。支援対象が混焼電源のみ、CCS付き火力のみ等にならないよう、偏りのない制度設計をご検討いただきたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
制度適用期間について			
19	第3章 募集概要	制度適用期間について、前年度との記載が異なっておりますが、計算方法について再度確認させていただきたく。 供給力提供開始年度が2025年度の場合、なぜ、翌年度の2026年度ではなく、2027年度が適用期間の初期となるのでしょうか？ 「供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が 2025 年度となる場合は、2027 年度）を始期として・・・」	本オークションの実運用においては、システムの構築が必要であるため、本制度の導入直後（2023年度～2025年度オークション）に落札した電源の制度適用期間は、早くとも 2027年度以降とし、それよりも早期に供給力の提供を開始する案件は、追加オークションに参加できることとされております。
20	第3章 募集概要	2. 募集内容（2）例えば、蓄電所で30年で期間を設定することは可能か。その間は容量確保契約金額を得ることは可能か。またその際、仮に25年目で供給できなくなった場合にペナルティが発生する可能性はあるか。	募集要綱第3章2. 募集内容（2）に記載の通り、20年よりも長期の制度適用期間（1年単位）を希望することも可能です。 仮に供給力を提供できなくなった場合、ペナルティが発生します。

No.	対象箇所	ご意見	回答
募集電源について			
21	第3章 募集概要	103回の議事でバイオマス発電への新設、燃料転換の項目に関して、備考欄に燃料制約を記載されていますが、本内容の取扱い並びに意見のとして取り上げていく旨が議事録（※）にあったが、その見直しの議論は進んでいるのか。次回（第4回）の準備に向けて進めたいので見解を示していくべきではないか。 また、今年度で従来制度が最後になるということであれば、第3回のバイオマス発電に絡む募集容量を増加すべきではないか。 ※第103回議事要旨：バイオマスに関しては、第4回に向けての整理するとの方針に対し、改善の余地があるという話であれば整理し直しもあるかと思うので、今回はご意見として賜ることとしたい、との事であったが、次回以降に改めて議論の機会を設けて頂きたい。 また、バイオマスについては供給力不足リスクがある中で、脱炭素と供給力確保という本制度の趣旨を踏まえ、第4回に向けて丁寧な議論がなされるべきだ。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
22	第3章 募集概要	CCS付火力の新設・リブレースが本オークションの対象外となっているが、CCS付火力の新設・リブレースも候補となる可能性があり、電源種として追加することを検討いただけないか？	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
23	第3章 募集概要	リブレースの定義を教えてください。国内でのリブレースの場合はリブレースに該当するということか？例：秋田県での設備を停止して、福岡県での設備を新設する場合はリブレースに該当するか？	リブレースとは、原則として主要電気工作物を全て取り替える場合を指します。 主要電気工作物を全て取り替える予定であれば、「新設・リブレース」での応札が可能です。 主用電気工作物の定義は「主要電気工作物を構成する設備を定める告示」の火力発電所の表をご確認ください。 （参考資料）主要電気工作物を構成する設備を定める告示 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/230310shusetsubikokuzi.pdf なお、例で記載のケースは、取り替えではないためリブレースに該当しません。
24	第3章 募集概要	2. 募集内容（6）アレドックスフロー電池及びNAS電池は蓄電池に該当するか、それとも長期エネルギー貯蔵システムに該当するか。それぞれ（蓄電池と長期エネルギー貯蔵システム）の定義は何か？	国の制度検討作業部会 第二十二次中間とりまとめにて整理されたとおり、長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。 本オークションにおける蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの定義は以下のとおりとしております。 ✓蓄電池は電気化学式に該当するもの（レドックスフロー電池及びNAS電池を含む） ✓長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式に該当するもの。ただし、機械式のうち水力電源（揚水式）を除く
25	第3章 募集概要	蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）と長期エネルギー貯蔵システムについて調整力など要件が異なることから、それぞれの定義づけをしていただけますでしょうか。一般的には長期エネルギー貯蔵システムの一部として蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る。）が包含されている印象です	なお、上記の定義に則り蓄電池にて電源等情報の登録を行う場合に限り、蓄電池に係る事業計画を提出していただきます。
26	様式4 蓄電池に係る事業計画	本書は長期エネルギー貯蔵システムで入札する場合は提出は必要か？もし不要である場合は2の質問で確認した通り蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの区分を定義づけしていただきたい	
27	様式4 蓄電池に係る事業計画	長期エネルギー貯蔵システムについても様式4と同じ形で「長期エネルギー貯蔵システムにかかる事業計画」の提出を求めることとしてはどうか。その上で、蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムのどちらにも、国内での系統接続実績（10MW以上）や稼働実績（5年以上）、廃棄実績（1件以上）があることを求めることとしてはどうか。 理由：落札技術の実現可能性の観点から、本制度を活用する電源種（技術種）においては、一定程度の国内市場実績がある技術が望ましいと考えるため。	実績があることを要件とした場合、新規技術の導入促進の観点からは望ましくありません。このため、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
28	第3章 募集概要	今回の蓄電区分に関して、蓄電池と蓄電システム（LDES）の議論はなされていて社会実装に適したご判断とご評価をさせて頂いております。 今後の変動電源が増加し、系統用蓄電池、DC電源の増加する中で、系統システムへの影響等も鑑みた上での制度設計・例えばAC、DCでの区分変更の新設を、次回以降の制度設計の議論をした上で、変更をしていくべきではないか。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
29	第3章 募集概要	第3回の説明会で水素専焼の定義は水素混焼率90%以上の設備を設置することと理解しており、実際に水素混焼率を90%以上にすることではないという理解は正しいか？	募集要綱第3章2.募集内容(5)※6のとおり、高位発熱量ベースでアンモニア・水素を定格出力で90%以上を混焼して発電できる設備は、専焼として本オークションに参加することを認めております。 なお、専焼電源として参加する場合は、水素混焼率100%設備としてリクワイアメントが課されます。
30	第3章 募集概要	前回オークションから蓄電池の運転継続時間3h-6hが無くなり、セル製造国の落札容量制限がかかっており、さらに参入機会が限定されているのではないのでしょうか。	国の制度検討作業部会 第二十二次中間とりまとめで整理されたとおり、3時間以上6時間未満の電源は、本制度の適用を受けずに導入されている電源も一定数あることや、再エネ導入拡大や出力抑制拡大に伴い長時間の運転継続ができる電源を促進する必要性が高まっていることを踏まえ、運転継続時間が6時間以上の電源に限定して募集することとなっております。
31	第3章 募集概要	蓄電池に関しては、「運転継続時間（期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値）が6時間以上のもの」との記載があるが、運転継続時間が6時間以上のものであるという確認はどのようにして行うのか？例えば、1日のうちに3時間の充放電を2回に分けたとしても、リクワイアメントは達成したことになり、運転継続時間が6時間以上のスペックが無くても問題がない条件になっているのではないか。このような考えで機器選定を行う事業者がでることで、応札価格が不当に下がることを懸念している。	運転継続時間は、各月の上池容量又は蓄電池容量の範囲内で最大出力で連続して発電した場合に運転可能な継続時間と定義しており、1日1回連続6時間以上のものが対象になります。 そのため、対象実需給年度における各種リクワイアメントにおいて、1日1回連続6時間以上の供給力を提供できる電源としてアセスメントを行いますので、1日のうちに3時間の充放電を2回に分けたものでは、リクワイアメントは達成できないことになり、リクワイアメント未達成が継続する場合は、必要により状況を確認いたします。また、一般送配電事業者との余力活用に関する契約において、運転継続時間以上の余力を提供しているか確認いたします。
32	第3章 募集概要	P11では、2. 募集内容（1）募集量の※2で、「運転継続時間（期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値）が6時間以上のもの」となっていますが、一方で、P14の表中の安定電源の（D）の説明で、「1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有するものに限る」となっています（エネ庁のガイドライン案と同じような表現）。したがって、P14をP11と齟齬がないように、「1日1回以上の運転継続時間の年平均値が6時間以上のものに限る」と修正してもらいたい。 あわせて、様式6 2頁目の（記載要領）1. の7・目のうち、「運転可能な継続時間（6以上の整数）」の箇所において、年平均値が6以上となれば、月によっては6を下回る場合があるため、「（6以上の整数）」の記載を削除してもらいたい。	ご指摘を踏まえ、連続発電可能時間の年平均が6時間以上が募集対象となるため、募集要綱および期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。
33	第3章 募集概要	他の支援制度の採択を本オークション応札の前提条件とする案件について、当該他の支援制度の支援期間と差異が生じる場合は、①当該他の支援制度が終了し事業継続が困難となった場合にはペナルティ無く退出できることとするか、②一定の条件を付して（当該事由が発生した際の容量供給期間短縮など）、本オークションに応札可能とするか、柔軟な制度設計をご検討いただきたい。 例えば、本オークションの支援期間は20年間であるのに対し、水素社会推進法の価格差に着目した支援制度は支援期間が15年間となっている。当該支援制度間の支援期間の差異に伴う事業リスクは民間事業者のみ負うことは困難であると考える。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
上限価格について			
34	第 3 章 募集概要	水素・アンモニアにつき、グレーでの供給も補助を受けるように見えてしまいます。また、究極的な脱炭素を達成するうえで、グリーンからの供給を促進するべきだと考えます。そのため、グリーン・ブルー・グレーによる供給につき、上限価格の設定に差異を設けるべきかと思います（すなわち、グリーンを優遇<CI値で比較する等>）	グリーン、ブルー、グレーの燃料を混合で調達することも想定されることから、上限価格の設定に差異を設けることはしていませんが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
35	第 3 章 募集概要	2. 募集内容（6）アの長期エネルギー貯蔵システムの（※2）は何を指しているか。p. 19, 20に116,393円/年の参考になる情報が無いように思える。	長期エネルギー貯蔵システムの上限価格について、募集要綱第3章2.募集内容(6)※2に記載しておりますエリアごとの値は設定されていません。ご指摘を踏まえ、募集要綱を修正いたします。
電源等情報の登録について			
36	第4章 参加登録	木質バイオマス専焼の場合の混焼率は100%の入力で良いのでしょうか。	混焼率に係る情報は「混焼率」および「混焼率の合計値」として、電源等情報の登録受付期間中に電源等情報登録様式（D1）にてご提出ください。 「混焼率」については本年度オークションを通じて増加させる混焼率を記載し、「混焼率の合計値」については本オークションの参加有無や燃料種別によらず、既に脱炭素化された容量と本オークションを通じて脱炭素化する容量の合計に対する混焼率を記載してください。 なお、新設・リプレースのバイオマス電源として応札をする場合は「混焼率」および「混焼率の合計値」は100%となり、既設火力の改修として応札する場合は「混焼率」は本オークションを通じて増加させる混焼率となり、「混焼率の合計値」は100%となります。
37	第4章 参加登録	第3回募集要綱(案)から追加となった「CO2回収率」の入力は、CCS付火力以外も必要でしょうか。 CCS付火力以外も必要な場合は、証憑イメージのご教示お願いします。 ※証憑：敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料（発電所の構内の図面等）	「CO2回収率」は、CCS付火力として応札する場合にのみ、ご入力ください。CCS付火力以外で応札する場合は入力不要です。なお、「CO2回収率の合計値」については、本オークションを通じて改修したものによらず、応札時点のCO2回収率と今回改修するCO2回収率の合計を記載してください。
38	第4章 参加登録	第3回脱炭素電源オークションにかかわる募集要項草案を公表いただくまえに公示いただいた過去Q&A（ご回答書）についても第3回募集要項最終確定版に適用されてしまうのでしょうか？（例えば、落札後に、当初想定していた土地・場所からの変更は認められない、というような条件） すなわち、送電系統と系統圧力が同じである限り、オークションへの応札・落札後に、サイトを変更することは認められますでしょうか？	応札時に事業の実施能力や事業継続の確実性を担保するため、設置場所を含む事業計画等について各種審査を行っており、それに基づいた容量確保契約の締結が基本となりますので、落札後の設置場所の変更は原則認めておりません。 例外として、電源開発の実態を踏まえて蓄電池については、落札後に一般送配電事業者から再接続検討が必要とされ、再度取得した接続検討回答書において、工事費負担金が増額した場合、又は工期が延長して供給力提供開始期限に間に合わなくなった場合には、1回に限り、同一一般送配電気事業者の供給区域内での設置場所の変更を認めます。なお、蓄電池に係る事業計画の変更審査が必要であり、変更後の設置場所における接続検討回答書を踏まえ、供給力提供開始期限を超えずに供給力を提供開始ができると事業者が判断した場合であって、場所変更の申請の時点で変更前の場所に係る契約申込み（当該再度取得した接続検討回答書を受領した後に行う契約申込みに限る。）をまだ行っていない場合に限ります。ただし、接続検討回答書どおりに系統連系されたにも関わらず供給力提供開始期限を超過した場合は、ペナルティが科されることとなります。 現在公開しているFAQに本内容を反映いたします。
39	第4章 参加登録	提出書類において、PCSのセキュリティ対策（JC-STAR）実施有無は太陽光・陸上風力・洋上風力に限る旨の記載があるが、安定電源での提出書類は無いということでお間違いないでしょうか。 また、変動電源のみセキュリティラベルの提出が必要な理由を教えてくださいたく存じます。	分散型電源は特に、サイバーセキュリティのリスクが指摘されていることを踏まえ、サイバーセキュリティ対策として、蓄電池、太陽光、陸上風力および洋上風力に対して、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）の★1の取得を要件としております。安定電源である蓄電池については、蓄電池に係る事業計画を通じて、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベルの提出を求めています。

No.	対象箇所	ご意見	回答
接続検討回答書について			
40	第4章 参加登録	接続検討回答書について、一般送配電事業者より接続検討不要の回答を得ておりますが、落札後に機器仕様が変更となり、接続検討が必要となった場合は、必要となった時点で接続検討を行い、接続検討回答書を提出すればよいか。	応札時点で接続検討が不要だった電源が、接続検討が必要となった場合、以降速やかに接続検討回答書を提出いただくことで問題ありません。ただし、確度の高い情報で応札されることが望ましいため、接続検討が必要に変わった理由をご説明いただく場合があります。
41	第4章 参加登録	今回の調整力電源のカテゴリー分け（6時間への変更、リチウム以外の技術の使用）について、正式に公表されたのは7月15日です。6時間への変更やNAS電池やLDESは設計インパクトも大きく、既存の接続検討結果（多くの事業者で3時間のリチウムを前提）の流用が困難であることから1回目と同様に接続検討結果の期限を1月まで猶予していただくことが公平であると考えます。	本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めています。 初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短く、間に合わないとの意見を踏まえ、初回に限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前まで提出期限を延長しました。 第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要なところ、まだ2回目であり、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源（「蓄電池・揚水」と「一般水力」）に限っては、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、提出期限を延長しました。 初回及び第2回オークションは創設間もないため特例で緩和措置を講じておりましたが、第3回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出を求めます。
42	第4章 参加登録	今回のオークションに向けては、上限価格の見直し、事業報酬率の建設期間毎の見直しおよび事後的な物価補正方法の見直しなど、経済性評価に影響する幅の広い制度見直しがおこなわれている。今回の見直しを踏まえて応札検討を開始・修正した事業者においては、応札に必要な事業検討を実施した上で接続検討依頼を行うことから、回答受領期間を考慮すると応札が困難となるため、公平性や積極的な競争を促す観点からも、昨年度と同様に、接続検討回答書の提出期日について、猶予を設けて頂きたい。	
43	第4章 参加登録	LNG専焼火力発電所の2025年度の入札を検討しております。P26-27に記載されている「※1 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。」とあります。しかしながら、現状、弊社としてはオークションへの入札への意思は強くあるものの、発電所の土地の選定において、様々な課題が数多くあり土地の選定にかなりの時間を要していることや、一般送配電事業者又は配電事業者の接続検討の依頼件数が多い業務が逼迫して回答がギリギリまたは遅延するような状況になっていることなどから、電源等情報の登録の期日までに接続検討回答書を準備できない事態が強く懸念されます。よって、電源情報等の登録の時点では接続検討依頼書の受付が完了していれば電源情報等の登録を可能として、実際のオークションの入札時までに接続検討の回答書を必要とすることとしていただきたい。それにより、土地の選定が難航している事業者がオークションにより参加しやすくなる事業者が増加するのではないのでしょうか。	
44	第4章 参加登録	電源等情報の登録時における提出書類について 募集要項において、「接続検討回答書」の提出ができない場合、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できないようになっている。 ただし、「合理的な理由により書類が提出できない場合は、提出期限を延長する場合があります。」との注釈あり。 広域機関より公表されている「発電設備等に関する系統アクセスの流れ」によると、接続検討申込から申込の受付までに2か月程度、接続検討申込の受付から回答までに原則3か月以内を要すスケジュールとなっている。 当社は、このスケジュールを考慮し、余裕をもって2025年3月14日に申込を実施。しかしながら、受付が完了したのは7月7日と、「系統アクセスの流れ」で記載のあった2か月間の2倍に相当する4か月程度を要した。 スケジュールに余裕を持った申込を行ったにもかかわらず、送配電事業者側の検討に時間を要したことで、電源等情報の登録時に提出が間に合わない虞。 回答予定日は10月7日だが、万が一間に合わなかった場合、送配電事業者が検討に時間を要したことが合理的な理由に当たると考えてよいか。 送配電事業者が検討に時間を要したのは、「接続検討回答書」の提出が本オークションの参加要件になったことが影響しているのではないかと考えており、合理的だと認められない場合であっても、何かしら救済措置を設けていただけないか。 また、第3回から新たに追加された電源（長期エネルギー貯蔵システム、揚水等）に限っては、接続検討回答受領が間に合わない可能性があることから、2025/6/25の国の第二十二次とりまとめ（案）公表を起点にするなど、接続検討回答書の発行期間を考慮した提出期限の延長について、救済措置を設けていただけないか。	
45	第4章 参加登録	LNG専焼火力発電所の2025年度の入札を検討しております。P27に記載されている「・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）」とあります。しかしながら、現状、一般送配電事業者に確認したところ、接続契約の申込みには、接続検討回答書が必須である旨が確認取れました。よって、本記載内容は実状として考えられない状況と思われます。よって、電源情報等の登録の時点では接続検討依頼書の受付が完了していれば電源情報等の登録を可能として、実際のオークションの入札時までに接続検討の回答書を必要とすることとしていただきたい。それにより、接続検討回答書待ちにて電源等の登録ができない事業者がオークションにより参加しやすくなるのではないのでしょうか。	
46	第4章 参加登録	3、電源情報の登録 接続検討申し込みから回答発効までに計5か月要すると記載がある。今回の募集要項案が出たのが2025/07/16と考えると最低でも回答獲得はそこから5か月は必要ではないか。	
47	第4章 参加登録	1個の接続検討結果を用いて、複数の電源種に電源登録することは可能でしょうか。（リチウムイオン電池とLDESなど、または揚水とLDESなど）	原則応札単位ごとに接続検討回答書を提出してください。接続検討回答書は受電地点単位で発行されるため、同一地点の複数電源を応札する場合には、複数電源を網羅している当該受電地点の接続検討回答書をご提出してください。 なお、「蓄電池」と「蓄電池以外の電源種」、「揚水式水力」と「揚水式水力以外の電源種」又は「長期エネルギー貯蔵システム」と「長期エネルギー貯蔵システム以外の電源種」を同一場所に併設する場合（単独で系統に接続する場合を除く。）はいずれにおいても本オークションの対象外とします。一方、同一場所の発電所内に「蓄電池」、「揚水式水力」若しくは「長期エネルギー貯蔵システム」の電源種のみが存在し、かつ、複数号機が建設されている場合、一部の電源を本オークションに応札し、その他の電源をメインオークション、追加オークションに応札することが可能です。
48	第4章 参加登録	3、電源情報の登録 2023年6月21日以降の回答書で問題ないということだが、有効期限の1年が過ぎたものでも問題ないという認識でよろしいか。	募集要綱第4章3.電源等情報の登録(7)※1のとおり、2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書であれば有効期限は問いません。

No.	対象箇所	ご意見	回答
応札・落札電源の決定について			
49	第4章 参加登録	「電力・ガス取引監視等委員会による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の修正が必要です」とありますが、具体例を可能であればご教示いただきたい。	過年度応札の監視結果において「応札価格に含めることが認められないと考えられる項目」の例を公表しておりますので、ご確認ください。 (今年度の制度詳細説明会においても別途ご説明予定です。) ・ 応札年度：2023年度 https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20240426001a.pdf ・ 応札年度：2024年度 https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20250428003a.pdf (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
50	第5章 応札方法	環境影響評価（自主アセス）に係る費用も合理的な費用として応札価格に織込むことは認められますでしょうか。	発電所の建設又は維持管理に必要な固定費であるとして電力・ガス取引監視等委員会に合理的に説明することができれば、応札価格に算入可能です。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
51	第5章 応札方法	2023年度応札分の募集要綱（案）意見募集に対する回答№39によると、応札価格に織り込めるコストとして工事発注や工事着手している場合においても、更なる設備投資が必要であり、供給力の提供が開始されていなければ、本オークションの対象となり得るとのことですが、落札時に既に完成している工事についても上記解釈のとおり、建設費に織り込める認識でよいか。 また、上記解釈は参加要件となっている工事（例えば揚水発電所の主要変圧器工事）にも適用されると解釈してよろしいでしょうか。	発電設備・燃料受入設備・燃料保管設備・燃料供給設備などの新たな脱炭素電源の稼働に資する設備の建設費に算入することが可能です。 詳細につきましては、長期脱炭素電源オークションガイドラインをご確認ください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
52	第5章 応札方法	募集要綱P31「応札価格に織り込むことが認められるコストについては、長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照ください。」とあり、第105回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会にて公表された長期脱炭素電源オークションガイドライン（案）P10によると、「経年改修費（当該電源を制度適用期間において維持することによって必要となる設備投資のうち資本的支出の額）は、建設費として応札価格に算入する。なお、その設備・機器の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ場合は、制度適用期間に含まれる期間の比率で按分した金額に限定。」とあります。 例えば、制度適用期間を20年、供給力提供開始から12年で設備投資を行い、その価格が100万円、想定使用期間22年とした場合、経年改修費として織り込める金額は、100万円×（20-12）÷22≒36.3万円という理解でよろしいでしょうか。	募集要綱第5章(12)に記載のとおり、制度適用期間の開始は供給力提供開始年度の翌年度となります。そのうえで、設備等の想定使用期間が制度適用期間を跨ぐ場合には、制度適用期間に含まれる期間の比率で適切に按分してください。 (本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。)
53	第5章 応札方法	水素・アンモニア火力発電の燃料費支援は、LNG・石炭の燃料代との価格差部分、かつ設備利用率4割分までとありますが、その支援対象割合の引き上げを要望いたします。 根拠としては、①水素・アンモニア火力は、他の火力発電とは異なる技術的な最低出力制約があり、想定されている年間設備利用率40%を上回る可能性が高いこと（新設火力発電の最低出力の引き下げに関しても、現状、水素・アンモニア発電は技術的制約を踏まえて個別協議と整理されていると理解しております）、②調整応答指令への技術的対応可能性について、制度的に十分に把握・整理されているとは言えないこと（調整応答指令への対応のために燃料の前処理等に伴い追加コストが事業者に発生することを含め）、③低稼働率では燃料や設備の固定費負担が大きく、事業リスクが高まるため、40%の支援上限では実際の運転条件を十分カバーできない可能性があることが挙げられます。 また、日本全国で電力供給力が逼迫しつつあるなか、急激な電力需要の増加が予測されていること、加えてクリーンで安定的な電力需要が一層高まっていることも踏まえすと、脱炭素電源は単に導入されるだけでなく、可能な限り高い設備利用率・稼働率で運転されることが、国全体の安定供給と脱炭素目標達成の両面で極めて重要と考えます。	需要家負担にも配慮し、上応札価格に算入可能とする水素・アンモニア・CCS 付火力の可変費は、以下の点を考慮すれば、発電所の設備利用率4割分までとすることが適切と考えております。 ・ 足下の火力発電所の平均的な設備利用率は、石炭火力が6割弱、LNG火力が4割強だが、将来CP（炭素税）が一定の金額になれば、石炭火力とLNG火力の可変費（メリットオーダー）が逆転する可能性。 ・ 設備利用率5割分の可変費を支援対象とした場合、実際の設備利用率が5割を切れば過剰支援となる。 ・ 設備利用率3割分の可変費を支援対象とした場合、燃料の上流案件としての規模が小さくなり、案件形成が困難となるリスク。 なお、年間設備利用率が40%を上回る場合には、石炭・LNGにより焚き増しを行うことも可能です。（そのため、年間混焼率リクワイアメントも年間設備利用率40%を超える場合には緩和を行うこととしております。） ③については、本制度で固定費を支援することから、低稼働率でも固定費回収の予見可能性は確保されるものと考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
54	第5章 応札方法	バイオマス発電事業において、上限価格100,000円/年と設定いただいておりますが、バイオマス燃料（海外産）の燃料費については本100,000円/年に織り込めることはできない、との理解でよろしかったでしょうか？また、為替の変動に対する措置についても、本仕組みで吸収されえないのでしょうか？（引き続きバイオマス発電事業は一定新規開発の案件が散見されることから、当該支援なしでは案件として成立しえないことを危惧いたします）	バイオマス燃料の燃料費は応札価格に算入できません。（そのため、為替変動の補正も行いません。） (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
55	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	落札電源を決定するまでの流れをフローチャート図等で表記いただきたく存じます。	落札電源を決定するまでの流れは今後開催する制度詳細説明会にて公表いたします。

No.	対象箇所	ご意見	回答
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
56	第7章 契約条件	導入リードタイムの長い電源では、その間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高まることから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長を認めていただきたい。 理由：導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性がある。このため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが必要である。 一方、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、配慮をお願いしたい。	帰責性にかかわらず延長を認めることは、供給力提供開始期限を設定している趣旨を没却することになるため、難しいものと考えられますが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
57	第7章 契約条件	事業者に帰責性のない事象に伴う供給力提供開始の遅延発生（供給力提供開始期限の超過）の場合は、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 理由：容量確保契約金額を容量収入として得られる期間を短縮するペナルティは、建設コストの大きい原子力では高額な減収が生じ、事業に深刻な影響を生じる懸念があるため、事業者に帰責性のない事象に伴う遅延の場合には、容量収入が得られる期間を短縮するペナルティを削除する制度的対応を検討していただきたい。	約款の当該リクワイアメントの条項における異議申立、もしくは約款第29条第1項の不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。個別の事例を確認し、判断いたします。
58	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施により供給力提供開始の遅延（供給力提供開始期限の超過）が発生する場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。 現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する供給力提供開始の遅延が発生する場合、ペナルティとして、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間が短縮される。 自主的安全性向上に伴う遅延をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
59	第7章 契約条件	事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。 理由：固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止にともなうペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。 また、事業者に帰責性がなく発生する長期停止の上限(180日相当)の設定については合理的でない。大幅な収入減少が生じないような、ペナルティ基準の設計ならびに制度的な措置を検討いただきたい。 具体的には、事業者に帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である180日相当にはカウントしないでいただきたい。 また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けるなど、急激な経営への影響を緩和する制度措置をお願いしたい。	
60	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。 自主的な安全性向上対策にかかる長期停止が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限180日相当にはカウントしないでいただきたい。 自主的安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
契約・請求・交付について			
61	第3章 募集概要	(5)オについて、プロジェクトファイナンスにより建設された電源は協議する場合があるとのことですが、協議が行われるとすればどのタイミングでしょうか。	容量確保契約締結後、容量提供事業者からの申し出に応じ協議を行います。
62	第7章 契約条件	個社と直接契約にて、市場価格と連動しない電力の相対取引を実施した場合に、どのような条件が求められるか。水素GTやCCS付火力の場合、設備の変動速度への追従性を考慮すると、安定需要とする必要があると想定され、市場価格に連動しない安定需要を確保する必要があり、相対契約も検討が必要と考えている。	市場価格との連動の有無によらず、実際の他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、その相対契約自体が無差別規律と市場価格規律のいずれかの規律を満たしていることが求められます。 当該相対契約が規律を満たしているかについては、相対契約締結時（相対契約に基づく供給開始前）に電力・ガス取引監視等委員会の監視を受ける必要があります。 詳細につきましては、長期脱炭素電源オークションガイドラインをご確認ください。 （本件は、電力・ガス取引監視等委員会に確認した結果を踏まえて回答しております。）
63	第7章 契約条件	資金調達コスト低減、電気料金の低減の観点から、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 理由：建設リードタイムが長く、高額な投資が必要な電源については、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
事後的な費用増加について			
64	第7章 契約条件	2.容量確保契約金額に関する調整（6） 事後的な費用増加が発生した場合の調整について、その対象を「供給力提供開始期限が10 年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が 30 万 kW 以上の電源の新設・リブレース」と定めています。 上記について、30万kW以上としている根拠が建設費の多くが千億円以上となる水準としていますが、長期脱炭素電源オークションの制度設計において、第八次中間とりまとめにある通り、巨額の初期投資の水準を初期投資額が100億円を超える水準として考え、それが想定される水準として最低入札容量を10万kWと定められた経緯を踏まえると、事後的な費用増加への対応が必要な大規模な大型電源の水準としては10万kWと考えることが当初の巨額の初期投資の水準と整合がとれたものとなります。 また供給力提供開始期限について、長期の水準について、供給力提供開始期限を7年以上とすることでLNG専焼及び水素混焼等の電源種についても対象となります。それは安定電源の脱炭素化を対象とすることになり、第7次基本計画にあるトランジション期における電力の安定化を大前提に、将来的な脱炭素電源を前提としたLNG専焼火力の新設・リブレースの取組に繋がります。	今回の措置は、落札価格を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、対象も特にその必要性が高いと考えられる「供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、（建設費の多くが千億円以上となる水準である）対象kWの送電端設備容量ベースで30万kW以上の大型電源の新設・リブレース投資」に限定することが適切と考えております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
65	第7章 契約条件	既設炉の最大限活用の観点から、事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、既設原子力発電の安全対策投資を含めていただきたい。 理由：現行の長期脱炭素電源オークション制度および第二十二次中間とりまとめには、既設原子力発電の安全対策投資案件の事後的な費用の増加に対応する制度がない。新設・リブレースと同様に、投資金額が高額になることから、事後的な費用増加のリスクを有しており、本項制度措置の対象としていただきたい。	
66	第7章 契約条件	事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、次世代革新炉への投資促進の観点から、送電端設備容量ベースで30万kW未満の次世代革新炉も含めていただきたい。 理由：第二十二次中間とりまとめでは、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量30万kW以上とされており、次世代革新炉であっても、30万kW未満では、制度的対応がない。現在、開発が急速に進んでいる小型モジュール炉では、建設費が1000億円を超える高額な投資になる可能性があるため、30万kW未満の次世代革新炉も対象要件に含めるべきである。	
67	第7章 契約条件	自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 理由：原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
バイオマス発電設備に係る燃料調達計画について			
68	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	年間使用数量（t/年）は発電に使用する燃料の数量を記載することとなっておりますが、添付する燃料の安定調達を確認できる書類は、年間使用数量に対して大きく上回る数量を準備しています。年間使用数量<燃料の安定調達を確認できる書類に記載の数量となっていれば問題ないと理解してよろしいでしょうか。	数量に関しては、年間使用数量≦燃料の安定調達を確認できる書類に記載の年間数量となっているのであれば、問題ありません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
69	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	事業計画策定ガイドラインを参照すると、建設資材廃棄物は「国内の森林に係る木質バイオマス」に含まれないと思われませんが、この場合、添付書類はガイドラインに記載されている資料のみで満足しますでしょうか。 （木材資源リサイクル協会との事前調整、ライフサイクルGHGを確認できる書類） → 「関係者との調整状況 様式3- 2」は不要の認識で齟齬ないでしょうか。	建設資材廃棄物の場合には、電源等情報登録時においては「1.燃料調達計画」の記載が必要となるのみであり、<添付書類>の提出は不要となります。ただし、FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第 1）で求められる書類に関し、本機関から提出の依頼があった場合には、依頼された資料について別途提出をお願いいたします。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
70	様式3 バイオマス発電設備に係る 燃料調達計画	建設資材廃棄物として申請する燃料の林野庁GLに基づく木質バイオマス証明書類は加工段階以降を添付することでよろしいでしょうか。（木質チップ加工業者の証明書類は添付可能）	建設資材廃棄物の場合は、林野庁GLに基づくバイオマス証明が発行されないことから、バイオマス証明は不要です。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
蓄電池に係る事業計画について			
セル製造国・地域について			
71	様式4 蓄電池に係る事業計画	「蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の30%未満とします。」との記載が11頁に、「セルを製造する国・地域 ※製造する国・地域 が複数の場合は、最大の比率の国・地域を製造する 国・地域」との記載が様式4にある。「セル製造国 30% 制限」は蓄電池の安定供給確保のためであり、セル製造工場の操業は、一般的に本社の意向や方針等が大きく影響する。そのため、セルを製造する国・地域とは、「製造者が製造する国・地域が複数の場合は、製造する全セルのうち最大の比率となる国・地域（任意の1箇所）」に明確化すべきではないか。	記載いただいているとおり、「セル製造国30%制限」の導入趣旨は、蓄電池の安定供給確保にあります。この点、セル製造工場の操業は、本社方針が影響することは考えられるものの、セル製造国が異なっていればサプライチェーン途絶リスクは一定程度軽減されているものと考えられるため、元案のとおりとさせていただきます。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
72	様式4 蓄電池に係る事業計画	“セルを製造する国・地域”の定義（何をもって当該国（又は地域）の製造セルとみなすか）を御教示ねがいます。	セルを製造する国・地域は、外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/）をご参照（地域：HP上の「その他の地域」）ください。なお、蓄電池に係る事業計画において、導入予定の蓄電池のメーカー・型番の確認として、蓄電システムの見積書を求めており、セル製造国は蓄電システムの見積書に記載の製造国を確認いたします。製造する国・地域が複数の場合は、製造比率の最大の国または地域をご記載ください。
73	様式4 蓄電池に係る事業計画	（1） 募集量のうち蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）について、日本を除くセル製造 国・地域の1国・地域当たりの蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る。）の全ての落札容量の 30%未満とします。とありますが、この地域とは具体的にどこの範囲を示しているでしょうか	
74	様式4 蓄電池に係る事業計画	“セルを製造する国・地域”における“地域”の定義を御教示ねがいます。また、当該“地域”を具体的かつ早期に公表ねがいます。（オークション参加にあたっての検討及び事前準備に大きく影響する可能性があるため）	
75	様式4 蓄電池に係る事業計画	セル製造国・地域について、電源登録時には提出書類無しとなっているが、どの段階でセルの生産国の信憑を提出することになるのかを教えてください。落札時における重要な情報であることを考えると電源登録時に提出することも一案と考えられる	
セル製造国30%制限について			
76	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	手順ス 落札候補の合計応札容量が募集量に満たない場合のセル製造国 30%制限は元の募集量400MWに対する30%のままとなるのか、それとも募集量に満たない量を考慮後のリチウムイオン蓄電池の落札量全体に対する30%となるのかどちらか	日本を除くセル製造国・地域のうち1国・地域当たりの、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の全ての落札容量の30%未満としており、募集上限に対する30%や1電源の応札容量に対する30%ではございません。
77	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	セル製造国 30%制限について複数国のセルを使用する場合、事業計画書においては最も割合の大きい国を代表して記載となっているが、約定処理においてはどのように考慮されるか、あくまで代表国のプロジェクトとして分類されるかそれとも使用比率に応じた約定処理がされるのか？	製造国・地域が複数の場合、落札電源を決定するにあたり考慮するセル製造国・地域は最大の比率の国・地域のみで、使用比率は考慮しません。
78	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	2. 募集内容（1）ア ※3の内容から必然的に日本以外のセルを使用する場合、リチウムイオン電池は120MW以上の出力で応札した場合、どんなにkW単価が安くても落札はできないという認識でよろしいか。	脱炭素電源の総容量が脱炭素電源の募集量に達しない場合、募集上限を超えて落札されることがあります。そのため、日本以外のセル製造国・地域においても、必ずしも12万kW以上の電源が落札されないわけではありません。
79	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	（1） 募集量※3にて、リチウムイオン蓄電池のみ日本を除くセル製造国・地域の1国・地域あたりの落札容量が制限されていますが、例えば海外メーカーが日本国内で生産したリチウムイオン蓄電池の場合は該当するのでしょうか。	日本国内で製造されたセルを搭載したリチウムイオン蓄電池につきましては、セル製造国30%制限は対象外です。
セル製造国・地域の変更について			
80	第4章 参加登録	※7：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認められません。とあるが、使用する蓄電池については入札価格を低減するため、入札直前まで検討するものであることから、入札前●日前まで変更可能としていただけないか。もしくは同一プロジェクトで原産国が異なる入札情報を複数登録することを許可していただけないか	電源等情報の登録期間終了後、審査に合格した電源が応札対象となるため、オークションの適正な運用のため落札後まで電源等情報の変更はできません。 入札情報の複数登録は適性なオークション運営に支障をきたすためできません。その時点で最も確度の高い情報で応札してください。
81	第4章 参加登録	3.電源等情報の登録について、「セル製造国・地域(※7)」の記載が26頁に、「※7：電源等情報の登録以降にセル製造国・地域を変更することは認められません。」との記載が27頁にある。「応札後～容量確保契約成立後～制度適用期間」の期間におけるセル製造国・地域の変更は認められない、ということの良いのでしょうか？	
82	第4章 参加登録	3. 電源情報の登録 ※7 不可抗力事由により、当初の製造国からセルを供給できなくなった場合においては市場退出の選択肢しかないか。その他の国のセルから供給する選択肢はないか。	
83	様式4 蓄電池に係る事業計画	電源登録時に選択した蓄電池サプライヤーが、落札後に何らかの理由で当該国での生産を中止したり、当該生産国で代替のサプライヤーを採用できない場合は、他の生産国に変更できるでしょうか。金融機関との協議においても、例外のない生産国の制限はプロジェクトの予見性に影響があると考えられております。	応札時のセル製造国・地域に基づき、落札されるリチウムイオン蓄電池全体に対して、1国・地域あたり30%制限を設けているため、落札後のセルを製造する国・地域の変更は認められません。そのため、セル製造国・地域を変更せず供給力を提供できない場合は、市場退出となります。
84	様式4 蓄電池に係る事業計画	様式4において、バッテリーセルの生産国が複数の場合は最大の比率の国を記載することとなっておりますが、落札後に変更不可な部分は最大比率国のみとなるのでしょうか。最大比率国以外の変更可能か、それ以外の生産国も変更不可であるかご教示ください。	最大比率国以外の変更は可能です。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
85	様式4 蓄電池に係る事業計画	様式4において、バッテリーセルの生産国が複数の場合は最大の比率の国を記載することとなっておりますが、落札後にどのように調達の事実を確認するのか、ご教示いただけますか。例えば、A国40%、B国30%、C国30%の調達を前提とした場合、最大比率国をA国40%として申請をすることになるが、それ以外のB国及びC国のバッテリーセルの調達比率がA国の調達比率40%を上回っていない（B国50%、C国10%のようになっていない）ことをどのように事後的に確認されるのか、ご教示ください。	個別に確認させていただく場合があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
セル種別について			
86	様式4 蓄電池に係る事業計画	標題下の補足、および2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 落札後に再度「蓄電池に係る事業計画」を提出し、審査に合格した場合は事業計画の変更が可能と解釈できる記載がございますが、募集枠内での蓄電システム種別の変更（NaS⇒LAES、岩石蓄熱等）は可能でしょうか。可能であればその旨の補足も追記をお願いしたい。	リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、LDESの種別が変わるような変更は認められません。また、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、「蓄電池にかかる事業計画」の再審査に合格した場合、セルの種別（NAS蓄電池からレドックスフロー蓄電池など）の変更が可能です。
87	様式4 蓄電池に係る事業計画	リチウムイオン電池以外の蓄電池電源につき、電源登録時に選定した蓄電池から落札後に他の技術の蓄電池に変更は可能でしょうか。例えば電源登録時がNAS電池としており、落札後にレドックスフローに変更するなど。	

No.	対象箇所	ご意見	回答
リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池のセル製造国30%制限について			
88	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	リチウムイオン蓄電池と同じような形でリチウムイオン以外の蓄電池・LDESに対しても「日本を除く技術製造国の1国あたりの落札量は全ての落札容量の30%以下とする」を追加してはどうか。 理由：リチウムイオン以外の蓄電池・LDES技術の安定供給確保のため、サプライチェーンの途絶リスクの高い技術（日本国外で製造された技術）に大して制限を設ける（技術供給源多角化の観点を踏まえる）ことが望ましいと考えるため。	ご意見を踏まえ、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池につきましても、セルの供給源の多角化の必要性はあることから、「リチウムイオン蓄電池」と「リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池」それぞれにおいて、セル製造国・地域の1国・地域あたり30%制限をかけることといたします。 LDESについては、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
89	第6章 落札電源及び 約定価格の決定方法	リチウムイオン電池のみセル製造国の割合に制限を設けているとのことですが、非リチウムイオン電池でも製造国の偏りが生じる可能性があるため、同様の制限を検討頂ければと思います。	
メーカー見積書について			
90	様式4 蓄電池に係る事業計画	2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番 添付資料1として、見積書の提出が求められていますが、見積書の記載内容に「提出先の事業者名」「納入先の住所」「製造国や輸送費」等も記載する必要性はないでしょうか。リチウムイオン電池においては、複数国に製造拠点を持つ大手海外メーカーの製造国に対し信ぴょう性を担保する対策も必要ではないでしょうか。	ご提案いただいている「製造国」について、「2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番」で求める請求書に関しては、（セルを製造する国・地域も記載すること。）としております。 「提出先の事業者名」「納入先の住所」については、通常見積書として記載されるべきものであり、改めて様式にて記載を求める必要はないと判断しております。また、「輸送費」について、各蓄電池メーカーのサプライチェーンは複雑かつ多様であり、輸送費の情報によりセルの製造国を判断する等の評価が困難であることから、様式に追記することは不要と判断しております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
91	様式4 蓄電池に係る事業計画	10月の電源情報登録時に提出する蓄電池の見積もりについて、提出後に修正することは可能でしょうか？	蓄電池に係る事業計画の2. の変更を行う場合には、見積書の提出が改めて必要となりますが、蓄電池に係る事業計画の変更を伴わない場合には、見積書の再提出は必要ありません。ただし、登録受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
セキュリティ対策について			
92	様式4 蓄電池に係る事業計画	“導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図”の文意が明確に分からなかったため、正確な表現や具体例で文意を御教示ねがいます。	特定の機器の組み合わせによりJC-STAR★1を取得している場合には、当該JC-STAR★1を取得している機器の組み合わせを把握し、蓄電池に係る事業計画の2. の「導入予定の蓄電池のメーカー・型番」に記載されているバッテリーマネジメントシステム・エネルギーマネジメントシステム・PCSとの整合性を確認する必要があるため、「JC-STAR★1の取得対象機器と取得内容」が分かるシステム構成図の提出をお願いしております。 JC-STAR★1のラベルのみでは、JC-STAR★1を機器単独でそれぞれ取得しているのか、特定の機器の組み合わせのシステム全体により取得しているのが不明であるため、上記構成図が必要となります。
93	様式4 蓄電池に係る事業計画	「6.セキュリティ対策」において、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の★1（レベル1）の取得が要求されています。JC-STARレベル1の取得対象機器に該当するかどうかは、運用機関である情報処理推進機構（IPA）から示されている「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）★1評価ガイド（令和7年5月）」に基づいて判断されるべきと考えます。具体的には、同評価ガイドの「2.1 対象となるIoT製品（の定義）の考え方」として、「①機器が含まれている」、「②インターネットプロトコル（IP）を使用したデータの送受信機能を持つ」、「③直接・間接を問わず、インターネットにつながる」、「④購入時に具備されているセキュリティ機能を利用し、アップデート以外で後からセキュリティ機能を追加することが困難／できない」のすべてに該当することが判断基準として明示されています。従って、例えばプロトコル変換等（Modbus/TCP→CAN等）により当該機器が上位側の機器と論理的に分離されている場合は対象外と判断するべきであり、本募集要綱にその旨を明示することが望ましいと考えます。具体的には、JC-STAR★1ラベル取得対象はIPAの前記「評価ガイド」で定義される範囲である旨を本募集要綱に記載することを要望致します。	募集要綱においては、本制度におけるJC-STAR★1ラベル取得を求める対象を、「様式4_6.セキュリティ対策④」に記載しております。記載いただいているような具体的事例に関し、JC-STARレベル1の取得対象機器に該当するかどうかについては、「「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）★1評価ガイド（令和7年5月）」」に基づいて各社でご判断ください。そのうえで、申請対象の機器がJC-STARの対象とならない場合には、以下の対応が必要となります。 制御システムのうち、制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合には、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度のラベルを取得する。 また、クラウド上に搭載されるためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料をご用意ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
94	様式4 蓄電池に係る事業計画	「6.セキュリティ対策」において、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」の★1（レベル1）の取得が要求されています。JC-STARは、2025年3月25日から運用が開始された新たな仕組みであることから、必ずしもすべての対象機器製造業者が、要求されるドキュメント評価や実機テスト、および申請手続きを速やかに進められる状態にはないと懸念されます。製品設計の変更が必要になる場合がありうるほか、実機テストのための評価ツールを自社で保有していない場合は、外部のJC-STAR検証事業者に委託する必要があります。さらに、情報処理推進機構（IPA）への申請が短期に集中した場合、IPAでの申請内容確認作業に時間を要することも懸念されます。ついては、社内リソースの制約等の個別因子や、IPAでの申請書確認リードタイム等の外部因子によらず公平な事業参入機会を与えて頂く観点から、電源等情報の登録受付期間である2025年10月20日～10月24日の時点では、JC-STAR★1ラベル申請がIPAに受理されていること（そのエビデンスとしてIPAが発行する「申請受付受理書兼申請手数料通知書」を添付すること）を要件とすることを要望致します。	ご提案いただいた「申請受付受理書兼申請手数料通知書」の提出だけでは、応札要件の確認方法としては不十分であることから、元案どおりとさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
95	様式4 蓄電池に係る事業計画	6.セキュリティ対策の「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★1（レベル1）の適合ラベルの提出期限について、審査に要する期間を考慮すると、電源等情報登録の期限までに完了しない可能性がございます。その場合は、例えば「応札の受付期間前の別途定める期日」までの事後提出を認める暫定措置についてご検討いただきたいと思います。 ＜参考となる過去事例＞ 応札年度2024年度において「接続検討回答書」の事後提出を2024年11月28日まで認めていただいております。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/files/240904_boshuyoukou_long_2024.pdf（P24）	過去事例として記載いただいた「接続検討回答書」は、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要する一方で、JC-STARの審査期間の方が短いものと考えられますので、元案どおりとさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
96	様式4 蓄電池に係る事業計画	6.セキュリティ対策の「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」は、系統用蓄電池のセキュリティ要件としてグローバルに浸透している国際基準ではなく日本の独自制度であるため、海外の蓄電池メーカー等にとっては費用負担ならびに手続き負担が増加し、オークションの参入障壁となる懸念がございます。つきましては、国際的な整合性の確保と手続きの合理化を図るため、「JC-STARと同等の他の国際基準（例：「IEC 62443」や「ETSI EN 303 645）」等」による代用を可能とするよう、ご検討をお願いいたします。 ＜参考資料＞ https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/tekigou-kizyun-guide/label1/begoj90000004zgc-att/JC-STARlevel1_tekigoukizyun_hyouka.pdf https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/iot_security/pdf/20240823_2.pdf	本オークションに参加いただき落札された電源は、国内に設置されることとなります。そのため、日本におけるセキュリティ適合性評価制度である「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」を要件とすることが妥当であると考えております。 なお、当該制度は、ご指摘の基準含め国内外のセキュリティ基準の要件全体をカバーするように整理・作成されているため、基準自体は国内外の制度と整合しております。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象箇所	ご意見	回答
地元調整の状況について			
97	様式4 蓄電池に係る事業計画	7. 地元調整の状況 説明の対象者に、都市の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界から100m以内）の住民・事業者とありますが、ここで言う敷地境界とは、事業候補地の現在登記されている敷地境界ではなく、今後電源設備の用地として区画予定の敷地境界（計画）と解釈して良いでしょうか。 （例：登記上一筆となっている山林を事業候補地とする場合もあるため）	ご理解のとおりです。また、航空写真等により、電源設備の用地として区画予定の敷地境界を明示していただき、添付資料8に含めてご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
98	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第7項 地元調整の状況」の記載につき、土地所有者（利権者）・立地市町村・地方自治体・住民や地元関係者からの同意を取り付けるにあたり、書面にて回答を取得することは必須でしょうか？または、上記3団体につき、連携している旨がわかる書面や証明を提示さえすればよろしいでしょうか？	書面による回答入手が必須ではありませんが、口頭による回答等の場合には、議事録を残すなどしていただき、適宜適切な証拠書類をご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
99	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第7項 地元調整の状況」の記載につき、地元関係者との折衝を行う当事者は、応札予定の事業者ではなく、外注しても差し支えなかったでしょうか？	応札事業者以外の者に外注することは問題ありませんが、添付資料8に、当該地元関係者との折衝を行う者と応札事業者との関係が分かる資料を含めてご提出ください。 ご意見を踏まえ、「蓄電池に係る事業計画」に反映します。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
100	様式4 蓄電池に係る事業計画	地元調整の状況 敷地境界とは蓄電所を含む敷地で事業者が任意に設定できると認識しているが、問題ないか。	ご理解のとおりです。また、航空写真等により、電源設備の用地として区画予定の敷地境界を明示していただき、添付資料8に含めてご提出ください。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
廃棄物処理法上の広域認定について			
101	様式4 蓄電池に係る事業計画	弊社は米国製の蓄電池のセールスレップを行っております。昨年度まではリチウムイオン電池以外の蓄電池は応札のチャンスは無いと感じておりましたが、今年度より新たな枠組みとして「6時間以上でかつリチウムイオン電池以外」の枠組みが追加されましたので、リチウムイオン電池以外の蓄電池を利用した技術の参入の機会が見込めるようになりました。ただし、リチウムイオン電池以外の蓄電池に関しまして、廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑の提出期限を昨年度（第2回）と同じく2026年1月まで延長して頂く形に変更頂けませんでしょうか？昨年は6時間以上の枠組みが新たに出来た時点で猶予期間が設けられましたので、今年度はリチウムイオン電池以外の蓄電池に関しても同じ猶予期間を設けて頂くことが適切ではないかと思いますが如何でしょうか？昨年度と同じ条件がフェアであると考えます。	第2回オークションにおいてもリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に関して廃棄物処理法上の広域認定の取得を求めておりましたので、第3回については電源等情報の登録期間中に証憑を提出していただきます。なお、LOIで代替することはできません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
102	様式4 蓄電池に係る事業計画	「第8項 廃棄物処理法上の広域認定取得」の記載につき、当該認証に関わる証明は、リチウムイオン電池以外で申請する場合でもあてはまりますでしょうか？2026年1月末の応札期限までに、最大限努力する旨のLOIを提示することで要件を満たしますでしょうか？	
レジリエンスについて			
103	様式4 蓄電池に係る事業計画	「9.レジリエンス」において、「代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容」を示すことが求められています。実際に蓄電池システムの電池部に不具合が発生した場合、一般にセル単位ではなくモジュール単位で交換し、復旧させることになります。従って、当該項目に記載されている「蓄電システムに異常が見つかった場合に備え」る目的からは、蓄電池セルが迅速に供給される（生産能力を有する）ことよりも、蓄電池モジュールの迅速な供給が可能な体制を有していることが求められます。また、平均故障間隔（MTBF）等の観点からは、蓄電池システムに一般的に装備されるHVAC（空調システム）に異常が生じる頻度が高い点なども考慮し、技術的観点からも妥当な供給体制であることが求められます。 一方、第3章の「電源等情報の登録」において、リチウムイオン蓄電池に限った登録項目としてセル製造国の回答が求められており、かつ、日本を除く（リチウムイオン電池セル製造国の1国当たりの蓄電池（リチウムイオン電池に限る。）の落札容量の上限を、全ての落札容量の30%とする規定が設けられていることから、貿易安全保障の観点でのレジリエンスは同規定によってすでに考慮されていると理解されます。従って、「9.レジリエンス」において、蓄電池システムの主要部品として「蓄電池セル、PCS」を提示する合理的理由はないと考えます。具体的には、「9.レジリエンス」中の「電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）」の記述から、「（蓄電池セル、PCS）」を削除するとともに、審査プロセスにおいても蓄電池セルやPCSの供給体制に偏重しない審査基準の適用を要望致します。	日本を除くセル製造国の1国当たりの蓄電池（リチウムイオン電池に限る。）の落札容量の上限を全ての落札容量の30%とする規定については、リチウムイオン電池の調達が特定の国・地域に過度に依存する経済安全保障上のリスクを低減することを目的としておりますが、「9.レジリエンス」における「代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点」については当該蓄電所の異常発生時に代替となる主要部品を迅速に供給でき早期復旧を可能とすることを目的としており、異なる観点を合理的に考慮しているものと考えております。 「9.レジリエンス」における主要部品の対象について、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
期待容量の登録について			
104	第4章 参加登録	今後決定される調整係数においては、洋上風力と陸上風力を区別し、それぞれ実態を参考とした調整係数とされたい。	メインオークションにおきましては洋上風力の調整係数算定に資する稼働実績が得られたタイミングにて整理する方針となっており、本オークションにおきましても頂いたご意見は今後の制度検討の参考にさせていただきます。
105	第4章 参加登録	系統用蓄電池に関わる全てのTSO（送電事業者）につき、調整係数を確認できるのでしょうか？	エリアごとの調整係数につきまして、広域機関HPにて公表していますのでご確認ください。
106	様式6 期待容量等算定諸元一覧	以下の通り記載を修正いただけないか。 【修正案（削除：赤字、追記：青字）】 ※運用のリスクの例 下池の制約、劣化による容量低下、早期連系追加対策による充電制限（時間・量）、充放電時の電流量、充放電可能量（kWh）、満充電維持時間、充放電サイクル数（1日1サイクル未満）による制約等。なお、満充電からの全量放電、全量放電からの満充電までの充放電量を 1 サイクルと見做しますすほか、契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に 1 日 1 サイクルを超える場合があります。 【意見】 長期脱炭素電源オークションの意義は2050 年カーボンニュートラルの実現に資することと理解している。 その中で蓄電池に期待される役割として、再生可能エネルギーの出力抑制が必要となるような時期に発電量を充電により吸収し再生可能エネルギーの発電量を最大限有効活用することが重要であると同時に、調整機能を発揮することも重要と認識している。 ここで、再生可能エネルギーの余剰発電量が多い時期に期待容量全量分の充電を行いつつ、GF・LFCといった調整機能を発揮した場合、1日の充放電量の総量が1サイクル分を超える場合があります。 この役割を前提に蓄電池を構築する事業者とそうではない事業者が混在した場合、設備投資コストにも影響がでるため公平なオークションとならない懸念がある。 こういった経緯から、2024年度の制度詳細説明会QAでは「契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に 1 日 1 サイクルを超える場合があります」と記載をいただいたものと認識している。今回、昨年度QA内容をあらためて募集要項にも反映いただく際にも、期待される役割が明確化されるよう同様の記載をしてはどうか。	ご指摘を踏まえ、余力活用契約における蓄電池のサイクル数の扱いを明確化するよう、期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。
107	様式6 期待容量等算定諸元一覧	水力（貯水式・調整式）の様式6、記載要領1.において、「発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源となります。」との記載が追加されております。本記載について、本文の13,14Pの 安定電源の要件においては、「設備容量（送電端）が3万kW以上の安定的な供給力を提供するもの」であることから、主旨の明確化のため、以下の通り修正してはどうか。 「発電方式が一般（調整式・貯水式）の水力発電所について、設備容量（送電端）が30,000kW以上の安定的な供給力を提供するものは安定電源となります。そうでないものは変動電源となります。」 本文を踏まえると上記認識と想定しておりますが、仮に応札容量30,000万kWの前後で安定電源と変動電源の区分を見直すという趣旨で有る場合、その変更となった理由および根拠について教示頂きたい。	ご理解のとおり、安定電源と変動電源は、安定的に供給力を提供できるかどうかで区分しており、応札容量が3万kWを満たすか満たさないかではございません。ご指摘を踏まえ、期待容量等算定諸元一覧を修正いたします。

容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	ご意見	回答
容量確保契約金額について			
1	第2章 容量確保契約金額	資金調達コスト低減、電気料金の低減の観点から、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入していただきたい。 <理由> 建設リードタイムが長く、高額投資が必要な電源については、建設期間中から投資回収できる仕組みを導入することで、資金調達コストが軽減され、ひいては電気料金の低減につながる。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
容量停止計画について			
2	第3章 権利及び義務	計画停止期間において、第9条第4項④に記載している「本機関が合理的と判断した場合」とはどういう場合か例を教えてください。 ないでしょうか。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。 事象が発生した際に、個別に本機関へお問い合わせください。
市場退出ペナルティ			
3	第3章 権利及び義務	市場退出時の経済的ペナルティ金額を引き上げることとしてはどうか。 <理由> 契約電源については、長期の供給力提供責任を負うことが望ましく、制度適用期間中の市場退出については、より厳格なペナルティを課すことが望ましいと考えるため。	市場退出時の経済的ペナルティは、容量市場における対価を得ることができないことに加えて、契約価格の10%を追加的に求めていることから、供給力の提供が不確実な電源の参入は防止できていると考えており、引き上げることは参入障壁につながる虞もあるため、今後の制度検討の参考にさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
制度適用期間前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
4	第3章 権利及び義務	第13条 制度適用期間前のリクワイアメントについて、長期エネルギー貯蔵システムに適用されている蓄電池と同様の4年間にされているが、当該設備が火力と類似する発電方式があることを踏まえ、グリッドコード（※同様LNG専燃火力）と同じ6年間への変更が望ましい。 ※2025年5月28日資源エネルギー庁 第103回 制度検討作業部会資料3-3「長期脱炭素オークション」に基づく。	長期エネルギー貯蔵システムの建設リードタイムは、資源エネルギー庁のヒアリング調査を踏まえ、蓄電池と同様の4年が適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
5	第3章 権利及び義務	導入リードタイムの長い電源では、その間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高まることから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長を認めていただきたい。 <理由> 導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性がある。このため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが必要である。 一方、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、配慮をお願いしたい。	帰責性にかかわらず延長を認めることは、供給力提供開始期限を設定している趣旨を没却することになるため、難しいものと考えられますが、頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
対象実需給年度前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
6	第3章 権利及び義務	第16条 対象実需給年度前のリクワイアメント①(2)の余力活用契約ですが、締結の期限を早めに決定して公表いただくようお願いします。 （2024年10月公表の実務説明会資料スライド25注3では“実需給年度の前年”とされておりその明確な時期は明らかにされていないところですが、専用線に係るプロセス等を鑑みるとスケジュール面でこのリクワイアメントが最もクリティカルかつペナルティも重大であり（市場退出）、早期に明確化すべき部分と考えられるため） なお“前年”とする必然性が明確でなく、“前年度中まで”で必要十分と考えます。	余力活用に関する契約の締結期限については、メインオークションと合わせ前年12月末とするか、また供給力提供開始時期に応じて期限を延長するかどうかについては、今後検討してまいります。

No.	対象文書	ご意見	回答
対象実需給年度のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
7	第3章 権利及び義務	容量停止計画について、契約電源の停止またはアセスメント容量以下の出力が認められるのが8,640コマ（180日）である理由を教えてください。	容量市場の制度設計において、発電設備の作業停止の実態を踏まえ、設定しております。 詳細は、第13回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料4をご確認ください。
8	第3章 権利及び義務	第19条 ①（１）供給力の維持について、「容量市場 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2024年度）及び長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款に関する意見募集（意見募集期間: 2024年7月17日～2024年7月30日）」の約款に対する意見募集結果のNo.13において、「脱炭素燃料（水素、アンモニア等）が調達できない場合、LNG・石炭で代替えることで供給力を提供したとしても、「供給力の維持」のペナルティ対象とはなりません。」とあるが、CCS付火力においてもCO2回収なしで供給力を提供した場合も同様にペナルティ対象とはならないことで良いか。	CCS付火力においてCO2回収なしで供給力を提供したとしても、「供給力の維持」の経済的ペナルティとはなりません。 なお、年間CO2貯蔵率の達成として別のリクワイアメントが課されておりますので、ご認識ください。
9	第3章 権利及び義務	年間最低混焼率について、70%の混焼率が求められている。例えば20%混焼・年間設備利用率が40%想定の場合、14%以上（20%×0.7）の混焼が達成できれば良いということか。	ご理解のとおり、約款 第19条第1項(4)において、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の年間最低混焼率の達成をリクワイアメントとしており、年間最低混焼率は、年間設備利用率に応じて算定いたします。
10	第3章 権利及び義務	ペナルティの算出時に要求される稼働率については、各変動電源種において実態に合わせた数値となるよう、昨年度からの見直しをお願いしたい。 例えば洋上風力の39%超というのは日本において限られた地域のみで達成可能な数値であり、多くの案件は現実的にペナルティを支払うこととなってしまいます。	変動電源は、日射量・風量・水量等の立地条件が悪い電源を排除するため、最低限満たすべき年間設備利用率の達成をリクワイアメントとして求めることとしております。なお、2025年度応札の設備利用率は、調達価格等算定委員会 で設定された値を用いております。
他市場収益の還付について			
11	第3章 権利及び義務	他市場収益の還付が必要となるのは、制度適用期間（供給力提供開始年度の翌年度）からという認識で間違いないか。その場合、供給力提供開始年度における運転開始が例えば9月であった場合、9月から翌年3月までは還付対象外という認識でよいか。	ご理解のとおり、他市場収益の還付の対象は制度適用期間であるため、供給力提供開始時期が属する年度（供給力提供開始時期から年度末まで）は対象外となります。
12	第3章 権利及び義務	第28条第1項①ですが、“応札価格に織り込まれている資本コスト”を、貴機関はどのように確認するのでしょうか（還付時に容量提供事業者 に申告させ、その値を採用するのでしょうか。）。 またその確認手段は、応札年度2023年度及び2024年度で約定した電源についても同様でしょうか。	応札時に用いた応札フォーマットに記載の資本コストを確認します。応札年度2023年及び2024年で落札された電源についても同様です。ただし、約款第31条第1項⑧、⑩の事由により契約単価が修正される場合は、契約変更時点の資本コストを確認します。
13	第3章 権利及び義務	第28条第1項①ですが、“応札価格に織り込まれている資本コスト”がゼロの場合、95%の還付は生じないという理解で合っているでしょうか。	資本コストが"ゼロ"の場合は、ご理解のとおり約款 第28条第1項①の還付対象は生じません。ただし還付の算定においては、約款 第28条第1項②、③の還付対象の合計を還付額とする点にご留意ください。
不可抗力について			
14	第3章 権利及び義務	第29条（不可抗力事由に関する条文）の第1項ただし書きでは、「第11条第1項②から④及び⑧のいずれかに該当し、その場合に科される第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティには、本項を適用しません」とあるが、第12条第2項では、第11条第1項第5号、第6号、第7号又は第8号の事由による市場退出となった場合、不可抗力事由として取り扱い、経済的ペナルティを科しないと規定されています。いずれにせよ第11条第1項⑧は第12条第2項から経済的ペナルティの対象外という理解だが、第29条では経済的なペナルティが科される前提であるように読めるのは誤記でしょうか。または、別の経済的ペナルティの対象となるケースがあり得るのでしょうか。	約款 第29条第1項について、第11条第1項②から④及び⑨のいずれかに該当し、その場合に科される第12条に示す経済的ペナルティには本項は適用しないこととなります。ご指摘を踏まえ、約款を修正いたします。

No.	対象文書	ご意見	回答
15	第3章 権利及び義務	事業者に帰責性のない事象に伴う供給力提供開始の遅延発生（供給力提供開始期限の超過）の場合は、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 <理由> 容量確保契約金額を容量収入として得られる期間を短縮するペナルティは、建設コストの大きい原子力では高額な減収が生じ、事業に深刻な影響を生じる懸念があるため、事業者に帰責性のない事象に伴う遅延の場合には、容量収入が得られる期間を短縮するペナルティを削除する制度的対応を検討していただきたい。	約款の当該リクワイアメントの条項における異議申立、もしくは第29条第1項の不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。個別の事例を確認し、判断いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
16	第3章 権利及び義務	事業者に帰責性がなく発生する長期停止にはペナルティを課さないでいただきたい。 <理由> 固定費の割合が大きく契約容量の大きい原子力では、長期停止にともなうペナルティによる収入減少が高額にのぼるため、その負担が経営に与える影響は大きい。 また、事業者に帰責性がなく発生する長期停止の上限(180日相当)の設定については合理的でない。大幅な収入減少が生じないような、ペナルティ基準の設計ならびに制度的な措置を検討いただきたい。 具体的には、事業者に帰責性がなく発生した長期停止期間は停止の上限である180日相当にはカウントしないでいただきたい。 また、ペナルティの支払い時期の猶予を設けるなど、急激な経営への影響を緩和する制度措置をお願いしたい。	
17	第3章 権利及び義務	自主的安全性向上の対策の実施により供給力提供開始の遅延（供給力提供開始期限の超過）が発生する場合、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間を短縮しないでいただきたい。 <理由> 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する供給力提供開始の遅延が発生する場合、ペナルティとして、容量契約確保金額を容量収入として得られる期間が短縮される。自主的安全性向上に伴う遅延をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取り組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
18	第3章 権利及び義務	自主的安全性向上の対策の実施による長期停止には、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。 <理由> 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。自主的な安全性向上対策にかかる長期停止が発生する場合、供給力の維持ペナルティを課さないでいただきたい。具体的には、長期停止期間は停止の上限180日相当にはカウントしないでいただきたい。自主的安全性向上に伴う停止をペナルティ適用から除外し、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取り組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	
19	第3章 権利及び義務	電力系統の周波数変動や電圧低下など、系統側の突発的な事由により蓄電池設備が自動的に保護停止した場合、その停止が第9条第5項に規定される「計画外停止」とみなされるのか、それとも第29条に規定される「不可抗力事由」として扱われるのか、ご教示いただきたい。	
権利義務および契約上の地位の譲渡について			
20	第4章 契約の変更等	第32条 権利義務及び契約上の地位の譲渡”ですが、貴機関による審査等の標準処理期間又はそれに類したものを定めて公表いただき、手続の予見性を確保いただくようお願いいたします（現に特段の事情なく本手続に長期間（10か月以上）を要しており、標準処理期間等の定めがないと事業に支障が生じるおそれがあると考えられたため）。	手続きが必要となった場合には、個別に本機関へお問い合わせください。 なお、当該手続きに関する資料の公表要否も、今後検討してまいります。

No.	対象文書	ご意見	回答
別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法について			
21	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	自動補正式における建設工事デフレーターの基準年度（入札年度の前年度）および企業物価指数等の基準年（入札年度の前年）の定義を確認したい。 例えば、第3回オークション（入札年度2025年度）の落札電源であれば、それぞれ以下になるという理解で良いか。入札年度の前年度：2024年度，入札年度の前年：2024年	ご理解のとおりです。
22	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	念のための確認ですが、1.(1)の資本費の建設工事費デフレーターによる補正が※1で“1回のみ”とされているのは、（当該補正がされた容量確保契約金額を受領するのが1回のみという意味ではなく）“容量確保契約金額のうち資本費部分が1回のみ補正され、補正された当該金額を制度適用期間にわたって受領し続ける”という意味で合っているのでしょうか（建設費が高騰した場合に最初の1回のみ補正された金額を受領しても恩恵が少ないと考えられたため）。 もしそういった意味ではない場合、2回目(2年目)以降はどのような補正がされた金額を受領するのでしょうか（コアCPIでしょうか、それとも補正なしでしょうか。）。	資本費の建設工事費デフレーターによる補正は制度適用期間の期首において1回のみのため、以降の制度適用期間にわたり、補正された資本費を含む契約単価を用いて算定した容量確保契約金額を交付いたします。
23	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	契約単価の補正方法を応札時に選択することになっていますが、年ごとに容量提供事業者 zu 有利な補正方法で補正すべきだと考えます。 （今回補正方法が見直されたのは当初の補正方法が実態と合っていなかったためですが、今後の将来においても補正方法の適否が現在の見込みから乖離することは十分に想定されます。したがって年ごとに最適な補正を行うべきであり、応札時にその後20年（又はそれ以上）拘束される条件を選択させるのは合理的ではなく、事業の長期予見可能性を高めるはずのものだった制度の趣旨にもそぐわないと考えます。）	契約価格に織り込まれる費用は、応札事業者とそのステークホルダーの契約状況に応じて補正要否を選択できることとしております。年ごとに容量提供事業者が有利な方法で補正するものではないと考えておりますが、今後の制度検討の参考にさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
24	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	表1の水素・アンモニアの燃料費の補正について、水素・アンモニアの製造・輸送費は変動費（OPEX）と固定費（CAPEX）に分けたうえで、消費者物価指数の変化率を反映するのは変動費（OPEX）のみとするのが適切ではないでしょうか。固定費（CAPEX）は製造・輸送施設が完成すれば、事業期間に亘って固定されるため、消費者物価指数の変化に応じて変化・補正させる必要はなく、長期間に亘って消費者物価指数の上昇が続く場合、これを固定費（CAPEX）に反映させると、実際の費用と補正された契約単価に乖離が生じることになります。現在の低炭素水素・アンモニア市場においては買手側が交渉力を有しており、供給側が合理的に事業を継続可能な範囲でできる限り低い価格での調達を促すことが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、水素・アンモニアの製造・輸送費は、OPEXとCAPEXに分けた上で、OPEXは消費者物価指数の変化率を毎年補正、CAPEXは応札年度前年から供給力提供開始年度前年までの消費者物価指数の変化率を1回のみ補正することとし、約款を修正いたします。 また、CCSの分離回収・輸送・貯留費用についても同様に約款を修正いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法について			
25	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	別紙2の1. (1) ③は、制度適用期間の延長に伴って発生せざるを得ない費用であることから、90%を乗算すべきではないのではな いか。	ご指摘を踏まえ、約款 別紙2の1.(1) における制度適用期間延長に伴い発生する費用（当初織り込んでいた運転維持費と経年改修費の期間延長分）については、90%の乗算対象外にするよう約款を修正いたします。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
26	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	既設炉の最大限活用の観点から、事業者 zu 帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、既設原子力発電の安全対策投資を含めていただきたい。 <理由> 現行の長期脱炭素電源オークション制度および第二十二次中間とりまとめには、既設原子力発電の安全対策投資案件の事後的な費用の増加に対応する制度がない。 新設・リブレースと同様に、投資金額が高額になることから、事後的な費用増加のリスクを有しており、本項制度措置の対象としていただきたい。	今回の措置は、落札価格を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、対象も特にその必要性が高いと考えられる「供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、（建設費の多くが千億円以上となる水準である）本オークションに参加可能な設備容量（送電端）が30万kW以上の大型電源の新設・リブレース投資」に限定することが適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
27	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	事業者 zu 帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応の対象要件に、次世代革新炉への投資促進の観点から、送電端設備容量ペースで30万kW未満の次世代革新炉も含めていただきたい。 <理由> 第二十二次中間とりまとめでは、事後的な費用増加の対応についての制度措置の対象は送電端設備容量30万kW以上とされており、次世代革新炉であっても、30万kW未満では、制度的対応がない。 現在、開発が急速に進んでいる小型モジュール炉では、建設費が1000億円を超える高額な投資になる可能性があるため、30万kW未満の次世代革新炉も対象要件に含めるべきである。	

No.	対象文書	ご意見	回答
28	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	事業者に帰責性がない費用増加が発生した場合に発動される制度的対応には、事業リスクの予見性向上の観点から、上限（当初見積もりの1.5倍まで）を設けないでいただきたい。 <理由> 第二十二次中間とりまとめにおける、事後的な費用増加の制度的対応は、「法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用」すなわち事業者に帰責性がない費用の増加が対象であり、かつ、モラルハザード対策として1割を自己負担するため、1.5倍の上限は不要と考える。	事後的な費用増加を際限なく落札価格に反映することは、需要家負担への影響の観点からも、望ましくないため、上限を設けることが適切と考えております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
29	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	自主的安全性向上の対策の実施により発生する費用の増加を「事業者に帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」に含めていただきたい。 <理由> 原子力利用は、安全性の確保が大前提であり、事業者は、規制基準に適合することにとどまらず、常に安全性の高みを目指した取り組みを継続していくことが求められている。現行制度では、自主的な安全性向上対策に関する費用について、入札後に発生した場合には事業者の持ち出しとなり回収ができない仕組みとなっている。これらの費用の回収を認め、事業者やサプライチェーンからの自主的安全性向上に対する新たな提案や取り組みの実施が積極的に起こるような制度にしていきたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
30	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	事後的費用増加を認める事業対象を、供給力提供開始期限が10年以上のみとした根拠は何か。不確実性の高い低炭素発電において、事業者側の費用増加リスクを軽減することは重要であるほか、例えば8年後9年後の費用見通しも非常に不確実なところ、10年で区切る点是不公平に感じる。	今回の措置は、落札価格を事後的に修正する特別な措置であることに鑑み、電源種別の資本コストの設定においてもリスクプレミアムとして1%加算できる建設リードタイム（供給力提供開始期限）が10年以上の長い電源に限定することとしております。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)